

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構評価基準対応]

令和6(2024)年6月
豊橋創造大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	9
基準 3. 教育課程	45
基準 4. 教員・職員	63
基準 5. 経営・管理と財務	72
基準 6. 内部質保証	82
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	85
基準 A. 地域社会との連携	85
基準 B. 教育目標達成のための基準	93
V. 特記事項	なし
VI. 法令等の遵守状況一覧	94

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的

豊橋創造大学を設置する学校法人藤ノ花学園の建学の精神は「誠をもって勤儉譲を行え」である。これは、学園創立者伊藤卯一が二宮尊徳の教えである至誠・勤労・分度・推譲に基づいて定めたものであり、明治 35(1902)年の学園創立以来一貫して学園に受け継がれている。

豊橋創造大学の基本理念は、「豊橋創造大学学則」(以下「学則」。)第1条に「豊橋創造大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、文化の向上を目指し創造性豊かで人間味あふれる人格の形成と、専門的職能教育を施すことを目的とし、広く国際的視野をもって人類の福祉に貢献する社会人の育成をその使命とする。」と定められている。

2. 大学の個性・特色等(本学が目指す大学像)

各学科の教育目標は学則第3条第2項に、以下のとおり定められている。

(1) 経営学部経営学科

生涯にわたっての高い就業能力を身につけさせるため、健全な職業観と就業意識を涵養し経営学と情報学の専門知識とスキルを持つ専門的職業人の育成を目標とする

(2) 保健医療学部理学療法学科

医療・福祉の向上に寄与するために、幅広い教養と倫理観を身につけて、深い専門的知識と高い技術を持ち、生涯にわたり能力の向上を自発的に行うことができ、他の人格を尊重できる理学療法士を育成することを目標とする

(3) 保健医療学部看護学科

生命の尊厳と個人の尊重を基盤とし、豊かな人間性を形成するとともに、保健医療福祉領域における看護学の役割と機能を理解し、地域社会に貢献できる専門看護職者の育成を目標とする

大学設立時より「地域密着」を設置趣旨に謳い、地域との連携を積極的に行っている。平成 18(2006)年度には「地域貢献センター」を設置し、これを発展させて平成 30(2018)年度には地域連携・広報センターを組織して地域貢献機能の強化を図っている。したがって、本学は中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する大学の機能のうち、「高度専門職業人養成」「幅広い職業人養成」「社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)」の機能を中心とした大学である。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学を設置している学校法人藤ノ花学園は、創立者伊藤卯一が明治35(1902)年4月、渥美郡豊橋町大字中八町（現在の豊橋市八町通り三丁目）に私立豊橋裁縫女学校を創立したことを起源としている。

昭和2(1927)年10月に文部大臣より財団法人として認可を受け、昭和6(1931)年9月に豊橋高等裁縫女学校と改称し、昭和7(1932)年9月に現在の豊橋市老松町に移転した。その後、時代の変遷と共に教育内容を改め、昭和10(1935)年11月には旧実業学校令による豊橋高等家政女学校、昭和21(1946)年3月に旧高等女学校令による豊橋藤花高等女学校を経て、6・3制の学制改革により昭和23(1948)年3月に藤ノ花女子高等学校となった。また、昭和26(1951)年2月には学校法人として組織変更の認可を受けている。

その後、昭和58(1983)年4月に豊橋短期大学を豊橋市牛川町に設置し、平成8(1996)年4月に同キャンパスに豊橋創造大学を設置して現在に至っている。大学設立以降の沿革概要は表Ⅱ－1－1の通りである。

表Ⅱ－1－1 大学設立以降の沿革概要

平成8(1996)年4月1日	豊橋創造大学開学 経営情報学部 経営情報学科 入学定員260人（うち80人は期間を付した定員） 収容定員1040人
平成12(2000)年4月1日	豊橋創造大学大学院開設 経営情報学研究科、起業・経営情報専攻（修士課程） 入学定員15人 収容定員30人
平成14(2002)年4月1日	経営情報学部メディア・ネットワーク学科開設 入学定員130人 収容定員520人 これにより、経営情報学科の定員を以下のとおり変更 入学定員130人 収容定員520人 大学基準協会より「正会員」としての認証を受ける
平成15(2003)年6月1日	経営情報学部がオラクル・アカデミック・イニシアチブ（OAI）参加校となる
平成16(2004)年4月1日	学生定員を以下のとおりに変更 経営情報学科 入学定員68人 編入学定員4人（3年次） 収容定員280人 メディア・ネットワーク学科 入学定員68人 編入学定員4人（3年次） 収容定員280人
平成18(2006)年4月1日	情報ビジネス学部キャリアデザイン学科開設 入学定員136人 編入学定員8人（3年次）

豊橋創造大学

	収容定員560人 リハビリテーション学部理学療法学科開設 入学定員60人 収容定員240人 経営情報学部募集停止
平成21(2009)年4月1日	リハビリテーション学部を保健医療学部と名称変更すると共に、看護学科を設置、あわせて情報ビジネス学部の入学定員を変更 情報ビジネス学部キャリアデザイン学科 入学定員76人 編入学定員8人（3年次） 収容定員320人 保健医療学部理学療法学科 入学定員60人 収容定員240人 保健医療学部看護学科 入学定員80人 収容定員320人
平成21(2009)年3月	日本高等教育評価機構より、大学機関別認証評価において「適合」と認定される
平成22(2010)年4月1日	大学院健康科学研究科健康科学専攻を設置 健康科学研究科健康科学専攻 入学定員6人 収容定員12人
平成24(2012)年3月	大学基準協会より「正会員資格継続認定」を受ける
平成24(2012)年4月1日	経営学部経営学科を設置 入学定員76人 編入学定員8人（3年次） 収容定員320人 情報ビジネス学部募集停止
平成28(2016)年3月	日本高等教育評価機構より、大学機関別認証評価において「適合」と認定される
平成29(2017)年4月1日	保健医療学部看護学科の入学定員を変更 入学定員90人 収容定員360人 経営学部の入学定員・編入学定員を変更 入学定員50人 編入学定員4人（3年次） 収容定員208人
令和2(2020)年4月1日	大学院経営情報学研究科募集停止
令和4(2022)年3月	大学院経営情報学研究科廃止
令和6(2024)年3月	日本高等教育評価機構より、大学機関別認証評価において「適合」と認定される

2. 本学の現況

・大学名 豊橋創造大学

・所在地 愛知県豊橋市牛川町字松下20番地1

(設置者を同じくする豊橋創造大学短期大学部とキャンパスを共有)

・学部構成 (令和6(2024)年5月1日現在)

学士課程 保健医療学部 理学療法学科

入学定員60人 収容定員240人

保健医療学部 看護学科

入学定員90人 収容定員360人

経営学部 経営学科 (平成29年4月 入学定員・編入学定員変更)

入学定員50人 編入学定員4人 (3年次) 収容定員208人

修士課程 健康科学研究科 健康科学専攻

入学定員6人 収容定員12人

・学生数、教員数、職員数

表Ⅱ－2－1 学生数 (令和6(2024)年5月1日現在) 単位：人

学部	学科	在籍学生数				
		1年次	2年次	3年次	4年次	合計
保健医療学部	理学療法学科	57	56	55	61	229
	看護学科	72	77	75	71	295
保健医療学部計		129	133	130	132	524
経営学部	経営学科	47	48	54	57	206
経営学部計		47	48	54	57	206
学部 合計		176	181	184	189	730

(データ編表 F-5 参照) 単位：人

大学院	一般	社会人	留学生	合計
健康科学研究科	0	3	1	4
大学院 合計	0	3	1	4

表Ⅱ－2－2 専任教員配置（令和6(2024)年5月1日現在） 単位：人
学長1人

学士課程	教授	准教授	講師	助教	合計	助手
保健医療学部理学療法学科	8	2	3	7	20	0
保健医療学部看護学科	9	1	6	9	25	3
経営学部経営学科	8	2	1	0	11	0
合 計	25	5	10	16	56	3

修士課程	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
健康科学研究科健康科学専攻	12	1	0	0	0	13
合 計	12	1	0	0	0	13

（健康科学研究科の教員は保健医療学部教員を兼務）

表Ⅱ－2－3 職員配置（令和6(2024)年5月1日現在） 単位：人

	正職員	嘱託職員	パート	派遣	合計
人数	24	4	7	0	35

（所属の正職員・嘱託職員・パート・派遣は全員、大学・短期大学部の業務を兼務する）

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

（1）1-1の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

（2）1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

豊橋創造大学を設置する学校法人藤ノ花学園の建学の精神は「誠をもって勤儉譲を行え」である。これは、学園創立者伊藤卯一が二宮尊徳の教えに基づいて定めたものであり、明治35(1902)年の創立以来一貫して学園に受け継がれ、学校法人藤ノ花学園寄附行為（以下寄附行為という）第3条に明示されている。建学の精神は、大学キャンパス内に説明文と共に掲示されている。また、入学案内、履修案内にも説明のページが設けら

れている。【資料F-1】【資料F-4】【資料1-1-1】

大学の使命・目的は「豊橋創造大学学則」（以下学則という）第1条に、大学院については「豊橋創造大学大学院学則」（以下大学院学則という）第2条に、それぞれ下記のとおり簡潔に記載されている。

「豊橋創造大学は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、文化の向上を目指し創造性豊かで人間味あふれる人格の形成と、専門的職能教育を施すことを目的とし、広く国際的視野をもって人類の福祉に貢献する社会人の育成をその使命とする。」

「本大学に設置する大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、人類社会の発展に貢献しうる人材を養成するとともに文化の進展に寄与することを目的とする。」

また、大学に設置する各学科の教育目標は学則第3条第2項に、大学院各研究科の目的については大学院学則第2条第2項に以下のとおり定められている。

＜保健医療学部理学療法学科＞

医療・福祉の向上に寄与するために、幅広い教養と倫理観を身につけ、深い専門的知識と高い技術を持ち、生涯にわたり能力の向上を自発的に行うことができ、他の人格を尊重できる理学療法士を育成することを目標とする

＜保健医療学部看護学科＞

生命の尊厳と個人の尊重を基盤とし、豊かな人間性を形成するとともに、保健医療福祉領域における看護学の役割と機能を理解し、地域社会に貢献できる専門看護職者の育成を目標とする

＜経営学部経営学科＞

生涯にわたっての高い就業能力を身につけさせるため、健全な職業観と就業意識を涵養し経営学と情報学の専門知識とスキルを持つ専門的職業人の育成を目標とする

＜大学院健康科学研究科＞

健康科学研究科は、保健・医療・看護・介護・福祉等の健康増進に係る専門分野において、総合的かつ多角的な視点を有し、指導的役割を果たせる専門的職業人並びに関連する課題を主体的に解決するための研究能力を有する人材を養成するとともに、健康科学分野の研究成果を社会に還元することを目的とする。

以上のように、大学、大学院の使命・目的、及び教育目的は明確に定められている。

【資料F-3】

1-1-② 簡潔な文章化

大学、大学院の使命・目的については、上述のとおり、それぞれ簡潔に文章化され、大学学則、大学院学則に明確に定められている。

1-1-③ 個性・特色の明示

看護学科及び理学療法学科の設置に伴い、本学が文部科学省大学設置室に提出した申請書、届出書に含まれる「大学等の設置の趣旨を記載した書類」の中で、「本学科は中

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する7つの大学の個性、特色の内、高度専門職業人と社会貢献機能の二つを特色とする。」と明示している。また、経営学部設置の際に大学設置室に提出された設置届出書の中では、人材養成の目的として、「新たな経営学部経営学科は、今まで以上に地域社会の人的資源を充足させることを主要な目的としている。」と表記している。【資料1-1-2】

本学は、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する大学の機能のうち、「高度専門職業人養成」「幅広い職業人養成」「社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）」の機能を中心とした大学である。

1-1-④ 変化への対応

自己点検・評価の一環として法令順守状況を毎年確認しており法令の改正等の変化に対応している。また、高等学校関係者や就職先、地域の諸団体にヒアリングを行い、本学に対するニーズの変化を捉え、必要がある場合には教学マネジメント会議で協議し、必要な対策を指示することになっている。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目標の適切性は確保されているが、今後とも柔軟に法令への適合、変化への対応に努める。

エビデンス集・資料編

- 【資料F-1】 学校法人藤ノ花学園寄付行為
- 【資料F-1】 豊橋創造大学学則 豊橋創造大学大学院学則
- 【資料F-4】 学生募集要項
- 【資料1-1-1】 履修案内・シラバス 建学の精神・教育目標のページ
- 【資料1-1-2】 各学科の設置認可申請書「大学等の設置の趣旨を記載した書類」写し

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

今期中長期計画（WISTERIA PLAN 2029）の基本方針・アクションプランを策定する際には教職員が分担して作成を行った。その際に、中長期計画策定の基礎として大学の建学の精神・使命及び目的は全員に共有されている。また、中長期計画は令和2(2020)年3月開催の理事会においても説明し、理解を得ている。したがって本学の使命・目的及び教育目的は、役員、教職員の理解と支持を得ているものである。【資料1-2-1】

1-2-② 学内外への周知

使命・目的及び教育目的の学内外への周知に関しては、Webページ及び入学案内に説明のページを設けている。また、全教職員に配布される履修案内にも建学の精神及び教育目標を掲載したページを設けている。したがって、本学の使命・目的及び教育目的は、学内外に周知されている。【資料1-2-2】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学中長期計画については、平成25(2013)年度より本学の目的等の達成のため中期計画の策定に着手し、平成26(2014)年に「第1次中期計画」を完成させた。第1次中期計画に続き、令和元(2019)年度には第2次中長期計画(WISTERIA PLAN 2029)を作成した。中長期計画は毎年度アクションプランごとにその進捗状況をチェックし、計画の着実な実行を図っている。【資料1-2-3】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

三つの方針の策定に際しては、学則に明示した各学科の教育目標を基に、各学科で協議して策定されたものである。「学位授与の方針」「教育課程編成方針」「入学生受け入れ方針」の三つの方針は、それぞれ使命・目的及び教育目的が反映されている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の設置する学科は、実学志向の学科であり、学則第1条に明示されている大学の目的に合致した学科である。各学科及び研究科の教育目標を達成するため教育研究組織を構成している。また、各学科では教育目標に基づく学位授与の方針（ディプロマポリシー）とカリキュラムとの関係を明示したカリキュラムマップを用いて整合性を確認している。【資料1-2-4】

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

厳しい経営環境に対応するため、第2次中長期計画の着実な実行を図る。

エビデンス集・資料編

【資料1-2-1】 令和元(2019)年8月教授会資料「WISTERIA PLAN 2029『1基本方針・アクションプラン』の策定について（依頼）」

【資料1-2-2】 豊橋創造大学Webページ（大学概要）
<https://www.sozo.ac.jp/outline>

【資料1-2-3】 第2次中長期計画(WISTERIA PLAN 2029)

(令和2年4月～令和12年3月)

【資料1-2-4】 各学科カリキュラムマップ

【基準1の自己評価】

建学の精神及び大学の使命・目的は、明確に示され、学科ごとの教育目標も学則に明示されている。また、使命・目的及び教育目標は、各種の媒体により教職員、学生及び社会に対して周知が行われている。

教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針については、卒業の認定に関する方針との一貫性が確保できているか確認している。併せてアセスメント・ポリシー（アセスメントプラン）を学科ごとに策定し、教育の改善に関するPDCAサイクルがより有効に機能するよう努めている。

また、厳しい経営環境に対応するため、中長期計画(WISERIA PLAN)の着実な実行を図る必要がある。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

建学の精神に基づいた教育理念とそれらを反映させた教育目的を反映させたアドミSSION・ポリシーを、大学として定めている。

＜豊橋創造大学アドミSSION・ポリシー＞

豊橋創造大学では、新たな勉強のために必要な基礎的学力を十分に備え、建学の精神「誠をもって勤儉譲を行え」を理解して、意欲と主体性をもって勉学に励むことのできる人を広く受け入れます。

さらに、学科並びに研究科別に目指す将来と国家資格の違いから、それぞれ次のように定めている。

＜保健医療学部理学療法学科＞

本学の「建学の精神」を理解して、理学療法士になりたいと強く希望する次のような人たちを広く受け入れる。

1. 幅広い人間性と協調性を有し、他者を思いやることができる人
2. 保健・医療・福祉の分野に対する問題意識を持ち、主体的に取り組むことができる人
3. 高等学校における学習内容を理解し、幅広い基礎学力を有している人
4. 理学療法に対する関心度が高く、社会に貢献したいという目的意識を持つ人

＜保健医療学部看護学科＞

本学科では、看護に深い関心を持つ次のような人材を求め、入学者選抜を実施する。

1. 多様な価値観を受け入れることができる人
2. 思いやりをもって人にかかわることができる人
3. 他者と協働しながら地域社会に貢献する意欲がある人
4. 高等学校等で学ぶ知識・技能（特に、国語、英語、数学、理科）を身につけている人
5. 課題解決に向けて思考し、行動できる人
6. 看護学を学ぶ意志を持ち、主体的に学修に取り組むことができる人

＜経営学部経営学科＞

豊橋創造大学経営学部では、健全な職業観と就業意識を涵養し、経営学と情報学の専門知識とスキルを持つ専門的職業人の育成という教育理念・目標に従って、次のような人材を求めています。

1. 経営・会計に関する専門知識や経済に関する事項を理解できる能力を身につけ、企業や地方自治体などの経営体で従事したいと考えている人
2. 新しい商品やサービスを提供する企業設立に興味のある人
3. 中小企業やベンチャービジネスの事業展開や運営に意欲のある人
4. ネットワークシステム、データベースシステム、WEBシステムの専門知識や活用方法を身につけてビジネス社会で活躍したい人
5. メディア表現やデザイン手法などの情報表現方法を身につけてマーケティングなどの広報業務に従事したい人

＜大学院健康科学研究科＞

求める学生像

1. 保健医療などの臨床・実践の場面において健康寿命延伸を目指す人
2. 基礎研究の視点から健康科学領域における問題解決を目指す人
3. 健康科学領域において指導的な役割を担おうとする人
4. 社会人として活躍しながら研究を志す人

各学科等のアドミッション・ポリシーは、大学案内、学生募集要項、入試ガイド、本学Webページに明示している。また、高校教員対象進学説明会、進路ガイダンス・相談会、教職員による高校訪問、愛知県私立大学広報委員会主催大学展、オープンキャンパ

ス等様々な機会を活用し、アドミッション・ポリシーの周知に努めている。【資料2-1-1】

オープンキャンパスでは、キャンパスを公開し、ビデオ上映等を駆使し、各学部学科の教育目標、教育理念やカリキュラムについて紹介するとともに、理解を促している。さらに、高大連携講座、出前授業、進学ガイダンス等、高校生に直接キャンパスの様子や教育内容を説明する機会も積極的に設けている。また、在学生在が母校を訪問し、本人の近況報告も兼ねて本学の教育内容を紹介するという試みも適宜実施しており、卒業後の様子について情報を求めている高校から好意的に受けとめられている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるため、総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜を中心に多様な入学試験を実施している。主となる入学試験の方式は、

1. 学力を中心にした評価方法（一般入試、共通テスト利用方式入試）
2. 主体的な学修意欲・判断力・思考力や大学での学びの専門性の理解度、高校生活における特色ある活動や資格取得、能力などを加味した評価方法（保健医療学部理学療法学科アクティブ入試、保健医療学部看護学科総合型選抜入試、保健医療学部推薦入試、経営学部総合型選抜入試、経営学部推薦入試）
3. その他の評価方法（社会人特別入試、外国人留学生特別入試、経営学部3年次編入学入試）

に大別される。【資料2-1-2】

大学院健康科学研究科は、内部入試（一期・二期・三期・四期）、社会人選抜入試（一期・二期・三期・四期）一般入試（一期・二期・三期・四期）、の12種の入学試験方法を実施している。医療福祉に関する専門資格取得者や理学療法士、看護師などの国家資格取得者などが主な対象であるが、社会福祉学、工学、心理学、教育学等の学部を修了した者も受け入れ対象としている。【資料2-1-3】

主要入試は、学長、副学長、学部長、学科長、入試委員長、入試センター職員等で組織する試験実施本部により、全学行事として行う。入試の合否判定は、学部長、学科長、入試委員長を含む各学部の入試担当者会議で原案を作成、入試委員会にて審議し承認を得て、各学科教授会で最終的に決定される。ただし、入試日から合否発表日までの期間が短い試験及び小規模な試験に関しては、入試委員会の上を前提に、入試担当者会議メンバーと本部関係者（学長、副学長、事務局長、渉外部長）で合否判定を行い、教授会の承諾を得る形式を採用している。【資料2-1-4】

入学試験制度は、毎年、入試委員会で見直しを含めた再検討を行っている。通常、各学部・学科で原案を作成し、この原案を入試委員会に諮った後、教授会の審議を経て次年度の入試制度として決定する。出願期間、試験日、合否発表日、入学手続期間等の日程についても、競合する他大学との兼ね合いも考慮しつつ、慎重に決定している。また、入学予定者に対する入学準備教育（入学準備学習）を実施し、大学での学びにスムーズ

に移行できるよう配慮している。入試問題は、その内容が各学科のアドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れとして相応しいものであるか、さらに、問題の難易度や内容が学習指導要領の範囲内であるかなど、本学専任教員が点検を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

保健医療学部は、地域のニーズに応える形で、東三河地区初の医療系4年制大学として開設した。令和6(2024)年度入試の定員充足率は、理学療法学科80.0%、看護学科68%、経営学科86%であった。理学療法学科はこれまで維持してきた入学者数が数年ぶりに定員を下回り、看護学科と経営学科ともに、はじめて3学科で入学者数が定員を下回った。総定員に対する定員充足率については、理学療法学科95.4% (229人/240人)、看護学科81.9% (295人/360人)、経営学科99% (206人/208人) となっている。【共通基礎2】【表2-1-1】

表2-1-1 最近5年間の学部学科別入学者状況

学部 学科	項目	年度				
		2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6
保健医療学部 理学療法学科	入学定員	60	60	60	60	60
	入学者数	69	65	63	62	48
	定員充足率	115%	108%	105%	103%	80%
保健医療学部 看護学科	入学定員	90	90	90	90	90
	入学者数	100	93	91	70	61
	定員充足率	111.1%	103.3%	102%	78%	68%
経営学部* 経営学科	入学定員	50	50	50	50	50
	入学者数	54	51	51	45	43
	定員充足率	108%	102%	102%	90%	86%

*経営学部経営学科は、別途3年次編入定員4名/年度あり

過去5年間の学部学科別の入学者状況を見ると理学療法学科と看護学科では、東三河地区初の医療系4年制大学として、地元からの入学生を中心に東三河地区へ多くの医療人を輩出してきたことが評価され、順調に推移していたが、ここ数年徐々に減少傾向が認められる。令和6(2023)年度には3つの学科で、入学者数が入学定員を下回る状況となった。厳正かつ適切な入試を実施するとともに、高大接続を意識した適切な入試方法を検討し、適正な学生数の確保に努める方針である。

大学院健康科学研究科については、令和6(2024)年度入試の定員充足率は33.3%であった。総定員に対する定員充足率については、健康科学研究科25% (3人/12人) となっている。健康科学研究科では、入学者数ならびに総定員に対する定員充足率ともにここ数年低迷している。健康科学研究科の教育研究活動とその魅力を対外的にアピールする

ことで学生数の確保に努めていく。【表2-1-2】

表2-1-2 最近3年間の研究科別入学者状況

研究科	項目	年度		
		2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6
健康科学研究科	入学定員	6	6	6
	入学者数	1	1	2
	定員充足率	16.7%	16.7%	33.3%

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、前身の豊橋短期大学設置から41年、豊橋創造大学設置から28年と比較的歴史が浅い大学である。当然のことながら歴史と伝統のある大学や定員規模の大きな大学と比べれば、大学としての認知度は、決して高いとは言えない。そのため、地域の高校や高校生にしっかりと認知されるよう、入試センターが中心となり、東三河・浜松地区高大連携協議会との連携強化や、各教科教員研修会の誘致などに取り組んでいる。また、昨年度からスタートした大学のリブランディング施策に伴い、大学ホームページを改修し大学のさらなる認知向上を図っている。さらに、ICTの進展に伴い、SNS等での情報発信の充実等を計画し、ステークホルダーへの認知向上に努めていく。その他、オープンキャンパスにおいて内容の充実と努めるとともに、すべての学科において育成型入試の導入を取り入れ、オープンキャンパスを中心に職業観を育成する講座の開催を計画している。高等学校への出前講座（出張講義）への積極的な参加や高校訪問の計画的な実施等にも取り組んでいる。業者が企画する模擬授業企画にも積極的に参加し、本学が取り組んでいる事柄を強くアピールしていく。

大学院については、地域社会を牽引できる指導的人材の育成を目指す高次な研究・教育活動の拠点として、入学生の質の担保と定員の確保は重要課題である。大学院の場合、在学生からの進学だけでなく、外部からの進学者も相当数確保しなければならない。こうした背景から、健康科学研究科における研究活動を広く周知するべく、2021年度よりパンフレットを全面的に刷新すると共に、研究科教員によるセミナー講座を開催した。しかし、コロナ禍のため、オンラインを主体とした実施となった。2024年度以降もセミナー講座を継続して実施すべく準備をしている。

大学院では、公開講座の実施、研究成果の発表、行政機関との共同研究、行政機関の補助事業など、本学の強みを生かした活動や地域貢献事業に積極的に取り組んでいる。また、就学しやすい環境や学修しやすい環境づくりにも取り組んでおり、社会人向けの長期履修制度の導入・整備なども行っている。これら種々の方策により、学生受入数の維持確保に努めていく。さらに、大学院健康科学研究科では、平成28(2016)年度より文

部科学省「職業実践力育成プログラム」(BP)に認定され、かつ厚生労働大臣より専門実践教育訓練給付制度の対象となる「専門実践教育訓練施設」として指定を受け、社会人の受け入れを積極的に推進している。

エビデンス集（データ編）

【共通基礎2】 年度別学科別志願者数・合格者数・入学者数等

【表2-1-1】 学部、学科別の在籍者数（過去5年間）

【表2-1-2】 大学院研究科の入学者数の内訳（過去3年間）

エビデンス集（資料編）

【資料2-1-1】 2025年度入試ガイド

【資料2-1-2】 2024年度募集要項（大学）

【資料2-1-3】 2024年度募集要項（大学院）

【資料2-1-4】 豊橋創造大学入学試験委員会規程

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

<保健医療学部理学療法学科>

1. 履修指導

学生が各自の学修目標に沿った履修科目の選択をサポートするために、教員と教務課が協働して履修指導を行っている。新入生に対しては、入学時ガイダンスにおいて、大学の設置理念と教育目標を認識させるとともに、大学での学修と履修、単位と卒業要件単位について担任および教務委員から説明している。保護者に対しても同様の説明を行い、新入生が不安なく取り組めるよう支援している。履修登録に際しては、選択科目の選定や科目相互の履修順序、登録手続期限について、教務課担当職員から説明をしている。令和3(2021)年度から、学生各自の将来目標に向けて適切な選択科目を履修できるように、モデルカリキュラムなどカリキュラム内容を分かりやすく新入生に提示できるような資料を提示している。

また、在学学生についてもミスなく履修登録できるように、学期当初に履修ガイダンスを行い、担任教員と職員が協働して指導に当たっている。特に、平成28(2016)年以前入

学生における留年生では、新カリキュラム移行に伴う科目再編のため、必要に応じて補講を行っており、履修登録ミスが無いよう、担任により個別指導を行っている。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】

2. 担任制度による支援

理学療法学科では、学生の学修面・生活面に関する悩みや問題に対して適切な助言・指導を目的に、専任教員による「クラス担任制」を採用している。各学年は 2 クラスであり、2 名の教員がクラス担任として、それぞれ約 30 名の学生を担当している。1・2 年次には一般教養教員 1 名と理学療法士教員 1 名が担当することで、初年次からの学修が円滑に進むよう、学生を援助している。3・4 年次には担任を理学療法士教員 2 名とし、専門教育、国家試験対策、就職活動についても援助している。

クラス担任は学生それぞれの授業への出席状況や学修状況（成績）、学生の大学に対する意見や要望を把握すると共に進路の確認などのために随時個別面接を行っている。各学期末の試験結果の不良者及び **Grade Point Average**（以下「GPA」という）が基準に満たない学生を対象に、春学期や秋学期開始時、学期末の進級判定会議前後にそれぞれ指導している。個別面談などの学生指導については、本学学生支援システム **UNIVERSAL PASSPORT**（以下「UNIPA」という）のスチューデントプロフィールを用いて、実施記録の作成と保管を行っている。【資料 2-2-3】

1・2 年生では基礎ゼミナールの担当教員が教員 1 名あたり 10 名程度の学生を指導し、3・4 年生では理学療法研究・演習のゼミ担当教員が学生指導も行っている。なお、理学療法研究・演習のテーマは学生の希望を優先しているため、教員が担当する学生の人数にばらつきがあるものの、1 教員あたりの担当学生を少人数とすることで個々の学生に応じた支援を行っている。

3. 出欠状況の管理及び指導

平成 23(2011)年度より、学生の出席状況を詳細に把握するために授業担当者が授業終了後速やかに **UNIPA** を活用して学生の出席状況を学科教員が共有できるようにしている。出席不良等の問題を抱える学生に対し、クラス担任が早期に対応し、当該学生の指導を行っている。また、令和 3(2021)年度入学者より、全ての保護者・保証人を対象に、**UNIPA** のアカウントを発行し、学生の出席状況・時間割・成績を公開している。保護者のログイン状況を把握することなどを行い、学生の学修について保護者との連携強化に力を入れている。【資料 2-2-4】

4. 保護者懇談会の開催

大学主催の保護者懇談会では、学科全体会、学年別分科会、希望者による個別面談会という構成で、理学療法学科の取組みや学修状況を詳細に伝えるようにしている。1 年生保護者へは入学後の大学生活や学修状況など、2 年生保護者へは臨床見学実習を経験した学生の変化について、3 年生保護者へは理学療法臨床検査測定実習以降の臨床実習の概要と国家試験対策について、4 年生保護者へは国家試験対策と就職活動について詳

細に説明し、保護者の理解を深めるように努めている。なお、令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度は COVID-19 感染症拡大の影響から、保護者懇談会を非来場型（オンライン）開催で実施したが、令和 4(2022)年度の新入生保護者会からは感染対策を施しながら来場型で実施している。

5. 個別学修支援

本学では、サポートセンターにて個別の学修支援が実施されている。各学生及び学科の要望に対応すべく、教務課と学科にて連携し、運営されている。理学療法学科においては、現在のところ利用できていないが、教務委員会を中心にその利用について検討を進め、令和 6(2024)年度中に方針をまとめ、令和 7(2025)年度から利用を開始する予定である。

6. 国家試験対策講座による学修指導・国家試験の模擬試験の実施

理学療法学科では、理学療法の専門家として臨床において必要な知識の統合を図り、理学療法士の国家試験に合格できる学力を養うために、4年生を対象とした「理学療法総合演習Ⅰ・Ⅱ」の中で、4月より5月末までの2か月間と9月末より国家試験までの期間において、原則毎日午前中の2コマをグループ学習時間に充当し、担当教員が出欠確認及び学修サポートを行っている。また、4月と10月には外部講師による国家試験対策講座（基礎医学、専門医学）を、11月～12月にかけては理学療法士専任教員による過去の国家試験問題解説を実施している。その達成度の見極めのひとつの方法として、国家試験の模擬試験を定期的に10回実施している。模擬試験の結果から、卒業研究・演習ゼミの担当教員や助教助手、担任が、個別指導を行っている。令和 4(2022)年度からは、過去の模擬試験の結果を踏まえ、本学学生の特徴に応じて重点対策分野を設定し、その分野については、理学療法士専任教員による過去の国家試験問題解説の時間を多くしたり学修効果を見るための確認テストを実施したりするという工夫を行っている。2024(令和 6)年度からは、外部講師による国家試験対策講座を秋学期のみにするとともに、春学期の国家試験対策の内容に対して、過去の国家試験対策の分析結果をもとに、工夫を施した。春学期期間中から取り組むべき領域をより具体的に明示し、学生が何に取り組めばよいかを明確にするようにしている。【資料 2-2-5】

さらに、3年生を対象とした「理学療法セミナーⅠ・Ⅱ」において、グループ学習とアクティブラーニングを中心とした演習及び模擬試験により、2年次までの学修内容を整理するとともに、4年生への国家試験対策グループ学習へ円滑に移行できるようにしている。【資料 2-2-6】

7. 退学者などへの支援

休学・転学部・退学などの理由として、学力不足、進路変更、経済的理由、健康上の問題等がある。休学・転学部・退学の相談はクラス担任が受けている。保護者と連絡を取りながら、学生の問題解決を目指している。本人の休学・退学などの意思が固い場合は、学科長へ報告し、その後、学籍異動の手続きに移っている。その際、再度保護者を

交えての面談を実施し、進路変更後についての相談に応じている。休学・転学部・退学などの意思表示に対しては、教員と職員が連携して対応に当たっている。

8. 聴講生

留年している学生に対し、すでに修得している科目について理解を深めるための聴講を勧めている。聴講に当たっては、担任及び科目担当教員と面談を行った後、聴講の手続きを進める。平成 20(2008)年度より、本学理学療法学科の卒業生が、免許取得のため国家試験を受験しようとする場合、本学教員の指導を受け、1 年間国家試験対策の授業を履修することを認めている。卒業生本人からの申請制とし、「理学療法総合演習Ⅰ・Ⅱ」の聴講生として取り扱っている。【資料 2-2-7】

9. 入学準備教育

理学療法学科では、入学生の未履修科目及び習得知識の不足への対策として、全ての入学予定者を対象に「入学準備教育」の案内をしている。令和 4(2022)年度に教務委員会を中心として入学準備教育のコンテンツの見直しを行い、令和 5(2023)年度入学生からコンテンツを「朝日新聞時事ワークシートオンライン版」と「イラストでまなぶ・わかるプレリハ（アイベック）」に変更した。これらのコンテンツを入学準備として使用するだけでなく、1 年生春学期の基礎ゼミナールⅠや担任との面談でも活用することで、初年次教育へのスムーズな移行を目指している。また、オプションとして株式会社ナガセ（東進ハイスクール）が提供する通信教育教材の「生物総合」「リハビリテーション基礎物理」「医療系総合講座」の 3 講座から、学生がこれまでの学修状況に応じて任意に選択することとしている。加えて、令和 5(2023)年度から入学前スクーリングを年 1 回から年 2 回に変更し、より幅広い学生が対象となるようにした。【資料 2-2-8】

<保健医療学部看護学科>

学生の学修支援は、教務委員会、学生委員会、実習委員会、国家試験支援委員会及び教務課、学生課を中心に教員と職員が協働し、全学的に取り組んでいる。また、これらが十分行えるよう教員の教育能力向上に向けた取組みは全学及び看護学科 FD 委員会が担っている。【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】

1. 入学前教育

看護学科では、毎年、高等学校から大学での学修への円滑な遂行を図るため、新入生を対象に入学前教育（入学準備学習）を実施している。2022 年度から全学の方針としてリクルート社の自主学習型の Web サービス「スタディサプリ」を導入し、英語・数学・国語・理科・社会の 5 教科入学前 1 月～入学後 1 年間、各自がスマートフォンで映像授業を視聴し学習している。その学習効果を到達度テストで検証した結果、大学側が提示した全ての課題を実施していない学生が多く、その学生は入学後スムーズに大学の学修に移行できない傾向がみられた。このため、2023 年度入学生以降は指定校推薦・推薦入試一期、総合型選抜入試合格者と保護者を対象に「入学前講座」を入学前の 12 月に実施し、2024 年度入学生にも 2023 年 12 月に実施した。参加者アンケートより大

学の学修への準備ができたとの声が多く聞かれた。【資料 2-2-10】【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】

2. 初年次教育

入学準備学習と連動して入学後に到達度テスト（国語、英語、数学、理科）を実施している。2024 年度入学生の得点傾向は、国語平均 56.6 点（範囲 27-92）、英語平均 46.4 点（範囲 23-82）、数学平均 37.3 点（範囲 6-76）、理科平均 63.3 点（範囲 38-92）と個人差が大きく、例年の傾向と同様であった。この成績を参考に成績下位の学生 20 名程度を学修サポートの対象者とした。2022 年度入学生の対象者は学修サポートセンターの利用を勧めても欠席が目立ったため、2023 年度以降は、入学ガイダンス時に学修サポートの概要と必要性、効果を説明し、教員が出欠席を確認して、ほぼ全員が国語・数学・理科のサポートを活用した。また、今後も大学での授業と並行してサポートを受けられるよう無理のない計画も継続する。【資料 2-2-10】

3. 基礎ゼミナール

1 年次の「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」は大学教育の導入として 4 年間の大学における教育の基盤づくり（大学教育のリテラシー構築）を意図している。「資料を読む、調べる、まとめる、発表する、レポートを書く」など具体的作業を通して主体的な学修態度が身につくことを目的としている。また 2016 年度より学長による「建学の精神」の講義を取り入れ大学の教育理念の背景を理論立てて理解を促している。また、ゼミナール担当教員は各担当者間及び 1 年担当チューター教員との密接な相互交流を通して、学生に教授内容の理解と実践できるように進めている。【資料 2-2-11】

4. ガイダンス

新入生ガイダンスを 4 月上旬に 2 回、実施した。COVID-19 の感染予防策として、座席指定と適宜換気しながら実施した。在学生ガイダンスを 4 月上旬に、3 密回避のため会場を 3 カ所に分けて、学年別に実施した。配信用の教室を準備し、各会場に Google Meet で配信した。新入生ガイダンス同様に、適宜換気しながら実施し、予定どおり実施した。

秋学期ガイダンスは、1～3 年生合同ガイダンスを 8 月上旬午前、4 年生ガイダンスを同日午後に実施した。1～3 年生合同ガイダンスは 3 密回避のため会場を 3 カ所に分けて、学年別に実施した。配信用の教室を準備し、各会場に Google Meet での配信を行った。4 年生ガイダンスは対面で実施した。

定期試験ガイダンスは、定期試験の受験、追再試手続きなどのトラブルを防止するため、2023 年度も 1 年生を対象に教務課と連携して 1 回目は 6 月に主に定期試験受験にあたっての留意事項（定期試験の日時・時間割、遅刻、欠席の場合の対応など）を教務課作成の資料および履修案内を用いて説明した。2 回目は 8 月に成績結果の確認方法および追再試手続きの方法を説明した。定期試験の受験および追再試の手続きについてのトラブルはなかった。

【資料 2-2-15】 資料 2-2-16】

5. 保護者懇談会

大学と家庭の連携を図り学修支援を充実するために、新入生の保護者に入学時と 10 月、2～4 年生の保護者に 10 月に保護者懇談会を実施した。大学における履修、卒業進級要件、保健師・助産師選択コースの案内、学生生活と健康管理、臨地実習の概要、国家試験の概要と対策を各委員会から説明し、看護学科の教育の理解と協力を求めている。2023 年 10 月の懇談会の参加者は、学科別懇談会 44 世帯（1 年 23、2 年 14、3 年 4、4 年 3）、チューターによる個別面談で 22 世帯（1 年 12、2 年 8、3 年 1、4 年 1）であった。相談内容は、全般的に成績と進級・留年に関わる内容が多く、その他、保健師・助産師課程に関する質問がみられた。個別面談後に就職セミナーが予定されたため、面談時間の調整が必要になった。【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】

6. 学年チューター制度による支援

学年別チューター制度を導入しており、教員 1 人約 10～20 人の学生を受け持っている。各学年の担当教員は、年度当初に指導方針・目標と年間の活動計画を立て、定期的にチューター会議を開き、学年運営を行った。また、各学年チューターは Web でのスチューデントプロフィールで学生の履修状況を把握し、指導している。未認定科目のある学生には科目担当教員・チューター・教務委員が学生や保護者との面接を行い学修姿勢や学修方法について指導した。

【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】

7. 国家試験に対する配慮

国家試験に向け、学生の意識を高め、習熟度に応じた個別のかつ段階的な学修への支援を初年次より計画的に実施している。教員による補講（対策講座）及び業者による国家試験対策講座や全国模擬試験を実施し、模擬試験結果をもとに、チューターによる個別指導を綿密に実施した。【資料 2-2-9】

2024 年 2 月に 12 期生が国家試験を受験し、第 113 回看護師国家試験合格率は新卒者 95.5%（全国 93.2%）、第 110 回保健師国家試験合格率は新卒者 100%（全国 97.7%）、第 107 回助産師国家試験合格率は新卒者 100%（全国 99.3%）であった。2022 年不合格の既卒生は聴講生規程に基づいて 1 年間聴講生として、国家試験に関する情報提供、国家試験対策講座、模擬試験、国家試験受験手続等、在学生と同様にモチベーションを維持し、国家試験が受験できるよう支援した。その結果、既卒生 4 名中 3 名は合格したが、1 名は不合格であった。

2024 年度も看護師国家試験合格率の向上を目指し、教員による補講、模擬試験、業者による国家試験対策講座等の導入、学生国家試験対策委員が主体となって学生の学修状況や希望に応じた対策を計画し、実施している。保健師・助産師課程学生も模擬試験と領域担当教員による支援を計画的に実施している。【資料 2-2-10】【資料 2-2-18】

8. 実習指導に関する研修会の実施

2013 年度より看護学教育の質の向上を図る目的で実習指導者及び教員合同の研修会を継続して実施している。これにより、実習指導者・教員の役割の認識、情報交換や相互交流が図られ、臨地実習の受け入れや指導体制の構築につながっている。

2023 年度は、7 月 3 日（月）に日高庸晴講師（宝塚大学看護学部教授）による「看護学実習で求められる性的指向と性自認の多様性を尊重する取り組み」の研修会を対面と Zoom ライブ配信を併用して開催した。参加者は、実習施設 17 施設 65 名（対面 13 名、Zoom52 名）、看護学科教員 24 名）であった。【資料 2-2-17】

＜経営学部経営学科＞

1. 入学前学習、初年次ガイダンス、学期ガイダンス

新入生に対しては、入学前学習として経営学の基礎的な内容についてのレポートを課し、1 年次授業と連動させることにより、高校から大学への円滑な接続に努めている。初年次ガイダンスでは、日本語・数学・英語プレイスメントテストを行い、対応するキャリア開発 1 などの授業によりフォローしている。

新入生ガイダンスは、通常の履修ガイダンスとは別に教務委員会及び入門ゼミ担当教員が中心となり、学生 TA を交えた少人数グループでの履修計画の作成を行っている。別日程で実施されるフレッシュマンスクールと併せて、新入学生の学生生活、学修活動への支援を行っている。

在校生に対する学期ガイダンスは、春学期及び秋学期の年 2 回、学科教務委員及び各委員会、大学各事務局が連動して行っている。学科教務委員教員と教務課職員、ゼミ担当教員が分担・連携して各学年に対して教務ガイダンス部分を担当・実施し、ガイダンス後には実際に PC 教室において Web 履修申請を行いながら個別に履修指導、学生相談に応じている。【資料 2-2-19】【資料 2-2-20】【資料 2-2-21】

2. 学年主任・ゼミ担当教員の配置

学生の学習への個別支援としては、各学年各学期に入門ゼミ（1 年）、基礎ゼミ（2 年）、専門ゼミ（3・4 年）の担当教員が配置され、学年ごとに学年主任がとりまとめを行い、教務委員会及び職員と連携を取りながら、学習指導を行っている。入門ゼミ、基礎ゼミ、専門ゼミの担当教員は、授業への出席状況や学修状況（成績）を把握すると共にゼミを通して随時、学修指導を行っている。各学期末の成績不良者及び GPA が基準に満たない学生を対象に対しては、学期ごとにそれぞれ個別に指導している。【資料 2-2-22】

3. 出欠状況の管理及び指導

学生の出席状況は、授業担当者が UNIPA に入力し、学科教員全員が共有している。これにより、各入門ゼミ、基礎ゼミ、専門ゼミ担当者は常に学生の出席状況を把握でき、学生指導を行うことができる。併せて、各学期の初期の段階で出席状況を集計し、学科教員間で共有し、早期に出席不良等の学生指導を行っている。

4. メンタルタフネス講座及び模擬面接講座

経営学部では、キャリア形成科目、プロジェクト科目、メンタルタフネス講座（2017

年度入学者より正規授業の職業研究講座内で実施）及び自己理解促進模擬面接講座（課外授業）において社会人基礎力養成を行っている。科目内で定期的に社会人基礎力を測定するとともに、GPS-Academic（2022 年度までは社会人基礎力測定 PROG）を実施し効果測定を行っている。正規科目のキャリア形成科目、プロジェクト科目と連動し、またキャリアセンターとも連携して対応している。

5. iPad 貸与制度

経営学部では、UNIPA の参照、電子メール、情報収集や授業時における電子教科書、課題、プリントデータ等の配布のため、全学生に iPad が貸与されている。プロジェクト科目、ゼミ、情報系科目を中心にほぼ全ての科目において、Google mail、Classroom 等による教材配付や課題提出等に利用されている。iPad 活用については、情報系教員、教務委員会、サポートセンター職員が連携して対応している。

6. 保護者懇談会の開催

毎年 1 回の保護者懇談会を開催している。学科全体会、学年別分科会、希望者による個別面談会という構成で、学科の取り組みや学修状況を詳細に伝えるようにしている。また、2016 年度入学者より、希望する保護者・保証人を対象に学生の出席状況・時間割・成績について UNIPA を介して参照でき、個別学生の学修状況について保護者との連携・協力している。

7. システム管理室・サポートセンター

本学には、学内のパソコン関連施設の管理を行うシステム管理室と、パソコン施設の日常的な備品のサプライや教員・学生からのパソコンに関する日常的質問に対応するためのサポートセンターを設置している。システム管理室には、業務委託先企業の職員が 1 名常駐して日常業務を担当するほか、週に 1 日程度、業務委託先のエンジニアが来訪してメンテナンス業務に従事している。

サポートセンターは、1996 年の大学創設時以来、コンピュータールームの近くに設置されており、わからないことは何でも質問できる場として学生に活用されている。職員 1 名が常駐し、教員・学生へ対応している。

8. 学修サポートセンター

コンピュータ等のサポートとは別に、学修サポートとの位置づけで 2008 年度からは教員あるいは職員が連携してサポートセンターで待機し、学生の質問に対応できるように学修サポートセンターを運営し、学修支援及び授業支援を充実させている。

<大学院健康科学研究科>

学修支援及び授業支援の充実に関する取組みは以下のとおりである。

1. 図書館、LAN 設備、また大学院専用研究室における各人の研究ブース、共用 PC やプリンターなど学修環境を整えている。

2. 履修指導

大学院健康科学研究科では、入学時に大学院生毎に研究指導教員を決定し、研究指導

教員が1年次後期から研究計画立案のための個別指導時間を確保し、院生の進捗状況を把握して適切な学修並びに修士論文作成に向けた指導を行っている。これまで、55名が修士（健康科学）の学位を取得し修了した。

3. 研究指導教員による指導

健康科学研究科大学院生の学修の多くは、研究指導教員による指導に一任されている。しかし、修士論文中間報告会や学位審査、そして修士論文発表会を通して、健康科学研究科の所属教員が全ての院生の学修に関与する仕組みが構築されている。教育目標の達成状況の点検・評価は、各学期あるいは年度末の最終成績評価による。学修状況に問題がある学生に対しては、各科目の担当教員より指導担当教員に状況の連絡がなされて個別に対応する。同時に、研究科委員会にて情報を共有化し、研究科として善後策を検討し対処できる体制にある。また、平成28(2016)年度より、修士論文計画発表会の開催を2回にし、院生は自身の研究やその準備の進捗状況に応じて2回の内いずれかで発表することとした。これにより、院生は研究指導教員以外の研究科所属教員から組織的な指導を受けやすくなった。【資料 2-2-23】

4. 昼夜開講制

社会人大学院生のニーズが高いこと、学部卒の大学院においても働きながら学ぶ希望があることから、健康科学研究科では社会人が働きながら修学することを支援している。その1つとして、大学院設置基準第14条による教育方法の特例に関する規定を適用し、平日昼夜開講制及び土曜日の開講、夏期や冬期など長期休暇中の集中授業を行っている。

5. 長期履修生制度

大学院生が仕事・家庭などの事情による修学の困難さに対して、標準修業年限（2年）を超えて一定期間（最長4年）にわたり計画的に教育課程を修了できるように長期履修生制度を設定している。長期履修生の申請は入学前あるいは在学中は長期履修開始前年度2月末とし、在学中に1度だけ履修期間の変更が可能である。これまで、18名の院生（令和6(2024)年5月1日現在）がこの制度を利用している。【資料 2-2-24】

6. パソコン貸与制度

修士論文執筆をはじめデータ収集や解析など、現在の研究活動にパソコンは欠かせない。そこで希望者には可搬型パソコン（ノートPC）を修学期間貸与する制度を設定している。これまで、52名の院生が本制度を利用している。【資料 2-2-25】【資料 2-2-26】

7. 研究奨励制度

大学院での研究成果を在学中に学術集会（学会）などで発表することを奨励することを目的に、参加登録費ならびに旅費を補助する制度を設定している。【資料 2-2-27】

8. 健康科学セミナー

外来講師を招いたセミナー（健康科学セミナー）を開催し、学生並びに教員の質的向上を図り、学際的な視点及び知識の獲得、そして他研究者との交流に努めている。なお、このセミナーは平成27(2015)年度より、授業科目「健康科学特論Ⅰ及びⅡ」のオープン

セミナーとして実施している。(基準 B. 教育目標達成のための基準「B-1-①教育研究活動の質的向上を目指した特色ある取組み」参照)

9. 授業科目などに関する学生の質問・相談への対応

専任教員は、最低週に 1 コマのオフィスアワーを設けている。また、専任教員のオフィスアワー一覧を学生掲示板ならびに教員研究室のドアに表示している。学生は、講義内容の質問や学修方法に関する相談を直接科目担当教員に持ちかけることができる。また、教員のメールアドレスを研究科 website 上に公開しており、常時、学生の質問・相談等に対応できる体制を整えている。

10. 研究員・研究生制度

健康科学研究科を修了後も、本研究科を拠点として研究継続を可能とするために、「協力研究員」という資格を制定し、本研究科の施設・設備を使用する許可を与えている。また、本研究科の活性化を目的に外部からの研究者が本研究科内で活動できる仕組みを整備し、国内外の教育研究者を対象に「客員研究員（大学院学則第 4 条）」、他大学院又は外国の大学院に在籍している者、大学院修士課程修了者又はこれと同等と認められる者「研究生（大学院学則第 42 条）」として積極的に受け入れている。

11. 単位互換制度

豊橋技術科学大学大学院（平成 25(2013)年 4 月 1 日より）ならびに放送大学大学院（令和 3(2021)年 4 月 1 日より）との間で単位互換協定を締結している。これにより、健康科学研究科大学院生が豊橋技術科学大学大学院あるいは放送大学大学院で単位を修得することが可能となり、更に高い教育の実施が期待できる。【資料 2-2-28】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

<保健医療学部理学療法学科>

学生に対するきめ細かい学修支援を行うために、TA（大学院生）・授業補助員（学部学生）を活用してきた（令和 2(2020)年度の科目数 3 科目、授業補助員数：6 人）。【資料 2-2-29】【資料 2-2-30】しかし、令和 3(2021)年度以降は TA と授業補助員の実績がない。本学大学院生が減少していることが一因であるが、可能な限り積極的に活用できるよう学科教員に周知していく。

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しながら共に学びあう大学として、障がいのある学生支援の充実に努めている。そのため、以下の基本方針及び規程に従い、障がいのある学生からの支援要請（意思の表明）により、当該学生との十分な話し合いを経た上で合理的配慮に基づく支援を行っている。【資料 2-2-31】【資料 2-2-32】一方、学生からの学修支援の要請に応えるため、各教員はオフィスアワーを設定し、個々の科目に関する内容からその学修援助の方策まで、広く支援している。専任教員は、週に 3 コマのオフィスアワーを設けている。また、専任教員のオフィスアワーは、UNIPA から学生も確認することができ、学生は講義内容の質問や学修方法について直接科目担当教員に相談できる。また、教員のメールアドレスを学生に公開し、常時、学生の質問・

相談等に対応できる体制を整えている。【資料 2-2-33】

途中退学、休学及び留年への対応策についてであるが、休学・転学部・退学などの理由として、学力不足、進路変更、経済的理由、健康上の問題等がある。そこで、休学・転学部・退学の相談はまずクラス担任が受け対応を行い、必要に応じ学生課や健康相談センター、保護者と連絡を取りながら、学生の問題解決を目指している。本人の休学・退学などの意思が固い場合は、学科長へ報告し、その後、学籍異動の手続きに移っている。その際、再度保護者を交えての面談を実施し、進路変更後についての相談に応じている。休学・転学部・退学などの意思表示に対しては、教員と職員が連携して対応に当たっている。留年となった学生に対しては、担任を中心に次年度の学修計画を立て、ガイダンスごとに個別指導を行っている。

また、すでに修得している科目についても、理解を深めるための聴講を必要に応じて勧めている。聴講に当たっては、担任及び科目担当教員と面談を行った後、聴講の手続きを進めている。一方で、国家試験に不合格となった卒業生に対しても、平成 20(2008)年度より、免許取得のため国家試験を受験しようとする場合、本学教員の指導を受け、1 年間国家試験対策の授業を履修することを認めている。卒業生本人からの申請制とし、「理学療法総合演習Ⅰ・Ⅱ」の聴講生として取り扱っている。【資料 2-2-7】

<保健医療学部看護学科>

1. 授業科目等に関する学生の質問・相談への対応

専任教員は週 3 回のオフィスアワーを設け、UNIPA で公開し、その他随時、学生の相談に応じている。また、教員のメールアドレスを学生に公開し、常時、講義内容や学修方法に関する質問などに対応できる体制を整えている。

学年別チューター制度により各チューターが個別に担当学生の学修状況を把握し、成績低迷者や不合格科目が多い学生、欠席の多い学生に可能な限り早期に個別面談を実施して学修を支援している。【資料 2-2-10】

2. 聴講制度

進級制をとり、各学年において定められている修得すべき必修科目の単位をすべて修得していないと次の学年に進級できない。看護学科では学生の学修不足、学力不足等の理由により必修科目の単位が修得できず、例年 1 年生の 10～20 名、2 年生の数名の留年生がみられる。また、成績低迷者は 3・4 年次の学修にも影響するため、それらの学生に既修得科目もさらに理解を深めるための聴講を勧めている。【資料 2-2-11】

<経営学部経営学科>

授業での学生に対する学修支援策として、授業補助員を配置して学生の学修支援を行っている。特にコンピュータ実習を伴う授業では、学生個人の能力差が大きいため、少人数の講義、演習であっても授業補助員を配置している。

専任教員は、週に 3 回以上のオフィスアワーを設け UNIPA で公開しており、学生は、講義や学修方法についての質問、相談を科目担当教員に直接することができる。また、

教員メールアドレスは公開されており、オフィスアワーに限らず、随時、学生の相談や質問に応じている。

＜大学院健康科学研究科＞

TA については「豊橋創造大学「ティーチング・アシスタント」に関する規程」及び「豊橋創造大学「ティーチング・アシスタント」に関する細則」に従い大学院生個々の状況に合わせて授業支援・学修支援を行っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

＜保健医療学部理学療法学科＞

学力に関する問題により留年する学生数は、年々増加する傾向にある一方で、サポートセンターにおける個別学修支援の利用についてはまだ十分とは言えない。特に、1 年次における学修サポートの重要性は増しており、その対応を進めることが喫緊の課題となっている。そのため、教務委員会において学修サポート WG を設置し、専門基礎科目を担当する教員、教務課と協働して令和元(2019)年度にその活用を進めたものの利用者は増加していない。令和 5(2023)年度末には教務委員会を中心に留年・退学者に関する分析を行った。この結果も踏まえ、令和 6(2024)年度に、個別学修支援の利用促進も含め 1 年次における学修サポート体制全体の見直しを行う。また、1 年次だけでなく、カリキュラムや臨床実習、国家試験対策を含めた全体的な学修支援体制の見直しを教務委員会中心に令和 4(2022)年度から重点的に取り組んでおり、継続していく。

支援体制として、個々の学修に対する相談に関しては、まず担任、ゼミ担当が窓口となり対応する。個別の科目に関する事項に関しては、科目担当者、個別学修支援担当者との連携により、基礎学力の向上と、科目の補習を行う。また、その活用にあたっては、教務課職員と連携し、学生に対する広報や利用の手引き作成などを検討する。

本学科の特性上、身体機能に障がいを持った学生はほとんど在籍していない。一方で、ごく軽度の精神障害（発達障害を含む）があり、学修にうまく参加できていない様子の学生が見受けられる。これらについては、健康相談センターとも連携し、臨床実習などにおける学修支援などについて対応しているが、今後さらに支援を充実したものにする。

＜保健医療学部看護学科＞

学生の学修支援として、入学前からの「入学前講座」により高校の学習をふり返り、大学の学修準備を継続する。入学後は国語・数学・理科・英語の到達度テストの結果をもとにサポートセンターの学修支援につなげ、学力の向上と学修習慣の定着を図る仕組みを継続する。課題として、1・2 年次の必修科目の単位が修得できずに留年する学生が増加傾向にある。このため、学年チューターのサポートを継続し、2023 年度から始めた再試験前の教員による補講を行い、1・2 年生の留年者数の減少を目指す。

学修成果の可視化として、2022 年度以降の新カリキュラムの教育評価を学生アンケートにより評価している。1 年次の授業科目のバランスや順序性については 8～9 割の

学生が「よい・ほぼよい」と回答していた。また、時間割の問題はないと回答した学生が8割を超えていた。2年次の授業科目のバランスや順序性も「よい・ほぼよい」と8～9割の学生が回答し、時間割の問題も約8割の学生が問題ないと回答した。また、ディプロマポリシーの1年次の到達度も概ね6～8割の学生が「身についた・ほぼ身についた」と回答し、2年次にはその割合が上昇していた。今後も継続して調査し、カリキュラム評価の分析を進め、教育活動に活かしていく。一方、GPS-Academic、学修行動調査、GPA、卒業生アンケート等のデータも関連させて分析し、継続して学修成果の可視化に努める。

本学科の教育目標、三つのポリシーにそって、より質の高い教育を実施するために、FD活動などにより、教員の教育力向上を目指す。また、教員不足の課題に対し、継続して確保に努めていく。

＜経営学部経営学科＞

学生への学修支援に関する事項の改善・向上方策は、経費的・人的資源等の留意すべき点があるが、より学生の視点に立った支援を行うため、教務委員会で今後も継続的改善を行っていく。

2022年度以降はCOVID-19感染対策をした上で対面授業を実施しているが、経営学部では、プロジェクト科目、ゼミ、情報系科目を中心にほぼ全ての科目においてGoogle mailやClassroomによる教材配布や課題提出等の利用により、対面指導と併せてよりきめ細かな課題管理等がされるようになった。今後も、実施方法等を改善しつつ学修支援体制を確立していけるものと考えている。

TA等の配置については、配置が望ましい科目でTAの配置ができている。今後も、TA要員を充足するため、募集告知を強化させ、教員からゼミ学生へ協力を呼びかけるなど、対象学生の質的・量的な確保に努める。

学修サポートセンターについては機能しているが、利用率や対応科目等を含め教育支援サポート業務内容について見直しや改善を検討する。

学生の学習への個別支援では、各学年各学期の入門ゼミ、基礎ゼミ、専門ゼミの担当教員と各学年の学年主任が教務委員会及び職員と連携を取りながら行っているが、今後も連携しながら学習指導を行っていく。

＜大学院健康科学研究科＞

健康科学研究科では、病院等の医療機関で勤務している社会人学生が多く在籍しており、院生の学修を支援するために、「昼夜開講制」「長期履修生制度【資料2-2-34】」「PC貸与制度」「研究奨励制度」を設定し、これらは有効に機能している。特に、研究奨励制度に関しては、大学院生の研究を活性化し、学会大会での研究成果発表は多数ある。海外で開催された国際会議で、本研究科に在籍する大学院生がAwardを受賞しているのはその成果の表れの一つであると考えている(平成29(2017)年度:1名、平成30(2018)年度:2名)。さらに、関連する研究領域の新進気鋭の外来講師を招いた健康科学セミナー

一を継続的に開催し、専門的及び多角的な視点を養成すると共に、外部の研究者とのネットワーク構築に取り組んでいる。また、英国 King's College London の大学院生が修士論文のための研究を本研究科で実施（平成 25(2013)年度：2 名、平成 26(2014)年度：1 名、平成 29(2017)年度：1 名、令和元(2019)年度：3 名）したことは特筆に値すると考えている。さらに、内 1 名は King's College London の博士課程に進学し、博士の学位を取得している(令和 4(2023)年 5 月 1 日現在)。さらに、平成 27(2015)年 12 月に文部科学省「職業実践力育成プログラム」(BP) に認定され、かつ厚生労働大臣より専門実践教育訓練給付制度の対象となる「専門実践教育訓練施設」として指定を平成 28(2016)年 1 月より受けている。

研究科における研究成果を社会還元すべく本大学院研究科の教育に携わる教員の活力ある研究活動の実現及び質的向上を図るために関連諸分野から外来講師を招いて健康科学セミナーを今後も開催すると共に、海外の研究機関を含めた学外共同研究などを推進する計画で準備を進めている。また、大学院健康科学研究科の教育課程のさらなる充実と、専任教員の研究活動を支援し、かつ大学院生の海外留学先を開拓するために、大学院健康科学研究科の専任教員を対象とした「海外短期留学」が平成 24(2012)年度より始まり、これまで延べ 5 名の教員がこの制度を利用している。令和元(2019)年度よりこの制度は大学院健康科学研究科の競争的研究資金(豊橋創造大学大学院健康科学研究科先端研究助成)に統合されている。

エビデンス集(資料編)

- 【資料 2-2-1】 豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程
- 【資料 2-2-2】 豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程細則
- 【資料 2-2-3】 豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科 GPA 制度に関する取扱要領
- 【資料 2-2-4】 UNIVERSAL PASSPORT 保護者アカウント最終ログイン状況集計計(2023 年度第 5 回教授会資料)
- 【資料 2-2-5】 国家試験対策年間スケジュール(2024 年度 4 年生)
- 【資料 2-2-6】 理学療法学科 2024 履修案内
授業科目の紹介(理学療法セミナー I・II)
- 【資料 2-2-7】 豊橋創造大学聴講生規程
- 【資料 2-2-8】 2024 年度入学生用『入学準備学習』概要について
(2023 年度第 8 回教授会資料)
- 【資料 2-2-9】 看護学科 2024 年度各種委員会活動計画
- 【資料 2-2-10】 看護学科 2023 年度各種委員会等総括.
- 【資料 2-2-11】 豊橋創造大学保健医療学部看護学科 履修案内・シラバス 2023
- 【資料 2-2-12】 看護学科 2024 年度入学準備学習ご案内.

- 【資料 2-2-13】 看護学科 2023 年度入学準備学習ご利用手引き
- 【資料 2-2-14】 豊橋創造大学保健医療学部看護学科 2023 年度入学準備学習課題配信講座一覧
- 【資料 2-2-15】 看護学科 2024 年度入学予定者「入学前講座」実施報告
- 【資料 2-2-16】 看護学科 2024 年度新入生保護者会、春学期ガイダンススケジュール
- 【資料 2-2-17】 2023 年度実習指導に関する研修会 総括
- 【資料 2-2-18】 看護学科 2023 年度国家試験支援委員会_教員へお願い
- 【資料 2-2-19】 豊橋創造大学経営学部経営学科履修規程
- 【資料 2-2-20】 豊橋創造大学経営学部経営学科履修規程細則
- 【資料 2-2-21】 履修案内経営学部経営学科（2023）
- 【資料 2-2-22】 豊橋創造大学経営学部経営学科 GPA 制度に関する取扱要綱
- 【資料 2-2-23】 平成 27 年度第 6 回大学院健康科学研究科委員会議事録
- 【資料 2-2-24】 大学院健康科学研究科長期履修生制度利用者の概要
- 【資料 2-2-25】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部パーソナルコンピューター等学生貸与要綱
- 【資料 2-2-26】 大学院健康科学研究科パソコン（PC）貸与制度利用者の概要
- 【資料 2-2-27】 豊橋創造大学大学院生学会発表支援に関する規程
- 【資料 2-2-28】 豊橋創造大学大学院単位認定に関する規程
- 【資料 2-2-29】 2020 年度理学療法学科「授業補助員」の概要
- 【資料 2-2-30】 豊橋創造大学「ティーチング・アシスタント」に関する規程
- 【資料 2-2-31】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部における障害学生支援に関する基本方針
- 【資料 2-2-32】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部障害学生支援規程
- 【資料 2-2-33】 理学療法学科 2024 履修案内教員メールアドレス一覧表
- 【資料 2-2-34】 豊橋創造大学大学院長期履修生に関する規程
履修案内 大学院健康科学研究科（2024）P83~86

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

<組織>

本学園の建学の精神についての解説では「実用的な知識・技能を修得し、実践する過程を通して人間性を高める」と謳い、学則では「専門的職能教育」を目的に掲げている。本学では学生の社会的・職業的自立にむけてのキャリア教育は、学科ごとに取り組みの方針があり、講義と連動している。学生は、専門性を生かして教員と二人三脚で質を高めていき、大学として一貫した「キャリア支援」と学科の特色を生かした「キャリア教育」に取り組んでいる。【資料2-3-1】

大学生の進路選択・決定は、自身の適性、志向、専攻分野の専門性を理解した上でなされることが好ましい。そのため、学部・学科ごとにキャリア形成に関する講義や講演などを行い、学生が自らの進路やキャリアデザインについて考える場を提供している。一方、具体的な進路決定の段階で必要となる就職支援は、キャリアセンター職員で対応している。これらを連携させて学生支援を展開できるように、教員とキャリアセンター職員をメンバーとする就職委員会を組織している。経営学部と保健医療学部とは、就職・進路決定の過程に大きな差異があるため、それぞれ学科別分科会で具体的な事業を計画・実施している。なお、各分科会は原則毎月1回定例開催している。

学生の就職を考える上で重要な啓発的経験として、保健医療学部では各学科共、カリキュラムの中で臨地実習を行っている。一方、経営学部では就職委員会とインターンシップ委員会が合同で一体的な運営を行い、インターンシップを「就業体験を通じて働くことのイメージを掴むためのキャリア教育」「学びの往還（大学における学びの意義を再考して自身の専門性を高める機会）」の一つとして位置付け、専門教育と就業の現場とを結ぶ「個別最適な学びと協働的な学びの往還」の場としている。

＜学生の就職活動支援＞

教員による個別指導を、理学療法学科ではクラス担当教員が、看護学科の場合はチューター教員が、経営学部では専門ゼミナール教員がそれぞれ就職委員と連携を取りながら行っている。また就職ガイダンス、求人票の発送・受付、求人斡旋、就職相談などの就職活動に対する具体的な支援業務を、一括してキャリアセンターが行っている。

キャリアセンター職員が取り組む業務指導内容は、次のとおりである。

- ・就職に関する情報収集、企業・病院施設等のニーズ調査
- ・学生に対する情報提供
- ・全学生を対象とする就職支援プログラムの企画と実施（就職ガイダンス、学内合同就職説明会、資格取得講座の開催及び資格奨励金制度の運営、公務員試験支援センターとの連携による学生の支援）
- ・学生への個別対応（エントリーシートや履歴書、論作文の添削、模擬面接、キャリアカウンセリング）
- ・就職活動実態調査及び就職離職調査

＜社会的・職業的自立に関する就職支援の展開＞

理学療法学科では、1年生から就職ガイダンスを開始し、就職ガイダンスの時期、内

容の見直しをはかっている。2023年度は、2022年度より再開した7月と9月の2回の学内病院説明会のうち、7月の開催に3年生の希望者が参加する機会を設け、早期から就職施設を知る活動を行った。適性検査や公務員講座の受講推奨、小論文指導、現役理学療法士による講演、面接対策講座、先輩の就職体験報告会など例年実施している活動は継続して行った。個々の学生の就職支援については、キャリアセンター、就職委員、4年担任らが連携し行った。

看護学科では、1年次からの学修内容が就職を考える際に必要な知識であることを理解して学生生活を送るよう意識づけるために、1年次から段階的に就職ガイダンスを実施している。2023年度は、看護師の採用試験が早期化していることを踏まえ、3年生対象の「合同就職説明会」の時期を見直し8月に実施した。また、名称を「看護業界研究会」に変更した。就職支援は、看護学科就職委員、チューター教員、キャリアセンター職員らが連携をはかり、個々の学生に対して就職活動支援を行った。

経営学科では、学生の進路選択が多岐にわたるため、進路の決定には学生自身の興味、能力、適性、価値観の醸成が必要であるとの認識に立ち、1年次よりキャリア関連科目の配置により職業観の形成及び就業に必要な基礎学力の充実を目指したカリキュラムを編成している。その中で、インターンシップ関連科目を2・3年次に開講することにより、幅広い業種・業界で就業体験に参加できる体制を整備している。さらに、従前課外で実施していたメンタルタフネス講座のコンテンツを必修科目に含めることで、学生の主体性・創造性を育成するとともに、社会的・職業的自立を促す自己理解の促進を図っている。なお、2023年度は、就職活動の早期化に対応した効果的なキャリア教育の実施を目的に、2025年度のカリキュラム改正に合わせて教育コンテンツおよび実施の枠組みの再検討にも取り組んだ。

またキャリアセンターでは、全学部学科の学生を対象に就職ガイダンスを通して適性テスト、SPI模擬テスト、自己分析・自己PR講座、論作文対策テストなど学生の自己理解や自立心、就職基礎能力育成につながるような取り組みを行っている。さらに、具体的な就職活動の支援においては、キャリアセンターによりきめ細かい相談・指導を実施している。【表2-4】

また、個人面談、模擬面接練習、就職ガイダンス、会社説明会等のオンライン化への対応ができるように構築した環境を活用して、状況に合わせた支援に継続して取り組んでいる。

大学院健康科学研究科については、院生の多くが有資格者や有職者であることから、修学中の進学や就職支援の対象となった学生については、これまで3名である（入学時より常勤または非常勤にて継続勤務：3名）。なお、そのため具体的な支援について今年度は行っておらず、卒業後は勤務先に就業している。その他、希望者がいる場合の他大学院博士課程への進学ならびに就職については、本研究科専任教員の紹介および情報提供によるものであり、大学院生の進学・就職の支援には主に研究科専任教員の持つネッ

トワークを活用している。

以上のように、学部・学科の教育課程を通じて行われる「キャリア教育」と学生の就職・資格取得をサポートする「キャリア支援」の両者の連携をはかり、学生の社会的・職業的自立に取り組む体制が構築・運用されている。

こうした取り組みの結果、卒業者全体に対する就職希望率は91.1%（2024年5月1日全国平均：74.8%）、就職希望者に対する就職決定率は98.4%（2024年4月1日全国平均：98.1%）と高い数字となっており、学生の職業的自立を目指した大学として実績を上げている。【表2-5】【表2-6】

以上のことから、大学全体で組織的に学生の社会的・職業的自立に関する指導のための体制が整備され、適切に運営されていると評価できる。

（3）2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生の就職支援においては、進路決定に必要な自己理解や職業理解を深化させることと、職業的自立に必要な「基礎的・汎用的能力の育成」も重要でまた個人差が大きい。そのため、「基礎知識や技能」をサポートする学修支援室における個別指導と連携した学修支援体制の強化も必要である。さらに、就職活動の支援においては、「意欲・態度及び価値観」や「論理的思考力・創造力」を含めた学生支援の強化も必要である。「意欲・態度及び価値観」の醸成には、様々な職業人に触れ、意見交換を行える機会を設ける必要があるが、病院実習やインターンシップがそうしたキャリア教育の機会の一つであることを改めて認識し、学生にもその意識を持たせるような指導を行う。一方で、「論理的思考力・創造力」はゼミナールなどの専門教育で繰り返し議論を行うことで育まれるものであるため、各学科の該当科目との連携の在り方の検討が必要である。なお、職業意識や自己理解・社会理解は学生個人の特性の違いが大きく、画一的な対応だけでは十分な支援は行えない。このことを踏まえて、教員組織とキャリアセンター職員による相談・助言などの個別対応を更に強化する必要がある。

保健医療学部では、専門職を育成する基礎教育機関として学生の実習の中で生じる進路選択の迷いや進路の専門性に関わる面での教員の助言や指導の役割は大きい。昨今の社会状況の大きな変化や医療制度を取り巻く状況の変化に対応し、かつ学生個々のニーズに対応したより効果的な学生支援を実現するために、キャリアセンター職員と教員組織との情報共有を強化して、職員と教員が連携して学生指導に当たる体制整備とその安定した運用を目指す。

理学療法学科では、2021年度入学生から入学時よりキャリアセンターと共にキャリア教育を開始した。その完成年度となる本年は、その活動を踏まえた就職指導を行うとともに、4年間の活動の見直しを行う。今年度の4年生については、キャリアセンター、担任との情報交換を踏まえ、学内活動状況（実習、国家試験対策等）により連動した状況での学生指導を行う。また、学生の就職希望先施設と受験施設とのミスマッチの改善

に努める。

看護学科では、4年後の看護職を取り巻く状況を見据え、引き続き1年次から段階的に就職ガイダンスを実施する。2023年度から「看護業界研究会」の時期を変更したため、3年次のガイダンス内容・時期の見直しをする。4年生の就職活動では、就職試験と授業が重なり学業に集中できないなどの影響が懸念される。そのため、学生が不利益にならないよう対応について検討する。また、就職試験の時期・内容、内定がとれなかった学生の状況などのデータを整理・分析し、就職支援の在り方について検討する。

経営学科では、早期選考への対応も考慮したスケジュールで就職活動を支援するために、就職ガイダンスの実施時期の見直しや、低学年からガイダンス・個別面談を実施する。3年生に対しては、更なる就職活動の早期化を考慮してガイダンスの実施内容・時期の見直しを行う。特に合同企業説明会については実施時期を6月下旬、11月下旬、2月下旬に前倒しする。2年生に対しては、就職活動の早期化に備え、春学期に1回、秋学期に2回の就職ガイダンスを実施する。また、昼休みの時間を活用した低学年から参加できる「お昼の就活セミナー」（企業紹介、就活相談）を開催する。

また、経営学科では2025年にカリキュラム改正を実施するが、それに合わせてキャリア教育関連科目と就職活動支援の連携内容の具体的な検討を行う。まずは、教務委員会と連携しながらキャリア教育科目の具体的なコンテンツを決定する。その内容に合わせて、2年次秋学期からの就職ガイダンスの具体的なプログラムを検討する。

エビデンス集（データ編）

【表2-4】 就職相談室等の状況

【表2-5】 就職の状況（過去3年間）

【表2-6】 卒業後の進路先の状況（前年度実績）

【資料2-3-1】 大学概要・理念・メッセージ（本学ウェブサイト）

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では厚生補導（学生サービス活動）を行うための機関としては大半を学生委員会と、その事務を取り扱う教学部学生課が対応している。学生委員会は、学生生活に関わる「学生会」「学生プロジェクト」「キャンパスアメニティ」「奨学金」「留学生」「通学」「健康・相談センター」の7項目について小委員会が組織され、各学科より選任された

学生委員会メンバーの中から担当者が割り当てられる。各小委員会のリーダーは、当該年度の事業計画に沿って小委員会のメンバー及び学生課職員とともに問題の発見や見直し、そして問題の解決にあたっている。また、年度末には次年度の事業計画策定に着手し、実施に向けた準備を行っている。

教学部学生課は、課長1人・課員2人で構成され、事務業務を行いつつ、学生対応の一次窓口としての機能を果たしている。

1. 学生に対する経済的支援

日本学生支援機構等の外部奨学金を含め以下のような本学独自の奨学生制度を設け、学生の経済的支援を行っている。

- ・学校法人藤ノ花学園奨学生制度
- ・スカラシップ奨学生制度
- ・豊橋創造大学外国人留学生授業料減免制度

「学校法人藤ノ花学園奨学生制度」は、前年度の学業成績が所属する学科の概ね上位5%以内の者から特に優秀な学生に対し、2年次以降に半期分の授業料相当額を奨学金として給付（減免）するものである。

「スカラシップ奨学生制度」は、スカラシップ100奨学生（学納金全額）、スカラシップ50奨学生（学納金半額）として入学した学生に対し、毎年審査により2年次以降継続された学生に給付（減免）される制度である。なお、その継続基準は前年度の学業成績（GPA数値）で定めている。

「豊橋創造大学外国人留学生授業料減免制度」は、本学の学部及び大学院の正規課程（研究生及び聴講生は除く）に在籍し経済的理由により授業料の納入が困難であり、学業優秀と認められる私費外国人留学生に対して授業料減免を行うものである。【表2-7】

今後も、日本学生支援機構等の外部（従来の貸与型及び令和2(2020)年度から導入された高等教育の修学支援新制度給付型）奨学金制度と本学独自の奨学金制度を連携させながら、学生の支援を積極的に行っていきたい。

また、看護学科では学科の特性に鑑み、外部の各種奨学制度を必要に応じて個別に紹介している。

2. アルバイトの紹介

学生が行うアルバイトについては、制限職種等（アルバイト時間帯が午後10時を越える業務、自動車等の運転や乳幼児の世話など事故の危険性が高い業務、風俗営業など学生がアルバイトすることがふさわしくないと判断される業務など）を設け、ガイダンス等で学生に周知している。

また、現在、多くの学生がネット上にある「アルバイト紹介システム」をスマホ等で検索しアルバイトに従事している状況に鑑み、ガイダンス等で不適切就労の回避を呼び掛けている。併せて、民間企業が運営している「バイトネット」に加盟し、優良

なアルバイト情報を提供している。

3. 課外活動への支援

本学には、学生の自主的意志に基づき学生生活の充実向上を図ることを目的として全学生で組織された「合同学生会」がある。合同学生会には学生総会、執行委員会、代議員会、サークル連絡会、選挙管理委員会、大学祭（創造祭）実行委員会、卒業記念品事業実行委員会の各機関が置かれており、主に執行委員会が中心となって活動を行っている。学生会活動の主な行事には、新入生歓迎会・サークル勧誘会、スポレク大会、大学祭（創造祭）などがある。このほか、献血活動や豊橋市の主催する行事にも積極的に参加している。

令和5(2023)年度の登録サークルは21団体あり、スポーツ系は10団体、文化系は11団体である。特に、スポーツ系サークルの日本拳法、ダンス部は各種大会に参加し成果を収めている。各サークルの顧問は専任教職員が担当し、指導・助言を行っている。また、合同学生会執行委員会のサークル担当がサークル連絡会を開催し、各サークルの活動状況により配当する予算やサークル室14部屋の配分などを行っている。【表2-8】

学生会の活動資金は全学生から毎学期に学生会費として徴収し、主に創造祭の実施、学生のサークル活動及び各種課外活動への支援、卒業記念事業などに使われている。

本学では、これらの活動に対し以下の体制で指導・助言を行っている。

- ・ 学生会活動：学生委員会の中に学生会小委員会を定め、学生会の指導・助言並びに支援を行っている。会計執行にあつては、学生課長の監査を受ける。また、学生課職員が必要に応じて指導・助言を行っている。
- ・ サークル活動：専任教職員が顧問となる。合同学生会の執行委員（学生）により活動が統括されている。
- ・ 授業等における課外活動：学科全体に関わる活動は、学科に所属する教員が指導を行っている。講義に関わる課外活動は、授業担当教員が指導を行っている。

4. 健康相談・心的支援・生活相談等

本学では、学校保健安全法第5条に基づいて、毎年1回全学生を対象に健康診断を実施し、受診者には結果を個別に通知している。検査所見で指摘のあった学生に対しては病院等で再検査を行うよう勧めている。実施時期は在学生対象が年度末（2月）、新入生対象が年度初め（4月）である。検査項目は「身長測定」「体重測定」「視力検査」「尿検査（蛋白・糖・潜血）」「血圧測定」「聴力検査」「胸部X線（直接撮影）検査」「学校医による内科検診（聴診等）」の8項目である。

本学の健康・相談センターでは、保健師や養護教諭の資格を持つ職員が対応し、講義や課外活動中のケガ、病気の応急処置だけでなく、精神的な不調等を含め不登校や長期欠席に関する悩みの相談にも対応している。健康・相談センターの利用可能時間は9:00～17:00となっており、利用者数は、令和元(2019)年度146名、令和2(2020)年度35名、令和3(2021)年度70名、令和4(2022)年度102名、令和5(2023)年度106名と推移し

ている。

D棟4階には学生相談室が設置され、平成22(2010)年11月より臨床心理士の資格を持つカウンセラーがカウンセリングを実施している。令和5(2023)年度は、週1回（隔週で水・金）11時～16時半の開室となっている。利用の際には事前に健康・相談センター、学生課又はメールにて予約を行い、学生本人のみならず保護者も一人約30分～1時間のカウンセリングを受けることが可能である。学生相談室の利用者数は、令和元(2019)年度54名、令和2(2020)年度35名、令和3(2021)年度27名、令和4(2022)年度47名、令和5(2023)年度80名と推移している。【表2-9】

ハラスメント防止については、平成25(2013)年度にハラスメント関係の規程等の見直しや改正をおこない、令和2(2020)年度には目標を「ハラスメントのない大学を目指して」に修正し、ガイダンス項目に追加した。また、毎年度全教職員を対象としたハラスメント防止研修会及びハラスメント相談員を対象としたハラスメント相談担当者研修会により啓発を行っている。併せて、令和4(2022)年度10月より、ハラスメントへの対応として学内相談窓口に加えて学外相談窓口を設置している。

障害のある学生の支援については、平成29(2017)年度に「障害学生支援に関する基本方針」「障害学生支援規程」「障害学生支援委員会規程」を定め、全学的な支援体制を整えた。障害者に対応するための施設（バリアフリー化）は、ほぼ整備されている。車椅子を利用する学生については、同学生が受講する授業の教室の設定や専用席の確保などに配慮している。聴覚に障害を持つ学生については、ノートテイク派遣制度に基づき学習支援を行っている。ノートテイカーの配置については、コーディネーターを教務課が担当し、当該学生からの希望する授業について、原則として2名を配置するよう努めている。なお、障害のある学生からの相談、支援申請の窓口は、入学前については入試センター事務室とし、入学後は教学部としている。

本学では全学年を通じて担任制（理学療法学科）・チューター制（看護学科）・ゼミ担任制（経営学部）をとっており、学生は担任、学生課職員、健康・相談センター職員、カウンセラー（臨床心理士）とその悩み事や相談事の内容に応じた対応ができるよう心がけている。

学生課に寄せられる生活相談の内容は、「家計急変による緊急奨学金貸与の相談」が多く、この対応として日本学生支援機構奨学金の緊急採用や、国民生活金融公庫による教育ローンを紹介している。また学費については、本学が独自に行っている学納金延納制度や授業料減免制度の説明を行っている。

下宿相談への対応としては、新入生や在学生の下宿希望者の便宜を図るため、地元優良不動産業者と連携し独自に「TOYOHASHI TOWN GUIDE」を作成し、配布している。本学では、良好な環境の下宿を確保することは、学生の修学環境を維持するために重要であると考えている。そのため地元優良不動産業者との連絡を密にし、学生が不利益を被ることのないよう努めている。

外国人留学生に対する相談に関しては、学生委員会の留学生小委員会、ゼミ担当、学生課が一体となって行っており、日々の学生生活から在留関係、生活相談まで対応し、幅広く可能な限りの助言・指導を行っている。また、出入国にかかる事務については学生課が行っている。令和5(2023)年度在籍の留学生は、中国やベトナムの出身であるが、入学試験において、その出願条件の中に「日本留学試験で日本語科目200点以上」又は「日本語能力試験でN2(2級)以上」と定めているため、日常的なコミュニケーションをとることには支障がない。平成16(2004)年度から原則毎月初めに全留学生を集める定例会を開催し、その中で在籍確認を行っている。この在籍確認は法務省入国管理局から協力依頼があったことに基づいて行っている。

本学における社会人、編入、転入学生数は数的に限られているが、担当教員及び事務局職員が連携し支援を行っている。

5. 交通安全・防犯対策・薬物乱用防止対策等

本学は教育環境として恵まれた閑静な豊橋市郊外に位置しているが、市街地から離れていることで、主要な通学方法は自家用車が最も多く、次いで、自転車、バス、オートバイと多岐にわたっている。公共のバス通学以外は、学生自身が乗物を運転するため事故に遭う機会も稀に起きている。

令和元(2019)年度より本学では交通安全や、酒・タバコ・薬物の危険性、クレジットカードやその他の契約に関する知識を提供するために、新入生全てを対象にガイダンスの機会を利用して薬物乱用防止講話、交通安全講話や消費者生活講座を実施している。令和5(2023)年度は、薬物乱用防止に関しては豊橋市保健所作成のDVD教材、交通安全については本学学生委員会作成のDVD教材、消費者生活講座は東三河広域連合作成のDVD教材を利用して実施した。

本学では平成23(2011)年4月より大学敷地内が全面禁煙となった(特定屋外喫煙場所を除く)。しかし、受動喫煙に対する苦情が度々学生より寄せられた結果、令和4(2022)年3月末日をもって特定屋外喫煙場所を撤去した。これを受けて、学生委員会・学生課では大学敷地内や周辺道路での喫煙の防止や環境美化等を目的に、学生に直接指導を行う巡回指導を適宜実施している。

6. 学生プロジェクト活動支援

本学は創造性豊かな人材の育成を目標としており、それを実行するために「創造性を育む学生プロジェクト」を平成21(2009)年度より毎年実施してきている。創造性の発揮に向けて意欲ある学生を募集し資金面でバックアップを図っている。1件あたりの最高額は20万円で、毎年度合計50万円を支援しているが、令和2(2020)年度は、COVID-19感染症のために中止せざるを得なかった。令和3(2021)年度より再開し、令和4(2022)年度から支援額を合計40万円に縮小している。募集プロジェクトは「地域貢献プロジェクト」、「課題解決プロジェクト」、「その他独自性・創造性に富むプロジェクト全般」とし、具体的なテーマを設定し募集している。

7. 学生表彰制度

本学は学生表彰制度を平成 19(2007)年度より設けている。表彰は、本学の学生として、学業、課外活動、社会活動等において特に顕著な業績を挙げ、他の学生の範となり、本学の名誉を高めた者について行うものとしている。

8. 大学生協の設立

本学では、食堂及び購買の運営については別々の業者に業務委託していたが、毎年実施している「学生生活満足度調査」の自由記述欄に、食堂でのメニュー数の乏しさや購買での品揃えの悪さに対する不満の声が毎年のように寄せられていた。この状況を打開するため、本学の学生及び教職員にとって必要不可欠な施設としての食堂・購買を持続可能な運営方法に改善すること、また、組合員である学生及び教職員が主体的に運営に参加し、大学生生活を文化的かつ経済的に改善することで生活環境を向上させ、学修や研究活動をより充実させることを目的として、生協設立の意思決定がなされた。その後、生協設立準備会及び生協設立発起人会を立ち上げ、令和5(2023)年10月に開催された創立総会で大学生協の設立が正式に決まった。

大学生協設立により、学生及び教職員が大学の福利厚生について主体的に考える場が生まれ、大学生生活の活性化に繋がること、また、在学する学生や入学を志す高校生にとって魅力ある大学としてのブランド力が高まることが期待される。

(3) 2-4 の改善・向上方策

学生生活満足度調査などを介して集められる学生の要望には、率直に耳を傾けなら適切な支援策を検討し、実行可能なことから着手する。特に、現在の社会情勢・経済状況に応じた奨学金の適切な運用を行うため、日本学生支援機構の給付型・貸与型奨学金に加えて各種団体の奨学金制度の活用を促進していく。

課外活動は大学の本科課程では得られ難い学生の社会性・主体性を養う良い機会となるため、今後も学生委員会・学生課が中心となって積極的に支援していく。また、学業をはじめ、人間関係の悩み、発達障害や精神障害を含めた心身の問題を抱える学生が増えてきている。こうした学生の問題解決には健康・相談センター、学生相談室をはじめ、担当教員等との連携を密にした支援が不可欠である。また、学修する上での合理的配慮が必要な学生に対しては、障害学生支援委員会において各学科の担当教員と教学部で情報を共有し、支援内容を決定する。

エビデンス集（データ編）

- 【表2-7】 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）
- 【表2-8】 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）
- 【表2-9】 学生相談室、保健室等の利用状況

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地は、大学・短期大学部が同じ敷地内に併設されており、総面積で61,945.88m²となっている。短期大学部との共用とはいえ、大学設置基準上必要な面積8,200m²、短期大学設置基準上必要な面積3,400m²の合計数値11,600m²を大きく上回っており、大学設置基準を十分に満たしている。また校舎面積は、大学専用10,361.41m²、短期大学部との共用9,184.04m²、短期大学部専用4,169.89m²、合計で23,715.34m²となっている。この面積は大学設置基準上必要な面積11,767.00m²、短期大学設置基準上必要な面積3,650m²の合計数値15,417.00m²を上回っており、大学専用面積だけでも大学設置基準を十分に満たしている。その他、校舎以外の建築物としてアリーナ、クラブハウス等があり、その面積2,980.38m²を含めると、建築物の延べ面積は26,695.72m²となる。【資料2-5-1】

これらの建物は、全て昭和56(1981)年改正の新耐震基準で建設されたものである。新耐震基準には適合しているものの、その後の状況変化等に伴い平成25(2013)年度から順次アリーナの天井やエレベーターの地震防災対策等改修工事を実施するなど、より一層安全なキャンパスづくりに取り組んでいる。このほかに構築物として、テニスコート2面、立体駐車場がある。

体育施設については、室内スポーツに対応するアリーナのほか、サッカー、軟式野球、ソフトボール等屋外スポーツに対応するグラウンド2面、テニスコート2面を整備し、授業及び課外活動等に使用している。このほか地域への貢献活動として、住民の要望に応じて授業等に支障のない範囲で屋外施設を中心に貸し出しを行い、サッカー・テニス・ランニング等で利用されている。

教員にはすべて研究室を割り当て、良好な教育研究環境を整えている。

本学では、体育文化ホールのアリーナ以外、全室冷暖房を完備し教育研究環境を向上させている一方、それに伴い冬期・夏期の電力・ガスの需要増加の要因となっている。そのため、省資源・省エネルギー対策にも配慮し、空調設備の計画的な更新等各種工事を施行するとともに、新電力会社の活用、温度設定による節電対策を講ずるなど、電気・ガス共に使用量の削減に努めるなど着実に成果を収めているものの、昨今の電気使用料

等の高騰により、照明消灯時間の見直しや自習教室の指定など更なる節電対策を進めている。

その他全般的な施設設備の維持管理・運営は総務部庶務課内に労務職員を1人配置するとともに、令和5（2023）年度から定期的に施設点検調査を行うため建築設計業者と委託契約を締結し、不備不調等の発見に努め、修繕等対応が必要な場合には、専門業者と協議し対応することとしている。また、夜間警備員を2人配置して、学内の施設など防犯対策に加え、建物内外の施設巡回点検にも努めている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

教室については、短期大学部との共用も含め、大講義室2、その他講義室22、実習室20、演習室36、情報処理施設4、語学学習施設1が確保されている。これらの各教室にはPCやプロジェクタ等が備えられており、学修内容、利用目的に応じて活用されている。また、上記実習室のうち、理学療法学科では6教室、看護学科では5教室がそれぞれの教育目的を達成するために設けられており、各教室に必要な実習用設備、備品等が備えられている。このほか、少人数単位のゼミ活動を支援するため、保健医療学部教員の各研究室前にはゼミコーナーを設けており、有効活用が図られている。

また、本学の附属図書館は、「豊橋創造大学附属図書館規程」、「豊橋創造大学附属図書館利用規程」等により管理・運営している。図書館は、閲覧席175席、グループ学習室、特別講義室、書庫等で構成され、蔵書冊数は短期大学部との共用も含め131,695冊である。このほか、外部機関が作成しオンラインで閲覧可能な有料データベース12種を契約しており、電子ジャーナルは、9,932タイトルの情報が入手可能である。開館時間は、平日8:30~20:00、土曜日8:45~17:00で、年間利用実績は、令和5（2023）年度のべ32,190人となっている。夏季期間中には開館時間を延長するなど、利便性の向上に努めているものの、利用者数、利用冊数ともにコロナ禍の影響もありコロナ前の年度を下回る利用実績となっている。【表2-11】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

理学療法学科及び看護学科は、国家試験に向けて自習できる場所の確保が必要なことから、普通教室やラウンジ等を転用し専用の学習室を設け、授業の空き時間等を活用して自主的に勉学できる環境を整えている。また保健医療学部教員の研究室前には、全てゼミコーナーを設置し、各教員との密接なゼミ活動や学修支援の場が確保されている。経営学部では、学生のプロジェクト学習やグループ学習等比較的少人数で活動するための専用の部屋も設置し、自主的な学習を促す教育環境の整備に努めている。

本学の情報関連施設・設備は、「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部共同利用電子計算機ネットワークシステム利用規程」により管理・運営している。学生が利用する端末については、令和3（2021）年度末に教室用・自習スペース等のパソコンを全面更新し、最新のハードウェア・OS・ソフトウェア環境を整備した。情報通信機器については、令和4（2022）年にセキュリティ強化を目的として関連機器の更新を行ったほか、

令和5（2023）年度末には学内基幹サーバシステム及び図書館システムの更新を行った。

学生が利用可能な学内のパソコンは、教室用が4室152台、スタディールームなど4室60台、図書館33台、公務員試験支援室4台、キャリアセンター6台となっている。学生は入学時に割り当てられたユーザーIDとパスワード（ネットワークアカウント）を用いることで、学生のパソコンにサインインして利用することが可能となっている。また、入学時に付与される個人のメールアドレスは、課題提出や就職活動にも活用されている。

学内サーバには学生が利用できる共有フォルダを設置するとともにインターネット経由で利用できる学習システム（Google Classroom）を活用することで、学内および学外（自宅等）から予習・復習のための講義資料閲覧や課題提出を可能としている。このほか、パソコンやスマートフォン等から、休講情報・教室変更情報等学生向け情報の確認ができるunipaスマホアプリを導入している。【表2-12】

学内施設には、学内LAN及び無線LANを敷設し、ほぼ全学どこからでもインターネットや学内ネットワークに接続できる状況となっている。個人の持ち込み端末（ノートPCやスマートフォン等）は申請を通じて無線LANに接続することが可能であり、いつでも自由にインターネットを利用することができる。令和5(2023)年には、利用者の声を参考に無線アクセスポイントの増設を随時行い、通信環境の改善・充実化を図った。

学内情報通信基盤の維持管理やユーザーサポートにあたっては、委託業者およびサポートセンターに常駐する専門職員1名により臨機応変な対応を図っており、施設・設備の利便性の向上に努めている。

学内は、校舎内外のほぼ全域にわたりスロープ設置のほか、各棟にエレベーターや障害者用トイレを設置するなど、バリアフリー化が図られている。

令和4（2022）年度は、学生の利便性の向上のため、B棟トイレの洋式化を始め、2023年度の短期大学部創立40周年記念事業に先立ち、C棟トイレの洋式化工事に着手した。その他、体育・文化ホール1Fのカフェテリア、ミーティングコーナー、女子トイレに隣接していた女子更衣室をパウダールームに用途替えする等の大規模な施設改修を実施し、学生の集える場所の確保と女子学生への満足度の向上に努めた。さらに、パウダールームには授乳コーナー、C棟1Fの多目的トイレには子ども用トイレやオムツ交換台を設置するなど、多様化する利用者に配慮した設計を施した。これら施設改修にあたっては、計画当初から学生に聴取し、学生の意見を組み入れた改修計画とした。

教育や学生生活の改善を反映する仕組みとして、教育・学生生活改善会議での意見や、生活満足度調査、卒業時アンケートの結果を活用している。調査結果等は運営幹部会、教授会で報告され、学生から出された意見・要望に対しては、各学科・委員会及び事務局各部署で検討し、結果をまとめ緊急性や優先度等を考慮し、予算措置の必要なものは、次年度予算に計上している。【資料2-5-2】【資料2-5-3】【資料2-5-4】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学では、講義形式や対象学年等をふまえ、教育効果に配慮した授業を実施している。

基礎教育科目における初年次科目に当たる「入門ゼミナール」や「基礎ゼミナール」については、10～15名程度のクラス編成とし、専門教育科目における卒業指導にあたる「ゼミナール」や「理学療法研究・演習」、「看護学の統合」の科目群においても、少人数制を採用している。

保健医療学部では、必修科目を中心に講義担当者のほか複数教員（助教、助手を含む）を配置し、講義を実施している。また、経営学部では、少人数での講義を行っており、キャリア形成科目では、学修支援員によるサポート体制を整備し、十分な教育効果をあげられるよう配慮している。

演習・実習科目では、両学部とも適宜少人数に分かれて十分な教育効果をあげられる授業を実施している。

（3）2-5の改善・向上方策（将来計画）

情報通信機器や老朽空調設備の更新、学習室や実習室、プロジェクト室の整備等を計画的に進めてきており、今後も教育環境の改善・向上策を計画的に講じていく。

防災対策に関しては、令和5（2023）年度末に充電機材用に購入したプロパンガスを安全に保管するためのガス保管庫を設置したほか、令和6（2024）年度には老朽化した防災盤を更新する予定である。各種教育環境の修繕・整備工事等については年次計画に沿って進めており、その整備にあたっては更新時期を考慮し、年度間の平準化が図られるよう計画的に取り組むこととしている。

エビデンス集（データ編）

【表2-11】 図書館の開館状況

【表2-12】 情報センター等の状況

エビデンス集（資料編）

【資料2-5-1】 本学建築物の概要

【資料2-5-2】 令和4（2022）年度教育・学生生活改善会議結果

【資料2-5-3】 令和4（2022）年度学生満足度調査集計結果

【資料2-5-4】 令和4（2022）年度卒業時アンケート集計結果

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

（1）2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関して、各学部学科にて教員および事務局職員による教職協働で対応している。全学年において専任教員によるクラス担任制・チューター制・ゼミ担任制を導入し、学生支援システムの機能を活用しながら、個々の学生に対するきめ細かな指導を実現しており、意見・要望についても把握するよう努めている。また、各教員はオフィスアワーを設定して公開しており、学生が講義内容の質問や学修方法について直接科目担当教員に相談できる体制を整えている。また、授業においては、TA や授業補助員を活用した学修支援に取り組んでいる。成績不振の学生にはサポートセンター・学修支援における個別指導を実施し、学力向上に向けた支援を行っている。障がいのある学生に対しては、当該学生の支援要請に基づき、障害学生支援委員会を通じて合理的配慮内容の決定と支援を行っている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の心身に関する健康相談は臨床心理士の資格を持つカウンセラーが対応しており、令和5(2023)年度に学生が訪れた相談件数は延べ80件であり、前年より33件の増加となっている。相談内容は心理や性格面、対人関係、発達障害、精神障害や学修上の問題等多岐にわたる。

毎年実施される健康診断時には、学生に「保健調査票」を配布し自身の心身状態を記入させ、学生の健康状態の把握に務めている。当該調査の結果は健康・相談センターが集計を行った後、必要に応じて学生を呼び出して面談等を実施している。昨今、学業をはじめ、人間関係での悩みや発達障害等の生きづらさを感じている学生が増えてきているため、本学では健康・相談センターをはじめ、クラス担任やゼミ担当教員等との連携を密にし、学生の心身の健康管理での支援を行っている。

経済的支援に関しては今のところ学生からの要望等は挙がっていないが、経済的に問題を抱える学生の修学を持続するための支援策として、本学独自の奨学金制度の維持・継続は不可欠である。また、令和2(2020)年度より新たに実施されている高等教育の修学支援新制度の活用も広く周知していく。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の要望や意見を広く吸い上げて学習環境や生活環境等の整備・改善に役立てるために、平成24(2012)年度より大学構内のポータルサイトであるUNIPAを利用し、学生生活満足度調査を行っている。令和5(2023)年度の学生満足度調査では653人の学生から回答を得た（回答率65%）。男女別では、男子学生が38%で、女子学生が62%となっている。この調査結果の概要は資料2-6-1のとおりである。【資料2-6-1】

このアンケート調査で得られた内容は学生委員会と学生課で精査し、これからの適切な学生支援に向けた検討資料として活用する。特に、費用の発生が見込まれるものは、他部署と協議しながら、次年度の予算案に計上し要求することになっている。

また、自己点検・評価における“外部からの視点”による評価の一環として、2020年度より教育活動の充実を図るため、教育プログラムや学修環境・学生支援に関する学修者視点の意見や要望・提案を聴取することを目的とし「教育・学生生活改善会議」を実施している。

実施方法は、学長を議長として各学科（科）の在学生代表者、全学的な学生組織である合同学生会の代表者、並びに大学執行部代表（学長、自己点検・評価委員長、大学および短期大学部の教務委員会委員長、学生委員会委員長、合同FD委員会委員長）により構成し、面談方式（一同に会して）を基本としている。会議での学生代表への質問については、自己点検・評価における「教育プログラム」や「学修環境・学生支援」に関連したアンケート項目を主体とし、各関連委員会にて抽出された内容となっている。

会議にて学生代表から出た要望・提案については、関係委員会、部署において、回答をまとめ、代表学生へ通知するとともに後日大学Webページへ掲載している。また、改善等必要な内容については、実行されるよう取り組みを行っている。【資料2-6-2】

（3）2-6の改善・向上方策（将来計画）

学修支援関連は教学部教務課、学生生活関連は教学部学生課が窓口となり、学生からの多様な意見や要望等へ対応し、今後も学生サービス向上にむけて精力的に取り組んでいく。意見や要望内容によってはクラス担任やゼミ担当者ならびにチューター間で連携を密にし、学生一人ひとりによりきめ細かい支援を行っていく。また、学生の意見や要望等を広く汲み上げる仕組みとして、学生生活満足度調査を全学生対象に、令和2(2020)年度より教育・学生生活改善会議を各学科代表学生・合同学生会代表学生を対象に毎年実施しており、今後はコンテンツの充実と施策のフィードバックを含め、機能を強化させていく。学生からの強い要望には関係部署内で検討し、適切に対応をはかっていく。これまで、学生生活満足度調査の結果は学生への公表が十分でなかった点を踏まえ、令和3(2021)年度以降、本学Webページを通じて公表している。

精神・心理面での健康に問題を抱える学生には健康・相談センター及び学生相談室が中心となって対応しており、必要に応じて近隣の専門病院との連携をはかっている。今後も精神・心理面で問題を抱える学生への支援は健康・相談センターを中心に行っていく。一方、学生相談で得た情報は学生のプライバシーや個人情報保護の観点から、これまでクラス担任等の学内関係者間で情報の共有化や有効活用等が十分できていなかったが、今後はこうした学生情報の共有については、学生の了解を得ながら対処していく。

これからも学生のさまざまな意見や要望等には真摯に耳を傾けながら、学生一人ひとりの満足度向上につながる支援を続けていく。

エビデンス集（資料編）

【資料2-6-1】 令和5(2023)年度 学生満足度調査集計結果

【資料2-6-2】 令和5(2023)年度 教育・学生生活改善会議 内容と本学の対応

【基準2の自己評価】

本学の教育目的を踏まえて、広く社会で求められる人物像をアドミッション・ポリシーにて周知し、これに基づく多様な入試制度を設けて学生受け入れを実施している。令和6(2024)年度入学生については、全学科において入学者数が定員を下回る結果となったが、大学のリブランディング施策を通じたステークホルダーへの認知向上や育成型入試を導入する等、入学定員の充足のための取り組みを積極的に講じている。

学修支援においては、教員および事務局職員による教職協働で対応している。個々の学生に対するきめ細かな指導を実現するため、全学年において専任教員によるクラス担任制・チューター制・ゼミ担任制を導入し、学生支援システムの機能を活用しながら、日常的に支援を行っている。各教員はオフィスアワーを設定して公開しており、学生が講義内容の質問や学修方法について直接科目担当教員に相談できる体制を整えている。また、授業においては、TAや授業補助員を活用した学修支援に取り組んでいる。成績不振の学生にはサポートセンター・学習支援室において個別指導を実施し、学力向上に向けた支援を行っている。障がいのある学生に対しては、当該学生の支援要請に基づき、障害学生支援委員会を通じて合理的配慮内容の決定と支援を行っている。

キャリア支援は、キャリアセンターを中心に教職員合同の委員会において学生支援の具体的事業を計画し、学生の満足度向上のための事業を実施している。学生の社会的・職業的自立を実現するため、学部・学科の教育課程を通じて行われる「キャリア教育」と学生の就職・資格取得をサポートする「キャリア支援」の連携体制を構築し運用しており、毎年高い水準の就職率を維持している。

学生支援活動については、学生委員会及び教学部学生課が協働で対応している。経済的な支援は学外奨学金に加え、本学独自の奨学金制度を制定し対応している。学生会組織の下で行われているサークル活動等の課外活動に対しては主な大会に参加・出場する機会には加盟費や参加費等の活動資金援助を行っている。精神・心理面の健康に問題を抱える学生には学生相談室のカウンセラーが主となって応対にあたり、近隣の専門病院の協力を得ながら支援に取り組んでいる。日々の学生生活に悩みを抱える学生に対しては、クラス担任やゼミ担当教員ならびにチューター等が一人ひとりの事情に配慮しきめ細かく対応している。学内ハラスメントへの対応はハラスメント防止人権委員会が中心となっており、全教職員への研修実施を通してハラスメント発生防止に努めている。

学修環境面は、図書館、学生数に応じた教室や実習室、学生ホール、カフェテリアなどの食堂、売店、パソコン教室等の施設利用やバリアフリー化にも配慮した快適な学生生活を送るための環境整備に努めている。授業は、講義形式や対象学年等を踏まえ、教

育効果を高めるよう適切な規模のクラス編成を行い実施している。

学生の意見や要望等を収集するために学生満足度調査や教育・学生生活改善会議を実施し、収集した結果に基づき大学構内環境の整備等に反映させ、学生生活の改善に繋がるように取り組んでいる。令和 5(2023)年度に立ち上げた大学生協はその一例である。

以上のとおり、本学は、適正な方法により学生を受け入れ、学生の意見・要望を反映し、学修支援、キャリア支援、学生支援、学修環境の整備等を行っており、基準2を満たしている。

基準3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

<保健医療学部理学療法学科>

平成29(2017)年度より三つのポリシーを改定し、新カリキュラムに移行した。また、令和元(2019)年度には、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正に伴い、カリキュラムの修正を行った。

医療人として必要な倫理観と教養、基礎的知識を持ち、理学療法士としての専門的な知識と技術を臨床において実践できる理学療法士の養成（国家資格の取得）を目標として、ディプロマ・ポリシーを策定した。ディプロマ・ポリシーは、大学Webページにて公開するとともに、履修案内にて学生に周知している。【資料3-1-1】【資料3-1-2】【資料3-1-3】【資料3-1-4】

<保健医療学部看護学科>

看護基礎教育の現場では、高齢化の進行に伴い、成人および老年看護学の実習対象者の重複、少子化による小児および母性看護学実習の実習施設確保困難などの現状がある。その背景をふまえ「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」および「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」が一部改正され、第5次となるカリキュラム改正が行われた。学科のディプロマ・ポリシーの検討を学科教員全員で行い、共通理解の上、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを検討した。新たなディプロマ・

ポリシーに基づいて、教育課程を編成し2022年度入学生から新カリキュラムを運用している。【資料3-1-13】

＜経営学部経営学科＞

経営学科では平成25(2013)年度末に学科の教育目標に基づくディプロマ・ポリシーを策定しており、カリキュラムとの関係を明示したカリキュラムマップを用いてカリキュラム・ポリシーとの一貫性・整合性を確認するとともに、本学Webページをはじめ、履修案内等に明示している。【資料F-13】

＜大学院健康科学研究科＞

本学の建学の精神と教育目標・教育目的に基づく大学院のディプロマ・ポリシーの下、平成28(2016)年に健康科学研究科のディプロマ・ポリシーは改訂され、平成29(2017)年度入学生より下記のように策定され、これを公開（Webページ上など）し周知を図っている。

健康科学研究科ディプロマ・ポリシー

1. 健康増進に係る健康科学分野の基本概念と研究領域に必要な知識を修得している
2. 社会的な動向に関心を持ち、関連する領域の知見を統合して、独創的で新しい視点を提起できる。
3. 研究領域に関連する知見を尊重する姿勢と新たな課題を探究する意欲を持ち、研究領域に関連する知識に関心を持っている。
4. 人々の健康に携わる一員としての自覚を持ち、健康寿命の延伸に貢献しようとする態度を身につけている。
5. 自らが設定した研究課題を、適切な方策を用いて追究し、得られた知見を論理的に表現できる。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

＜保健医療学部理学療法学科＞

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準などについて、履修案内に記載するとともに学期ガイダンスにおいて説明し、学生に周知している。

単位の認定については、「学則第9条、第10条、第11条、第12条、第13条」及び「豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程」「豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程細則」「豊橋創造大学単位認定に関する規程」「豊橋創造大学単位認定に関する規程の取扱要領」に定めている。【資料3-1-5】【資料3-1-6】【資料3-1-7】【資料3-1-8】【資料3-1-9】

進級については、「豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程」並びに進級判定規程（平成23(2011)年度第12回教授会）にのっとり判定を行っている。【資料3-1-6】【資料3-1-10】

卒業認定基準は、学則第30条に規定している。【資料3-1-5】

＜保健医療学部看護学科＞

単位認定、進級卒業判定については「学則第11条」及び「豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程第12条」にのっとり厳正に運用している。【資料3-1-14】【資料3-1-15】

評価方法はシラバスに明記し、単位認定、進級及び卒業に関することは「豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程細則」にも検討を重ね詳細を取り決め、厳正に運用している。【資料3-1-17】

＜経営学部経営学科＞

単位の認定については、「学則第9条、第10条、第11条、第12条、第13条」及び「豊橋創造大学経営学部経営学科履修規程」「豊橋創造大学経営学部経営学科履修規程細則」「豊橋創造大学単位認定に関する規程」「豊橋創造大学単位認定に関する規程の取扱要領」に定めている。成績評価については、教員が授業科目ごとに「シラバス」の中でその方法を公表し、透明性を高め、適切になされるよう配慮している。進級基準については、「豊橋創造大学経営学部経営学科履修規程」に、卒業認定基準については、「学則第30条」に定められたとおりである。【資料3-1-18】【資料3-1-19】【資料3-1-20】【資料3-1-21】【資料3-1-22】

＜大学院健康科学研究科＞

学修評価基準をシラバスに明記すると共に、単位認定基準については、「大学院学則第17・18・19・20条」及び「豊橋創造大学大学院単位認定に関する規程」に定めている。【資料3-1-23】【資料3-1-24】

大学院健康科学研究科では単位制を採用しており、必要要件を満たした者については単位を与える。試験実施の方法及び成績評価の方法については、科目ごとにシラバスに明記し学生へ周知している。なお、健康科学研究科では「豊橋創造大学大学院単位認定に関する規程」にのっとり、豊橋技術科学大学大学院で単位を修得することが可能となっている。【資料3-1-24】

大学院健康科学研究科では単位制を採用しており、2年次まで留年がない。

修了認定については、「大学院学則第21条」の規定に基づき、厳正な手続き（豊橋創造大学学位規程第3章・第4章）を経て、学長が認定している。【資料3-1-23】

単位認定基準、進級基準ならびに修了認定基準を明示した「大学院学則」「豊橋創造大学学位規程」及び「豊橋創造大学大学院単位認定に関する規程」は、履修案内に明示している。また、「豊橋創造大学大学院健康科学研究科健康科学専攻修士課程学位論文審査基準」は履修案内ならびに大学院Webページに明示している。【資料3-1-25】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

＜保健医療学部理学療法学科＞

理学療法学科では、学修指導と厳格な成績評価を行うために、平成25(2013)年度入学

生よりGPA制度を導入している。GPAが基準に満たない学生に対しては、クラス担任による面談・指導（場合によっては学科長同席の上での面談・指導）、学期GPAが連続して基準に満たない学生に対しては保護者同席の上での指導を行っている。【資料3-1-11】

【資料3-1-12】

単位の認定について、学生が理学療法学科入学前に他大学、短期大学等で修得した単位を、「学則第13条、第28条」及び「豊橋創造大学単位認定に関する規程」にのっとり、入学年の4月当初に認定申請がなされた科目につき、教務委員会で協議のうえ原案を作成し、教授会で審議し、学長が当該単位の認定を行っている。【資料3-1-5】【資料3-1-8】

進級については、学年末に進級判定会議を開催し、「豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程」並びに進級判定基準（平成23(2011)年度第12回教授会）にのっとり判定を行っている。「再評価試験」の実施に関しては、一定の基準を制定し厳格に運用している。卒業は、学則第30条の規定に基づき学長が認定している。この卒業認定は、「豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程」にのっとり、厳正な手続きを経て行っている。【資料3-1-6】【資料3-1-7】

＜保健医療学部看護学科＞

単位認定は「学則第9条、第10条、第11条、第12条、第13条」及び「豊橋創造大学単位認定に関する規程」にのっとり厳正に適応している。「豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程細則第12条」に詳細を取り決めている。【資料3-1-14】【資料3-1-15】【資料3-1-17】

進級判定は教授会で行い、「学則第11条」及び「豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程第14条」にのっとり、厳正に運用している。

卒業の認定は教授会で行い、「学則第30条、第31条」及び「豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程第3条」に則り厳正に運用している。「豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程細則第3条」に詳細を取り決めている。【資料3-1-14】【資料3-1-16】【資料3-1-17】

＜経営学部経営学科＞

経営学科では、平成26(2014)年度入学生よりGPA制度を導入し、GPAが基準に満たない学生に対しては、クラス担任による面談・指導（場合によっては学科長同席の上での面談・指導）等を行っている。【資料3-1-26】【資料3-1-27】

進級要件については、「豊橋創造大学経営学部経営学科履修規程」に定められたとおりである。【資料3-1-19】

卒業は、「学則第30条」の規定に基づき、教務委員会が作成した単位認定資料により卒業要件単位等を確認し、教授会にて卒業認定の審議・判定している。

＜大学院健康科学研究科＞

成績評価基準ならびに評価方法とその基準は、シラバスで予め明示している。修了認定における学位論文の審査ならびに学位授与の決定に関しては、「豊橋創造大学学位規

程第3章・第4章」の規定に基づき、「豊橋創造大学大学院健康科学研究科健康科学専攻修士課程学位論文審査基準」を大学院Webページに明示（【資料3-1-25】）した上で、厳正な手続き（豊橋創造大学学位規程第3章・第4章）を経て、学長が認定している。

（3）3-1の改善・向上方策（将来計画）

理学療法学科では、成績評価基準については既にシラバスに明記されているが、同一名称科目で複数の教員が担当する場合、成績評価基準が異なることも予想されるために、平成27(2015)年度より最終成績評価の判定までに最低3回の担当者協議をし、協議結果を教務委員会に報告、確認している。これにより、学生ないし第三者からみて合理的な評価基準にするべく改善を行っている。単位認定、履修単位数の上限、卒業認定については、学則及び履修規程等にのっとり運用するとともに、平成27(2015)年度より履修規程並びに履修規程細則を制定するなど、履修、単位認定についてのさらなる明確化を図っている。また、進級及び卒業認定についても、これまでの基準に沿って実施していく。

単位認定、進級判定、卒業認定などは、規定に基づき適切に運用、判定されているため、特に修正の必要はないと考えている。

看護学科では、2022年度入学生から新カリキュラムを運用している。2022年度入学生には1・2年次終了後、2023年度入学生には1年次終了後にカリキュラムアンケートを実施し、授業科目のバランスや順序性、時間割について8～9割の学生から肯定的な評価を得られている。今後も学生評価を継続し、必要に応じて改善策を検討していく。

経営学科では、カリキュラムチャート、カリキュラムマップとともに各領域のモデル時間割等を整備し、より実質的な履修及び卒業認定に向けて改善を行っている。また、平成29(2017)年度より、学科科目の全体的な教育課程編成について、学年間を通じた必修科目の時間割調整、開講時期の調整、若干の科目の統廃合を行った。これらの調整により、学年間の必修科目の履修及び再履修等が容易となったと考えている。

各種基準の運用については大きな問題ないと考えているが、授業各種統計データの収集等行い教員間で共有しており、単位認定や進級判定については改善を検討している。今後は単位認定基準に関連するアセスメント・ポリシーの策定を行う予定である。

大学院健康科学研究科では、平成28(2016)年度より、研究指導教員以外の研究科所属教員による組織的な指導を院生が受けられるようにした。修士論文中間報告会の開催を2回予定し、院生自身の研究やその準備の進捗状況に応じて、2回の内いずれかで発表するよう変更した。大学院健康科学研究科としては、修士論文中間報告会並びに修士論文発表会を通して、学修到達目標への組織的な取組みは機能している。

エビデンス集（資料編）

【資料F-13】 三つのポリシー一覧

【資料3-1-1】 保健医療学部理学療法学科教育課程表 2019年度以前入学生用

- 【資料3-1-2】 保健医療学部理学療法学科教育課程表 2020 年度以降入学生用
- 【資料3-1-3】 保健医療学部理学療法学科教育方針（三つのポリシー）
- 【資料3-1-4】 理学療法学科アセスメント・ポリシー
- 【資料3-1-5】 豊橋創造大学学則
- 【資料3-1-6】 豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程
- 【資料3-1-7】 豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程細則
- 【資料3-1-8】 豊橋創造大学単位認定に関する規程
- 【資料3-1-9】 豊橋創造大学単位認定に関する規程の取扱要領
- 【資料3-1-10】 豊橋創造大学保健医療学部進級卒業判定規程
- 【資料3-1-11】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部GPA制度に関する要綱
- 【資料3-1-12】 豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科GPA制度に関する取扱要領
- 【資料3-1-13】 保健医療学部看護学科教育方針（三つのポリシー）
- 【資料3-1-14】 豊橋創造大学学則
- 【資料3-1-15】 豊橋創造大学単位認定に関する規程
- 【資料3-1-16】 豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程
- 【資料3-1-17】 豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程細則
- 【資料3-1-18】 豊橋創造大学学則
- 【資料3-1-19】 豊橋創造大学経営学部経営学科履修規程
- 【資料3-1-20】 豊橋創造大学経営学部経営学科履修規程細則
- 【資料3-1-21】 豊橋創造大学単位認定に関する規程
- 【資料3-1-22】 豊橋創造大学単位認定に関する規程の取扱要領
- 【資料3-1-23】 豊橋創造大学大学院学則
- 【資料3-1-24】 豊橋創造大学大学院単位認定に関する規程
- 【資料3-1-25】 豊橋創造大学大学院健康科学研究科健康科学専攻修士課程学位論文審査基準
- 【資料3-1-26】 豊橋創造大学経営学部経営学科GPA制度に関する要綱
- 【資料3-1-27】 豊橋創造大学経営学部経営学科GPA制度に関する取扱要領

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

＜保健医療学部理学療法学科＞

平成29(2017)年度より現カリキュラムに移行した。また、令和元(2019)年度には、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正に伴い、カリキュラムの修正を行った。カリキュラム・ポリシーは、大学Webページにて公開するとともに、履修案内にて学生に周知している。【資料3-2-1】

＜保健医療学部看護学科＞

「2022年度カリキュラム」では、本学科の教育課程の質保証確保のため、三つのポリシー（AP・CP・DP）の検討、策定をもとに、4年間で身につけるべき学修成果を具体化した教育課程へと見直した。授業科目を体系立てた科目配列に修正するとともに、変化が著しい国内外の保健医療福祉の状況をふまえ、看護学教育の質向上を目指した教育内容となるよう変更した。【資料3-2-2】

＜経営学部経営学科＞

経営学科では学科の教育目標を踏まえ、質のよい学士課程の教育を提供するため、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）を明確化し、本学Webページをはじめ履修案内等に明示している。【資料3-2-7】

また、平成27(2015)年度に開講全科目の科目ナンバリングを設定した。同時に、教育課程体系を明示するカリキュラムマップ、カリキュラムチャートを作成し、履修案内等に明示している。カリキュラムチャートは、各科目群や学問分野の科目が学年ごとに何科目配置されているかを示すと同時に、「基礎教育科目（基礎分野）」や「専門教育科目（専門基礎分野及び専門分野）」の科目群の順序性及び学問分野間の繋がりを明示したものである。これによって、教育目標を達成するための教育課程が体系的に編成されていることを点検している。【資料3-2-8】【資料3-2-9】

＜大学院健康科学研究科＞

健康科学研究科では、大学の教育目標（目的）を踏まえた教育目的（目標）（大学院学則第2条(3)）ならびに大学院のディプロマ・ポリシーを設定し、その下に健康科学研究科のディプロマ・ポリシーを策定している。このディプロマ・ポリシーに基づいて教育目標を達成するためにカリキュラム・ポリシー【資料3-2-9】を定め、Webページ上で公開すると共に履修案内に明示している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

＜保健医療学部理学療法学科＞

それぞれのカリキュラムでは、ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し、それに沿った教育課程を編成している。

＜保健医療学部看護学科＞

看護学科のアセスメント・ポリシーをふまえ、三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を策定し、教育課程を編成している。教育課程は、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーにそって編成されている。【資料3-2-2】

＜経営学部経営学科＞

経営学科では学科の教育目標に基づくディプロマ・ポリシーを策定し、カリキュラムとの関係を明示したカリキュラムマップを用いてカリキュラム・ポリシーとの一貫性・整合性を確認している。また、履修案内等のカリキュラム・ポリシーにも、ディプロマ・ポリシーとの関係を明示している。教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って編成されており、公開されているカリキュラムマップ、カリキュラムチャートとあわせて確認している。

＜大学院健康科学研究科＞

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確認・担保するためにカリキュラムマップを作成し、修得させる能力とカリキュラムの関係を明確にしている。このカリキュラムマップはWebページ上に公開している。したがって、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの間位には一貫性があると自己評価する。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

＜保健医療学部理学療法学科＞

平成29(2017)年度より三つのディプロマ・ポリシーを改定し、新カリキュラムに移行した。また、令和元(2019)年度には、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正に伴い、科目の新設及び科目区分や名称、単位数、開講時期の変更等のカリキュラム修正を行った。医療・福祉の向上に寄与するために幅広い教養と倫理観を身につけ、深い専門知識と高い技術を持ち、生涯にわたり能力の向上を自発的に行うことができる理学療法士を養成するため、理学療法士となる上で必要となる思考力やコミュニケーション力を養い、豊かな人間性と倫理観を涵養するための「基礎教育科目」、理学療法を学ぶための基礎となる「専門教育科目（専門基礎分野）」、理学療法の基礎知識・技術・応用力を学ぶための「専門教育科目（専門分野）」を体系的に編成している。さらに、「教育心理学」と「教育原理」を追加するカリキュラム修正を令和2(2020)年度に行った。加えて、他学科の学生と同じ課題に取り組むことで幅広い人間性の構築を目指した学科横断カリキュラム（「東三河創造入門」など）を令和6(2024)年度入学生から開始した。

＜保健医療学部看護学科＞

カリキュラムは、「基礎科目」「専門教育科目」「専門科目」に分かれている。「基礎科目」では、質の高い学士力の育成、幅広い教養教育による人間形成を目指すとともに、主体的

に学問に取り組む姿勢とその方法を学び、「専門教育科目」には、看護学の学びを効果的にするために、その基盤として必要である隣接領域の学問内容を科目立てている。そして「専門科目」は、学士課程のコアとなる看護実践能力育成を念頭に、実習も含め、「基礎看護学」「小児看護学」「成熟期看護学」「在宅看護学」「精神看護学」「母性看護学」「助産学」「公衆衛生看護学」の学科目区分としている。段階的に知識、技術を修得し、看護実践能力の保証ができることを目指す。また、専門科目には、選択コースとして「助産師選択コース」「保健師選択コース」を置き、それぞれ助産師、保健師育成に必要な教育内容を配置している。【資料3-2-2】

＜経営学部経営学科＞

経営学科の教育課程は、本学科の教育目標を踏まえ、質のよい学士課程の教育を提供するよう、キャリア形成科目、3領域からなる専門科目（「経営学」「会計・財務」「情報コミュニケーション技術」）、プロジェクト科目、専門ゼミナールから構成され、3領域からなる専門科目は、基礎科目、基幹科目、展開科目として体系的に編成されている。特に、学生の就業観の変化や社会の雇用情勢の変化を考慮し、キャリア形成科目を設定している。キャリア形成科目では、自ら将来を展望できるよう自己の探求と社会理解のための教育を展開している。また、他学科との共通科目として、幅広い人間性の構築を目指した学科横断カリキュラム（「東三河創造入門」「東三河の歴史風土と文化」「データサイエンス入門」など）を令和6(2024)年度入学生から開始した。

＜大学院健康科学研究科＞

健康科学研究科は、カリキュラム・ポリシーに基づき、次のように「学問領域」を編成している。健康増進に係る健康科学分野の基礎的知識を涵養して、健康寿命の延伸に貢献するために必要な専門的知識や技能および態度を修得できるように3つの学問領域を設定している。1つ目は、人の健康を阻害する要因である障害と生体機能の維持・回復・増進を支援する方策についての知識・技術を集積する「リハビリテーション学領域」である。2つ目は、全ての成長発達段階にある人々、生活の場から治療の場まで様々な場にいる人々、さらに健康のあらゆる段階の人々を対象とする実践的で体系的な学問であり、この看護学に関する研究について学ぶ「看護学領域」である。そして、3つ目は、「リハビリテーション学領域」と「看護学領域」の両領域に共通する医学および健康科学に関連した領域である「専門基礎領域」から構成されている。【資料3-2-10】

また、科目編成に関しては、専門とする研究領域とそれに関連する多様な科目はもちろん、他の研究領域や専門基礎領域の科目等を幅広く履修して、本研究科の特色である多角的な視点から学際的な研究活動を実現させることを目的としており、「基礎科目」「専門科目」および「課題研究科目」の3つの科目群で編成している。【資料3-2-10】

3-2-④ 教養教育の実施

＜保健医療学部理学療法学科＞

平成29(2017)年度からの新カリキュラムでは、大学での学修方法を身につけるため、

基礎ゼミを見直すことで初年次教育を充実させた。また、高度な倫理性を備えた理学療法士を養成するため、「生命倫理」、「情報倫理」、「理学療法研究」を設定した。1年次、2年次に設定されている基礎ゼミⅠからⅣにおいて、建学の精神、大学での学び方(ノートテイキング)、コミュニケーション力、ロジカルライティング・クリティカルシンキング、レポートの書き方とプレゼンテーションについて学修している。【資料3-2-12】【資料3-2-13】

＜保健医療学部看護学科＞

基礎科目では、質の高い学士力の育成、幅広い教養教育による人間形成を目指すとともに、主体的に学問に取り組む姿勢とその方法を学ぶことができるよう、「人間と生活」「情報と言語」「人間と健康」の科目区分を設定している。また、大学での学修方法を学ぶため、1年時には「基礎ゼミナールⅠ」「基礎ゼミナールⅡ」があり、この科目では建学の精神についても深く学修している。【資料3-2-2】

＜経営学部経営学科＞

1年次からの基礎教育科目では、一般的な人間・社会に関する科目や外国語等とは別に基礎教養ゼミナールを配置し1年次の入門ゼミナール、2年次の基礎ゼミナール及びキャリア形成科目関連の授業などを配置している。1年次の入門ゼミナールと2年次の基礎ゼミナールにおいて、情報収集、レポート・小論文作成、発表と意見交換を通して基礎的リテラシー（文章力や表現力）、学術的リテラシー（既存知識の基礎理解を前提とした自ら学ぶ方法）を養成するとともに、キャリア形成科目関連の科目によって学生自身の学修意欲や職業への興味が持続するよう配慮している。

＜大学院健康科学研究科＞

大学院修士課程である健康科学研究科では、いわゆる教養教育は実施していない。一方で、本研究科の特色である多角的な視点から学際的な研究活動を実現させることを目的としており、「基礎科目」を設定し、これらを必修科目とし、すべての大学院生に修得を義務化している。【資料3-2-10】【資料3-2-13】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

＜保健医療学部理学療法学科＞

早期体験により学修意欲向上を図る目的で、病院見学等や学内での障がい体験、介護体験を行う「基礎理学療法実習（1年前期）」を設定し、特定研修施設と連携した教育を進めている。また、「理学療法概論（1年前期）」では、毎回の授業の冒頭で理学療法専任教員がオムニバス形式で自身の専門分野に関する紹介を行うことで、早期から理学療法に対するイメージを構築できるようにしている。さらに、医療や保健、福祉の現状について理解するとともに、保健、医療、福祉の各領域において活躍できる理学療法士としての基本的な心構え、接遇、マナーなどを「医療学入門（1年後期）」にて学修している。専門的な理学療法士を養成し、臨床実践能力を高めるため、理学療法を系統的に学修することができるよう、専門科目を組み立てた。また、臨床実践能力を高めるために

学内実習時間を増やすとともに、特定研修施設から実習補助教員を派遣していただき、臨床に即した学内実習を行っている。

臨床実践能力向上のために、平成24(2012)年度より、客観的臨床能力試験（OSCE）を導入し、3年次及び4年次の臨床実習開始前にそれまでに学修した障害学・評価学・治療学の理論や技術に係る臨床能力の客観的評価を導入している。3年次の理学療法臨床検査測定実習の実習前後及び4年次の理学療法臨床評価実習の実習前にOSCEを実施している。この学修過程を通して、問題解決のための臨床判断・臨床技能の向上を図っている。OSCEの実施に当たっては、特定研修施設の理学療法士にも評価者として参加していただき、臨床状況に合わせた指導を行っている。

＜保健医療学部看護学科＞

シラバスを公開し、授業計画及び授業の流れを明確に示し、学生が主体的、計画的に学修できるようにしている。教育内容の質担保のため、学科全ての科目のシラバスについて、科目ごとにディプロマ・ポリシーとの整合性、目標と教授内容の妥当性等について確認している。このシラバスチェックは、これまで准教授以上及び、教務委員会の教員が実施してきたが、シラバス評価の視点方法が確立してきたことから、2020年度以降、助教以上の教員が担当している。必要時修正の提案もしており、いわばシラバスのピアレビューにもなっている。【資料3-2-3】

具体的な教授方法の工夫として、予習復習による知識の定着を図るよう指導し、授業開始時に必要時ミニテストを行い、基礎的知識の定着を図っている。抽象的な内容は具体的な事例を示してイメージ化を図る。インタラクティブな視点を大切にし、主体的に授業に参加できるようにグループワークなどの時間を適宜設ける。授業後にリアクションペーパーを提出してもらい、学生の意見を活かすよう努め、質問には紙面もしくは講義の中で回答する。学生の質問には丁寧に応え、提出物はコメントを入れて返却する。学生の発言した内容にはポジティブフィードバックを主体に行い、学修動機を高めるよう工夫している。また、授業終了時には学生による授業評価アンケートを実施し、授業の質の向上に向けて学生の意見を反映させている。講義・演習・実習とその教授方法により、適切な授業評価を行う必要がある。【資料3-2-4】

＜経営学部経営学科＞

教授方法の工夫・開発については、合同FD委員会と教務委員会が展開する効果的な授業方法や評価方法の開発・検証に積極的に参画している。教員FD講習会、教員相互の授業公開による相互授業参観が実施されている。また、キャリア形成科目、プロジェクト科目（プロジェクトマネジメント、プロジェクト実習1、2）、職業研究（メンタルタフネス講座を含む）及び自己理解促進模擬面接講座（課外授業）については、科目内で定期的に社会人基礎力を測定するとともに、GPS-Academic（2022年度までは社会人基礎力測定PROG）を各学年に実施し効果測定を行っている。特にプロジェクト科目はPBL（プロジェクト学習）を採用し、学生のやる気を引きだし、行動を促し、社会で武

器となる問題解決能力を養っている。PBL科目では、少人数の学生がプロジェクトチームを結成し、経営やビジネスに関する企画を立案し、教員・企業・自治体などの協力も取り付けながら実際にプロジェクトを遂行する。この過程で学生は、経営・会計・ICTの知識を活用し、問題解決能力を身につける。同時に、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力、リーダーシップや協調性などを養っている。

＜大学院健康科学研究科＞

健康科学研究科では、学内での講義、演習、実験、実習に加えて、学術集会参加と発表などを組み合わせて授業を行っている。大学院での研究成果を在学中に学術集会（学会）などで発表することを奨励するために、参加登録費及び旅費を補助する制度を設定している【資料3-2-17】。また、修士論文執筆をはじめデータ収集やその解析など現在の研究活動にパソコンは欠かせないものであることから、そこで希望者には、可搬型パソコン（ノートPC）を修学期間貸与する制度を設定している。これまで、51名の院生が本制度を利用している【資料3-2-18】【資料3-2-19】。また、大学院健康科学研究科として、教育改善を目的として健康科学セミナーを定期的で開催している（VI. 大学が独自に設定した基準によると自己評価参照）。

本研究科の正規課程は、平成27(2015)年12月に文部科学省「職業実践力育成プログラム」（BP）に認定され、平成28(2016)年1月に厚生労働大臣より専門実践教育訓練施設として指定を受けている。それに伴い、豊橋市民病院、豊橋市保健所と本研究科の3者で「豊橋創造大学大学院健康科学研究科の教育活動に関する協議会」を設置し、教育課程の編成や取組みの改善に向けた医療機関からの組織的意見を取りまとめ、次年度以降に向けた改善策を協議している。

（3）3-2 の改善・向上方策（将来計画）

＜保健医療学部理学療法学科＞

平成29(2017)年度より新カリキュラムに移行するとともに、令和元(2019)年度には、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の改正に伴い、科目の新設及び科目区分や名称、単位数、開講時期の変更等のカリキュラム修正を行った。さらに、「教育心理学」と「教育原理」を追加するカリキュラム修正を令和2(2020)年度に行った。これに合わせて、カリキュラムマップ、カリキュラムチャートの見直しを行った。令和3(2021)年度から、学生各自の将来目標に向けて適切な選択科目を履修できるように、モデルカリキュラムなどカリキュラム内容を分かりやすく新入生に提示できるような資料を作成し、現在では作成した資料に基づき新入生ガイダンスで説明している。

＜保健医療学部看護学科＞

社会の変化をふまえ、2019年10月に厚生労働省・文部科学省合同省令で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正が発表され、2022年度入学生（看護師3年課程）から適用された。文部科学省の「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」、日本看護系

大学協議会の「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」もふまえ、改正カリキュラムプロジェクト会議を立ち上げ、独自のカリキュラム編成を検討した。カリキュラムデザイン、学科の教育目標などを丁寧に議論し新カリキュラムを作成し、2022年度入学生より導入した。2022年度入学生の1・2年次、2023年度入学生の1年次カリキュラムアンケートを実施し、8～9割の肯定的意見を得ている。今後も継続して結果を分析し、教育課程表と照合し教育に活かしていく。【資料3-2-6】【資料3-2-7】

<経営学部経営学科>

経営学科の教育課程は体系的に編成されているが、3領域の専門課程を選択していくためには学生自身がしっかりと3領域の専門課程の体系性を十分に理解する必要がある。カリキュラムチャート、カリキュラムマップとともに各領域のモデル時間割等を提示して学生にとって履修しやすい学期ガイダンスを実施することにより、学生が教育課程を理解し、学生自身による自律的履修、学修を今後も促していく。

平成29(2017)年度より、学生の単位取得状況に応じた必修科目の再履修クラスの編成、学年間を通じた必修科目の時間割調整、開講時期の調整、若干の科目の統廃合を行った。これらの調整により、学年間の必修科目の履修及び再履修等が容易となっている。

また、学生自身が将来展望していける力を身に付けさせ学修意欲を高めるよう、キャリア形成科目と経営学／会計・財務関連科目及び情報コミュニケーション技術科目などの専門性のある教育との連携した実施を行っている。PBL（プロジェクト学習）については成果が出ているが、今後も他の授業との連携や授業方法等法についてもシラバス等に明示していくことを検討する。

<大学院健康科学研究科>

令和5(2023)年、健康科学研究科の特色である多角的な視点から総合的・学際的な研究活動を実現させ、専門分野をより深く学修することを支援するための専門科目、特に看護学領域開講科目の充実並びに専任教員の増員等を含めた教育課程の改訂を行った。

令和5(2023)年度末現在、修了生を対象としたアンケート（回答率：89%；46名/52名；13期生100%）によると、79.6%（回答49名中39名）の院生は「本研究科に入学してよかった」と回答している。健康科学研究科の学際的な研究活動と専門分野の充実を目指して、さらなる科目の充実並びに専任教員の増員などを含めた検討を進めている。また、本研究科における研究成果を社会還元すべく本大学院研究科の教育に携わる教員の活力ある研究活動の実現及び質的向上を図るために、学際的分野から外来講師を招いて健康科学セミナーを開催すると共に、海外の研究機関を含めた学外共同研究などを推進する計画で準備を進めている。また、「豊橋創造大学大学院健康科学研究科の教育活動に関する協議会」を通じた医療機関からの意見や修了生を対象とした教育課程に関するアンケートを活用して、今後の教育課程の点検に着手した。【資料3-2-21】

エビデンス集（資料編）

- 【資料3-2-1】 保健医療学部理学療法学科教育方針（三つのポリシー）
 - 【資料3-2-1】 保健医療学部理看護学科教育方針（三つのポリシー）
 - 【資料3-2-2】 保健医療学部看護学科 2023 履修案内・シラバス
 - 【資料3-2-3】 2024年度看護学科シラバスチェック分担表
 - 【資料3-2-4】 看護学科授業評価アンケート（授業用・演習用）
 - 【資料3-2-5】 保健医療学部看護学科2023年度各種委員会等総括
 - 【資料3-2-6】 2022年度入学生カリキュラムに関するアンケート
-
- 【資料3-2-7】 2024年度入学生教育課程表
 - 【資料3-2-7】 履修案内経営学部経営学科（2023）
 - 【資料3-2-8】 経営学部経営学科カリキュラムマップ
 - 【資料3-2-9】 経営学部経営学科カリキュラムチャート
 - 【資料3-2-10】 大学院健康科学研究科カリキュラム・ポリシー
 - 【資料3-2-11】 大学院健康科学研究科教育課程表
履修案内 大学院健康科学研究科（2023）P15-16
 - 【資料3-2-12】 2018年度理学療法学科新カリキュラム説明会資料
 - 【資料3-2-13】 保健医療学部理学療法学科カリキュラムマップ
 - 【資料3-2-14】 大学院健康科学研究科 修了要件
履修案内 大学院健康科学研究科（2023）P17
 - 【資料3-2-15】 豊橋創造大学大学院生学会発表支援に関する規定
 - 【資料3-2-16】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部パーソナルコンピューター等
学生貸与要綱
 - 【資料3-2-17】 大学院健康科学研究科パソコン（PC）貸与制度利用者の概要
 - 【資料3-2-21】 大学院健康科学研究科「修了生アンケート」集計結果（抜粋）

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

**3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の
フィードバック**

(1) 3-3 の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

<保健医療学部理学療法学科>

アドミッション、カリキュラム、ディプロマの三つのポリシーに基づき、機関(大学)、

教育課程（学科）、科目（授業）の三つのレベルで自己点検・評価を行っていくアセスメント・ポリシーを策定した。【資料3-3-1】【資料3-3-2】

＜保健医療学部看護学科＞

アセスメントの一つの方法としてルーブリック評価を複数の科目（講義・演習・実習）で取り入れている。特に統合実習では全ての領域で共通のルーブリック評価を行い、評価方法を確立している。また、全学で導入しているGPA制度について、2020年度より成績は素点入力とし、ファンクショナルGPAを算出して保健師・助産師課程の学生選抜に活用している。

＜経営学部経営学科＞

三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を踏まえた学修成果の点検・評価の基本は、学期GPA、年度GPA、通算GPAをもとに行われている。各学年各学期に入門ゼミ（1年）、基礎ゼミ（2年）、専門ゼミ（3、4年）の担当教員が配置され、学年ごとに学年主任がとりまとめを行い、教務委員会及び職員と連携を取りながら、学習指導、点検等を行っている。入門ゼミ、基礎ゼミ、専門ゼミの担当教員は、授業への出席状況や学修状況（成績）を把握すると共にゼミを通して随時、学修指導を行っている。学期末、学年末ごとに成績不良者及びGPAが基準に満たない学生を対象にしてそれぞれ個別に指導している。【資料3-3-4】

上記とは別に、学習成果の点検として、入学直後と2、3学年末に外部評価としてGPS-Academic（2022年度までは各学年末に社会人基礎力測定PROG）を実施し、各学年でのカリキュラムが学修行動に与える効果測定を行っている。PBL科目においても社会人基礎力に基づいたルーブリック評価を行っている。

＜大学院健康科学研究科＞

大学院健康科学研究科では、入学時に大学院生毎に研究指導教員を決定し、研究指導教員が1年次後期から研究計画立案のための個別指導時間を確保し、大学院生の進捗状況を把握して適切な学修並びに修士論文作成に向けた指導を行っている。これまで、55名が修士（健康科学）の学位を取得し修了した。

学習成果の点検・評価は、各学期あるいは年度末の最終成績評価による。学修状況に問題がある大学院生に対しては、各科目の担当教員より指導担当教員に状況の連絡がなされて個別に対応する。同時に、研究科委員会にて情報を共有化し、研究科としての善後策を検討し対処している。また、平成28(2016)年度より、修士論文計画発表会の開催を2回にし、大学院生は自身の研究やその準備の進捗状況に応じて2回の内いずれかで発表することになっている。これにより、大学院生は研究指導教員以外の研究科所属教員から組織的な指導を受けられる環境が強化された。【資料3-3-7】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

＜保健医療学部理学療法学科＞

理学療法の臨床において重要な能力である問題解決能力について、平成29(2017)年度よりGPS-Academic(ベネッセ)を用いて評価を行うことで、本学理学療法学科での教育効果について検証している。また、理学療法学士養成校として、国家試験の合格率、就職率に関する検証を進めている。

＜保健医療学部看護学科＞

入学生の基礎学力を把握するために入学時に4科目（国語、英語、数学、理科）の到達度テストを行い、結果を教員に報告し講義や学修指導に活かしている。また、到達度テストの成績が低い学生を対象に学修支援センターによる補習を行い支援している。一方、大学の教育力や学生の成長指標の1つとして「思考力」と「姿勢・態度」を測定するGPS-Academicを大学全体で1年生から導入している。その結果を活用して「個人結果レポート」を学生各自が分析し、自分の強みや弱い点を確認し、1年生チューターと共に今後の成長につながるようにふり返りを行っている。2023年度には、1年次に実施した学生が4年生となり再度GPS-Academicを実施し、4年生チューター学生が「個人結果レポート」を用いて成長過程をふり返り、最終学年に臨んでいる。

2023年度より始めた新カリキュラムアンケートに加え、学修行動調査、GPS-Academic、4年生卒業時の教育課程に関するアンケート調査、国家試験の模擬試験の各結果は、ディプロマ・ポリシーの評価となっている。【資料3-3-3】

＜経営学部経営学科＞

教育内容・方法及び学修指導等の改善については、学期ごとに学生による中間アンケート及び授業評価アンケート、教員による授業FDシートの作成によって点検が行われており、FDシートについては学生へのフィードバックが公開されている。教授方法の工夫・開発については、合同FD委員会と教務委員会が協力して、教員FD講習会、教員相互の授業公開による相互授業参観が実施されており、各教員は相互授業参観時の他教員から改善点等の指摘が相互に行われている。

＜大学院健康科学研究科＞

大学院健康科学研究科では、修了が決定した大学院生に対して修了生アンケートを毎年実施している。また、「豊橋創造大学大学院健康科学研究科の教育活動に関する協議会」を通した関係機関からの意見聴取も毎年実施し、教育内容・方法および学習指導等を改善すべく検討を進めている。

各学科の取り組みに加えて、教務委員会が主体となり、全学的に「学修行動調査」（アンケート）を実施している。「学修行動調査」は、学生自身による学修行動・成果の振り返りを促すとともに、寄せられた評価や意見に基づいた授業内容や方法の改善、及び、授業環境の組織的な改善に結びつけることを目的としており、毎年実施している。調査結果は関係する委員会や事務局所管部署にフィードバックされ、学生の実状把握と改善計画の検討のために役立てている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

＜保健医療学部理学療法学科＞

学修成果の点検・評価については、教務委員会の各 WG において点検・評価を行ってきたが、今までの流れを踏まえつつ新たな視点で改善・向上方策を案出できるように令和 5(2023)年度に各 WG のリーダーとメンバーの見直しを行った。具体的には、GPS-Academic や授業評価アンケート、学修行動調査アンケート、卒業時アンケート、留年率や退学率、国家試験の合格率等の各種調査・評価結果をもとに、入学準備学習と初年次教育の成果（入学前学習・初年次教育 WG）、4 年間を通じた学部教育の成果（学習成果 WG）、臨床実習の成果（臨床実習 WG）、国家試験合格率に対する学部教育の効果（国家試験対策 WG）の点検・評価を行うとともに、各 WG 間の連携を深め個別ではなく包括的な学修成果の点検・評価を実施していく。

＜保健医療学部看護学科＞

学修成果の可視化に向けて、直接指標と間接指標を組み合わせた評価を検討する必要がある。2022 年度からの新カリキュラムの評価を学生のアンケート結果から学科教務委員会、学科会議で共通認識し、検討していく必要がある。新カリキュラムの学生アンケートを卒業時まで継続し、検討内容をその後の教育に活かしていく。

＜経営学部経営学科＞

経営学部では、教員相互の授業公開による相互授業参観が実施されているが、さらに他学科教員や職員への公開、及び他教員からの改善提案等の指摘に対する授業改善案の作成等 PDCA サイクルの構築を進める。また、単位認定基準に関連して授業各種統計データの収集等行い教員間で共有しており、今後も改善策の検討を続ける予定である。

＜大学院健康科学研究科＞

令和5(2023)年度末現在、修了生を対象としたアンケート（回答率：89%；49名/55名；13期生100%）によると、79.6%（回答49名中39名）の院生は「本研究科に入学してよかった」と回答している【資料3-3-10】。健康科学研究科の学際的な研究活動と専門分野の充実を目指して、さらなる科目の充実並びに専任教員の増員などを含めた検討を進めている。また、本研究科における研究成果を社会還元すべく本大学院研究科の教育に携わる教員の活力ある研究活動の実現及び質的向上を図るために、学際的分野から外来講師を招いて健康科学セミナーを開催すると共に、海外の研究機関を含めた学外共同研究などを推進する計画で準備を進めている。また、「豊橋創造大学大学院健康科学研究科の教育活動に関する協議会」を通じた関係機関からの意見や修了生を対象とした教育課程に関するアンケートを活用して、今後の教育課程を改善すべく検討を進めている。

さらに、大学院健康科学研究科の教育課程のさらなる充実と、専任教員の研究活動を支援し、かつ大学院生の海外留学先を開拓するために、現在中断している大学院健康科学研究科の専任教員を対象とした「海外短期留学」の再開へ向けて回外教育研究機関との強固なネットワーク構築に向けて活動する。

エビデンス集（資料編）

- 【資料3-3-1】 保健医療学部理学療法学科教育方針（三つのポリシー）
- 【資料3-3-2】 理学療法学科アセスメント・ポリシー
- 【資料3-3-3】 保健医療学部看護学科2023年度国家試験支援委員会活動総括
- 【資料3-3-4】 履修案内経営学部経営学科（2023）
- 【資料3-3-5】 平成28年度第6回大学院健康科学研究科委員会議事録
- 【資料3-3-10】 大学院健康科学研究科「修了生アンケート」集計結果（抜粋）

【基準3の自己評価】

本学の建学の精神と教育目的及び学科教育目標に基づいたディプロマ・ポリシーを定め、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと併せて履修案内に明記するとともに、大学Webページにおいて広く公開することで学生・教職員・利害関係者に対し周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準、学位論文審査基準等を学則および関連規定で明確に定め、それらに基づき厳正に適用している。また、成績評価方法については授業科目ごとにシラバス内に明記し、学生に公表・周知している。

教育目標を達成するためのカリキュラム・ポリシーを定め、これに基づいて教育課程を編成している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーの下で一貫性を保つよう設定し、その確認・担保のためにカリキュラムマップ等を作成して関係性を明確にしている。すべての科目において授業シラバスを公開し、授業計画及び授業の流れ、ディプロマ・ポリシーとの関係を明確に示し、学生が主体的、計画的に学修できるようにしている。また、年間履修登録単位数の上限を設定し、単位制度の実質化に図っている。

基礎教養教育については、一般的な人間・社会に関する科目や外国語等の教養教育科目に加え、基礎的・学術的リテラシー習得のための基礎教養ゼミナール科目を1、2年次に配置している。さらに、2024年度入学生より、幅広い人間性の構築を目指した学科共通開講科目群「地域未来創造プログラム」をスタートさせ、このなかで「東三河創造入門」、「東三河の歴史風土と文化」、「データサイエンス入門」などの科目を展開していく予定である。

合同FD委員会及び教務委員会が主体となって学内FD研修会や講習会を実施するとともに、教員相互による授業参観や学生に対する授業評価アンケートを行い、改善点等の指摘事項を学習指導に反映させ、教育の質向上に取り組んでいる。

GPAに基づく学修成果の点検や評価を行い、学生への指導に活かしている。また、演習科目や実習科目においてルーブリック評価を取り入れ、学習到達状況の測定を行っている。さらに、外部アセスメントツールを用いた客観的評価の実施も進めている。

以上のように、本学は三つのポリシーに基づいた適正な教育課程を編成し、学修成果の点検・評価を行いながら、学則および関連規程の下で厳正な単位認定や進級・卒業認

定等を実施しており、基準 3 を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学則第 40 条の定めに従い、学長は公務をつかさどり所属職員を統督するとともに、教学に関する最高責任者として意思決定を行っている。学長を補佐するために副学長が 2 名任命されている。副学長の選考に関しては、豊橋創造大学副学長選考規程第 3 条の定めにより、学長が理事長と協議した上で指名し、理事会の議を経て理事長が任命している。また、令和 3(2021)年 4 月より 2 名の副学長について担当を「教学マネジメント、学生支援、IR 担当」と「研究・学術情報、社会連携・地域貢献、広報・ブランディング担当」と明示した。【資料 4-1-1】

学長の意思決定を補佐するために事務局に企画室と IR 室が置かれている。また、教学に関する事項を学長の諮問に応じて審議する機関として、教授会と運営幹部会が置かれている。学則第 42 条に教授会の構成員が規定され、同条第 2 項に運営幹部会の構成員が規定されている。

教授会の審議事項については、学則 43 条に「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。(1)学生の入学、卒業及び課程の修了 (2)学位の授与 (3)前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」と定められているほか、同条第 2 項に「教授会は、前項に規定するもののほか、学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。」と定められている。

運営幹部会の審議事項に関しては、学則第 43 条 3 に「運営幹部会は次の事項を審議する。(1)学則その他必要な規程の制定改廃に関する事項 (2)教育、研究、学生指導に関する大学としての基本方針に関する事項 (3)主要な大学行事に関する事項 (4)主要な施設等の新設・改廃に関する事項 (5)豊橋創造大学短期大学部と共有する施設の運営や共

同で実施する行事に関する事項 (6)その他大学全般に関わる重要な事項」と定められている。

本学では、学科ごとに教授会を設けている。また豊橋創造大学短期大学部ともキャンパスを共有していることから、円滑な運営を図るために運営幹部会は大学・短大合同で開催し学長が議長を行っている。【資料 4-1-2】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

「豊橋創造大学運営組織規程」の定めにより常任委員会(3 委員会)と特別委員会 (19 委員会) が設けられている。委員長は学長が指名し、委員は各学科長が提出した担当案を学長が調整した後に決定している。教学に関する委員会からの提案事項は、審議事項として教授会及び運営幹部会で協議されている。【資料 4-1-3】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

事務局組織は、「学校法人藤ノ花学園業務組織及びその運営に関する規程」の定めに従い総務部、教学部、渉外部の三つの部が設けられている。総務部には庶務課、図書館事務室、学術研究支援室が置かれている。教学部には教務課、学生課、システム管理室が置かれ、渉外部には入試センター事務室、キャリアセンター事務室、地域連携・広報センター事務室が置かれている。各種委員会には、事務を所掌する事務局の部署が規定されており、担当する職員は専門性を活かして教員と協働している。

また、部に所属しない組織として、企画室と IR 室が置かれている。企画室は、経営戦略・制度改革の案を検討し、学長の意思決定を補佐する。担当職員は事務職員が兼務の形で担当している。IR 室は、学内の情報を収集・分析し、学長の意思決定を補佐する。「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部 IR 室規則」により IR 管理者（教員）と IR 室長（職員）及び担当職員が任命されている。また、令和 6(2024)年度より各学科に IR 担当者が置かれている。いずれも兼務で任務にあたっている。

このほか、入試に関する専門職として、「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部アドミッション・オフィサーの設置に関する規程」に基づきアドミッション・オフィサーが設置され、専任職員が兼務で担当している。

内部質保証に関連して、平成 30(2018)年度に内部質保証推進会議設置要綱を制定し、内部質保証推進会議を設置した。また、自己点検・評価委員会に置かれていた教学マネジメント部会を令和 3(2021)年度より改組し、自己点検・評価委員会から独立する形で教学マネジメント会議設置要綱を設け教学マネジメント会議を設置した。

事務局に部課長会を置き、週 1 回必要な事項を協議・調整している。なお、教員が兼務しているシステム管理室長と大学の IR 管理者が部課長会に参加しており、教職協同が円滑に行われている。【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本年度より IR 室に設けた IR 担当者に関する事項が「豊橋創造大学・豊橋創造大学

短期大学部 IR 室規則」に定められていないので、規程の改正が必要である。

エビデンス集・資料編

- 【資料 4-1-1】 2024 年度委員会等構成表
- 【資料 4-1-2】 豊橋創造大学教授会規程
- 【資料 4-1-3】 豊橋創造大学運営組織規程
- 【資料 4-1-4】 学校法人藤ノ花学園業務組織及びその運営に関する規程
- 【資料 4-1-5】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部 IR 室規則
- 【資料 4-1-6】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部アドミッション・オフィサーの設置に関する規程

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学の2024年5月1日現在の専任教員の配置は下記のとおりである。

学長1人

単位：人

学士課程	教授	准教授	講師	助教	合計	助手
保健医療学部理学療法学科	8	2	3	7	20	0
保健医療学部看護学科	9	1	6	9	25	3
経営学部経営学科	8	2	1	0	11	0
合 計	25	5	10	16	56	3

修士課程	研究指導教員 (教授数)	研究指導 補助教員	合計
健康科学研究科健康科学専攻	8	5	13
合 計	8	5	13

(健康科学研究科の教員は保健医療学部教員を兼務)

各学科の教員は大学設置基準（経過措置による旧設置基準）及び「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に基づき、教育目的及び教育課程に即して配置している。なお、令和6（2024）年4月1日においては基準数を充たしていたが、4月17日に経営学科教授（1人）が逝去されたため、経営学科教員1人と大学全体における教授1人について設置基準に定める必要専任教員数を下回っており、適切な配置に向けて募集を開始している。

大学院は基礎となる学部の教員が兼担しており、研究指導教員8人、研究指導補助教員5人を配置している。研究指導補助教員は設置基準では6人必要なところ5人の配置となっているが、基準人数よりも多く配置している研究指導教員が兼ねることが可能であり、適切な配置である。

教員の採用・昇任については「豊橋創造大学教員資格基準」によっている。この基準の前文には、「本学の教授、准教授、講師、助教、助手を採用する場合及び昇任させる場合は、この基準の定めるところによる。教授は専門とする学術の進歩に寄与し、かつ本学の教育に対し責任を負う。准教授、講師も前記教授に準じ、それぞれ職分に対し責任を持つものとする。本学の教員の採用、昇任は、人格、健康、教授能力、教育業績、学会並びに社会における活動等について行う。」とその方針を明示し、職位ごとにその条件が示されており、それに基づいて適切に運用されている。【資料4-2-1】【資料4-2-2】

教員の募集については、その都度公募並びに大学関係者（他大学を含む）より紹介、推薦をうける方法で運用している。教員の採用・昇格に関しては、教員資格審査委員会が「豊橋創造大学教員資格基準」に基づき、同基準に示す人格、健康、教授能力、教育業績、学会、並びに社会における活動等を審査し、結果を教授会に答申し、学長の承認を得た後に、理事長より任命され辞令が交付されている。

教員の評価等については、令和元(2019)年度には、紙ベースで提出されていた教員個人調書(履歴書、教育研究業績書)や自己評価シート、そして教学システム(GAKUEN)で管理されていた担当授業科目や履修者人数、その他大学内外から委嘱を受けた業務など、今まで別々に管理されていた内容を一元的に扱う教育研究情報登録システムを開発し、稼働している。これにより、教育・研究・社会貢献・学内活動など前年度の実績を総合的に判断することができるようになり、教員の評価や業務全般の平準化に向けて、具体的に検討できるようになった。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の教育理念や教育目標を踏まえて、各科目の到達目標を設定・達成するため、まず定期的な教育効果の測定によって現状把握を行っており、

- (1) 教員による学力評価（試験又は課題提出など）
- (2) 学生による授業評価（授業評価アンケート）：学生の主観的な満足度、理解度、興味の深化などを自己評定

- (3) 担当教員による科目ごとの総合的授業評価（授業改善報告書）の作成、教員による授業の相互参観を実施している。

(1)「教員による学力評価」について

従来型の試験による評価に加えて、レポート課題、フィールドワークに基づく課題、演習型課題など、科目の特性と学生の到達度に合わせて、各科目の担当教員が適切と考える方法を選択している。

第2回合同FD研修会において、『レポート課題の出し方について』をテーマとして教育評価方法についての知識・スキルアップを図った。内容は、課題をどのように設計し、評価するかということで、自分で考えさせるレポートの出し方、評価の仕方など（chatGPTの活用含む）であった。参加者の意見として「課題を出す場合、何が求められているかを学生に明確に示すことが大事であることを再認識させられた」「課題を出す際にコピペ禁止を強く指示するより、コピペできない内容の課題を出す工夫をしたい」など教育評価に役立つ内容となった。

(2) 学生による授業評価アンケートについて

授業評価アンケート実施要綱に基づき、春学期と秋学期に授業評価アンケートを実施している。受講生が少ない科目（10人未満）を除いて平成24(2012)年度より1教員1科目に変更している。アンケート結果は教務課でデータ処理をし、評価結果を担当教員にフィードバックしている。結果については自由記述欄の回答も含めて、教員内で公開している。授業評価アンケート回答率は、全体で春学期65.48%（2022年度：57.10%）、秋学期70.33%（67.13%）であり昨年度と比較して回答率が上昇していた。【資料4-2-4】

(3)「授業改善報告書」について

授業評価アンケートの結果をふまえ、各学期終了時に対象教員全員が提出し、学生の授業評価に対するフィードバックがなされた。教員内で情報を共有し、他科目での状況を把握すると共に講義の連携を図るため、また学生の要望やニーズに応えるために冊子にして図書館で公開している。学生の授業に対するニーズ把握は、中間評価以外に毎回の授業でリアクションペーパー等により授業の参加度・理解度・意見等学生の要望をくみ取るなど授業改善のために実施されている。

教員による授業の相互参観については、全学科で各期において実施している。授業を参観した教員だけでなく、授業参観を受けた教員は授業内容や授業方法に対する同僚教員からの意見を受けることで自身の教育を振り返ることになり、相互の資質・能力向上に活かすことができている。また、授業参観後の教員へのフィードバック方法も学科で工夫されており、教員の教育力向上に役立っていた。

教育改善への組織的な取り組みとして、履修案内の充実とFDへの取り組みを行っている。履修案内は毎年、全学生に配布し、学生が大学での学修を円滑に行い、それぞれの目標を達成できるようにしている。主な掲載項目は、「教育理念」「教育課程」「履修」「授業

内容紹介」「学舎配置図」「研究室一覧」「教員メールアドレス一覧」「個人情報の取扱いについて」「授業心得」である。

全学のFD活動については、豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部合同FD委員会（以下「合同FD委員会」という）が統括し「学生による授業評価アンケート」「FD研修会」「教員による授業の相互参観」などを行っている【資料4-2-5】【資料4-2-6】。研究としては「研究費の不正使用防止等の研修会」を学術研究室が毎年実施している。それ以外として「シラバス作成・検証」、「人権への配慮（研修会）」を教務委員会、ハラスメント対策委員会が行っており、他の委員会と協力してFD活動を行っている。学科のFD活動については、それぞれの特性を考慮し、各学科の教務委員会やFD関連委員会が中心に活動を行っている。

（3）4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置に留意し、欠員の補充、新規採用等を今後とも行っていく。

教員の資質・能力の向上への取組みについては、今後も継続して教務委員会、合同FD委員会の活動を積極的に推し進める。授業評価アンケートの実施については、現在実施している事項について評価し、授業の改善と教育の質向上とが結びついたシステムの構築に向けて検討する。また、学生の授業評価と教員のフィードバック、教員の授業相互参観が教員の資質・能力の向上にどのようにつながっているかについての検証の方法も検討する。教養教育実践のための体制については、担当教員、教務委員会（連絡調整会及び部会）、教授会がそれぞれのレベルで教養教育に責任をもつ現行の体制として当面維持している。

エビデンス集（資料編）

- 【資料4-2-1】 豊橋創造大学教員資格基準
- 【資料4-2-2】 学校法人藤ノ花学園職員任免規程
- 【資料4-2-3】 教育研究情報登録システムについて
- 【資料4-2-4】 授業評価アンケート結果(2023年度)
- 【資料4-2-5】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部合同FD委員会規程
- 【資料4-2-6】 令和5(2023)年度豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部合同FD委員会議事録

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

事務局職員には、個々の業務に精通するとともに正確かつ迅速に職務を遂行することが求められている。その能力養成には、経営意識の涵養、基礎知識の習得と実務への応用、業務改善のための意欲及び職務能力や企画力・情報処理能力の向上、高度な倫理感の醸成及び部課長職員等の管理能力の向上等が欠かせないものと考えている。

学校法人藤ノ花学園就業規則第46条には第1項で「職員は、その職責を遂行するため、絶えず研修に努めなければならない。」、第2項で「所属長は、職員の研修を奨励し、その機会を与えなければならない。」と定められており、多様な研修機会を設けている。

【資料4-3-1】

SD研修会のほか、FD講演会への職員の参加など教職員が、課題認識の共有化を図りFD活動と連携した取組みの推進にも努めている。

令和5(2023)年度に実施した研修は次のとおりである。

1. 職場研修

SD(Staff Development)研修会	令和5（2023）年8月31日午後 全教職員を対象に、1）法人事務局長による「学園の財務状況及び財務分析について」 2）産業医による「メンタルヘルス・メンタルタフネス講習会」 3）豊橋市生活安全課主幹（県警派遣職員）による「交通安全講習会」 令和5（2023）年12月27日午後 第一部では、全教職員対象に 1）学長による「学校法人藤ノ花学園内部質保証システムについて」 2）理学療法学科長により「理学療法学科のアセスメントポリシーとチェックリストについて（事例報告）」 3）学生課主査による「高等教育の修学支援制度の概要&本学の現況と今後の動き」 第二部では、事務局職員を対象に、1）Dr.Budget の追加事項について 2）自己啓発研修報告として「『大学職員のリアル』から考える、大学組織を元気にするために必要なこと」 3）1年間の業務改善の取組の成果として取組事例の報告が行われた。
--------------------------	--

2. 職場外研修

業務の都合や職員数の制約から、外部講師による学内での研修が困難なため、各種団

体が主催する大学向けの事務、経営、人事管理等の研修会、講習会等に職員を積極的に参加させ、資質の向上を図った。

また年に1回、研究と修養、職員相互の親睦を兼ねた職員研修旅行を実施しているが、コロナ禍のため、令和5（2023）年度についても中止とした。

「職員の能力開発及び職能の多様化、高度化に資するための方策について不断に検討を行い、FD(Faculty Development)活動と連携した組織的な取組みを推進する」ことを目的として、平成28(2016)年1月1日に豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部合同SD委員会規程を制定しており、合同SD委員会において、SD活動の基本方針や研修の企画立案、実施計画を審議するなど、職員の能力開発に向けて組織的・継続的な取組みを行っている。【資料4-3-2】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

業務執行体制の機能性については、学長兼務の理事長が原則毎日出勤することにより、職員との距離が近い利点等を生かす中で、課題の整理や意思決定並びに業務を迅速かつ機動的に進めている。一方、職員の士気、資質の更なる向上が求められており、SD研修のなお一層の充実や効果的な取組みは常に課題として認識しておかなければならない命題でもある。

また、平成27(2015)年度に導入した目標管理制度では、令和3（2021）年度に目標管理マニュアルを策定し、職員一人ひとりが1年間の目標を設定し、職員の自主性を引き出し、組織の中で個人の持つ力を最大限発揮できるよう努めているが、今後も各種研修内容の一層の充実を図り、更なる職員の資質向上や業務執行体制の強化を図る。

エビデンス集（資料編）

【資料4-3-1】 学校法人藤ノ花学園就業規則

【資料4-3-2】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部合同SD委員会規程

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

講師以上に 1 部屋ずつ研究室を配置。助教及び助手には複数名での共用配置ではあ

るが、研究遂行に必要な設備を整えている。後者の部屋では入口受付の内線電話機から各教員を直通番号で呼び出し、かつ不在時は伝言録音、モバイル機器への着信ができるなど、来訪者対応による他者の執務への影響を軽減する配慮がなされている。また、学内連絡へのチャットツールの活用も研究スペースの静粛性に寄与している。

施錠後の研究棟への入退出に関し、セキュリティカード貸与により制限が緩和されている。

学内施設に学内 LAN 及び無線 LAN を敷設し、ほぼ全学どこからでもインターネットや学内ネットワークに接続できる環境になっている。その他にも学外から学内リソースへのアクセス手段を提供するなど、時間や場所にとらわれないネットワーク環境を整えている。

動物実験に必要な飼育室と実験室があり、飼育室は実験動物の生理的特性に合った環境を維持した設備・構造になっている。

以上から研究環境の整備と適切な運営・管理ができています。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

「研究活動における行動規範」により、研究者が遵守すべき事項を示すとともに、適切に研究活動を行うため、各種規程等、ルールを整備を進めてきた。

研究活動に係る不正および研究費の取扱いに係る不正の防止を目的に「研究活動上の不正行為防止に関する規程」「公的研究費の管理・監査体制に関する規程」を定め、これの実効性を高める目的で、学内研究者を対象に研究者倫理およびコンプライアンスに係る研修を年1回実施している。【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】

保健医療学部を擁する本学では人を対象とする医学系研究や動物実験を伴う研究も行われている。これらの適正実施に努めるため、国の関連指針にもとづき置かれた研究倫理委員会、動物実験委員会、遺伝子組換え動物実験安全委員会が、生命倫理に関する委員会として申請課題の審査にあたり、必要に応じて助言指導を行っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動の支援体制として総務部に学術研究支援室をおき、専任事務職員が主に科研費等の府省等が配分する競争的資金や民間研究助成金等、学外資金による研究費の獲得および受入支援を行っている。また、産学官連携に係る研究は地域連携・広報センターの他、産学官連携推進委員会がおかれ、助成に係る業務の窓口を担っている。

教育研究活動費規程にもとづき、上限額内で教育研究活動費の支出を認めている。海外で開催される学会において報告を行う場合教育研究活動費上限額に航空運賃の片道額を加算（2年に1回を限度とする）することができる。

大学院健康科学研究科では「先端研究助成」として研究科内競争的研究費が予算計上されている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

外部資金の獲得方策は、2022 年度から導入した、学内予算を原資とする教育研究活動費のあり方と併せてさらに検討する。前年度までの配分額を見直し、科研費等外部資金の獲得や成果公開を条件にした助成など、資源を戦略的・創発的研究に投下する方策への転換に踏み出したことは、研究を一つの軸足に大学の財政基盤の強化および価値向上を図ることとした中長期の目標を実現する一歩である。

研究実績の有無は外部資金獲得に影響すると考え、研究計画書作成機会の獲得のため外部資金助成情報を効率的に提供していく。

エビデンス集・資料編

【資料4-4-1】 研究活動における行動規範

【資料4-4-2】 研究活動上の不正行為防止に関する規程

【資料 4-4-3】 公的研究費の管理・監査体制に関する規程

[基準 4 の自己評価]

基準項目 4-1～基準項目 4-4 について、それぞれ記述してきたとおり自己判定に基づき、基準 4 を満たしている。

研究環境の整備や研究倫理の確立と運用、研究活動への資源の配分は適切に運営・管理されている。外部資金の導入努力について、現状の人的支援体制での研究支援業務は定型的かつ受動的な範囲に収まりがちである。改善および積極的な展開を図る方法の一つとして要員確保のための科研費の間接経費の活用等も検討余地がある。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

寄附行為第3条において法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、「誠をもって勤儉譲を行え」を基調とし、創造性豊かな次世代社会の担い手となる人材を育成することを目的とする。」と明確に定めている。【資料F-1】

また、学則第1章（目的及び使命）第1条に「豊橋創造大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、文化の向上を目指し創造性豊かで人間味あふれる人格の形成と、専門的職

能教育を施すことを目的とし、広く国際的視野をもって人類の福祉に貢献する社会人の育成をその使命とする。」と定めている。【資料F-3】

藤ノ花学園就業規則第37条には、学園の名誉の尊重、職員としての品位の保持、諸規程及び上司からの指示の遵守、勤務時間中の職務専念義務、個人情報の保護等が定められている。また、同39条には、職務上の地位を利用して自己の利益を図ることの禁止、権限の濫用の禁止、職務上知りえた情報の漏洩禁止が定められており、これらに違反した場合の懲戒の手続きが同第7章に定められている。【資料5-1-1】

また、学校法人藤ノ花学園公益通報規程を設け、法令違反等の内部告発者に不利益が生じないように配慮している。【資料5-1-2】

会計は藤ノ花学園経理規程の定めに従い諸帳票を管理し、会計不正を未然に防ぐ体制を整えている。また、平成28(2016)年度からは内部監査を実施し、不正の防止に努めている。【資料5-1-3】

さらに、「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部教職員行動規範」を平成19(2007)年度に制定している。この規範には以下の項目が示されている。1.人権の尊重 2.法令の遵守 3.社会的使命を自覚した教育研究 4.安全確保及び環境への配慮 5.積極的な情報公開と知的財産権の尊重 6.大学資産等の適正な管理【資料5-1-4】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為及び学則に示される使命・目的を達成するため、健全な教育環境を保持し、教育課程の着実な実施、授業外の学修指導、又は厚生指導等、学生中心の支援が行われ、個々学生の人格を尊重した教学運営に努めている。この使命・目的実現のための検証は、IR室等が収集した各種学修成果の資料等を基に、常任理事会、運営幹部会、教授会、常任委員会、各種特別委員会、各学科会、事務局部課長会等でなされている。

また、令和元(2019)年度に「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部第2次中期計画(Wisteria Plan2029)」を策定し、年度ごとに進捗状況を確認している。【資料5-1-5】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1.環境保全への配慮

本学では、環境整備のための校地の草刈りや樹木の剪定、室内の清掃を業者に委託し、庶務課職員が管理する方式を採用している。年度ごとに契約内容と価格の見直しを行っている。受水槽及び浄化槽の点検は庶務課が管轄し定期的に行っている。また、校舎の照明器具を計画的にLED照明に置き換えるほか、エアコンを省エネルギー型のものに置き換えることで消費電力の削減に取り組んでいる。

2.人権への配慮

ハラスメントについては「豊橋創造大学ハラスメント防止人権委員会規程」「豊橋創造大学ハラスメント相談窓口に関する規程」等を定め防止に努めている。これらに基づきハラスメント防止人権委員会、ハラスメント相談窓口を設けて常時問題に対処できるようにしている。また、令和4(2022)年度10月より、ハラスメントへの対応として学内

相談窓口に加えて学外相談窓口を設置している。【資料5-1-6】【資料5-1-7】【資料5-1-17】

個人情報の保護に関しては、「豊橋創造大学個人情報の保護に関する規程」「豊橋創造大学個人情報の保護に関する規程施行細則」を定め、個人情報の収集、管理、利用に関する本学の責務を明らかにしている。なお、個人情報保護委員会の構成員は運営幹部会の委員が兼務することになっている。また、施行細則には、「個人情報の業務の学外委託基準」、「収集の届出」、「届出事項の閲覧方法等」、「開示の方法等」、「訂正又は削除の方法等」、「不服申立ての期限」等を定めている。【資料5-1-8】【資料5-1-9】

3.生命倫理に関する配慮

生命倫理等に関しては「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部研究倫理委員会規程」「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部動物実験委員会規程」の定めに従い研究倫理委員会、動物実験委員会を設置している。研究倫理委員会は人を対象とする研究を行おうとする本学の教員から申請があった研究計画又は研究実施状況報告について調査審議し、必要に応じて助言指導を行っている。また、動物を対象とする研究に関しては、動物実験委員会が必要に応じて研究に関する助言指導を行っている。【資料5-1-10】【資料5-1-11】

4.安全への配慮

学生、教職員及び来学者の安全保持、災害防止については、「学校法人藤ノ花学園就業規則」「第8章 安全及び衛生」として、第58条（安全及び衛生）、第59条（安全衛生教育）、第60条（災害防止上の義務）、第61条（公衆衛生の遵守義務）、第62条（健康診断）、第63条（健康要保護者への措置）、第64条（保健衛生への協力義務）等について定めている。

この就業規則に基づき、「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部地震防災規程」「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部防火管理規程」「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部防災管理規程」「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部防災対策委員会規程」が設けられ、原則として年1回の全学総合防災訓練がなされている。【資料5-1-1】【資料5-1-12】～【資料5-1-15】

防火・防災管理者のもとに校舎各棟に2人の防火・防災担当責任者を配置し部屋ごとに火元責任者を定めている。緊急時には地震防災隊、自衛防災隊が組織される。学生、教職員には「SCHEDULE BOOK & CAMPUS GUIDE」を通して防災マニュアルが毎年全員に配布され、地震発生時の対応と緊急避難法については、春と秋のガイダンスを通して再度周知を行っている。また、非常勤講師にも「出講案内」の中で全員に周知されている。

豊橋市は「東海地震に係る地震防災対策強化地域」、「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けている。また平成24(2012)年8月29日内閣府が発表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について」によると、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波

を想定した場合、豊橋市は、想定最大震度7、想定津波高19m（愛知県外海）となると推計されたことにより学校施設や避難所、橋梁など公共施設の耐震化、情報伝達の強化など防災対策を推進している。本学もこれに対応した防災消防計画を策定し、緊急地震速報システムの導入、津波避難所の設定、全教職員用へのヘルメット配布、全研究室へLED懐中電灯の設置を行っている。

災害関係とは別に、安全性を求めて校門出入口には不審者、不法侵入を防止するために防犯カメラを設置し常時監視することにより被害防止に努めている。また、令和2(2020)年度より警備会社と委託契約を行い校舎出入口の電子錠による遠隔制御と人感センサによる機械警備を導入するとともに非常勤職員による夜間の巡回を行っている。

また、万一の事故に備えて本学の学生は大学が費用を負担して各種保険に加入している。経営学科学生は、入学と同時に財団法人日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」に「通学中等傷害危険担保特約」をつけて全員加入し、加えて同協会の「学研災付帯賠償責任保険」（通称:学研賠）にも全員加入している。一方、看護学科と理学療法学科については、一般社団法人日本看護学校協議会共済会による傷害保険・賠償保険「Will」に全学年が加入している。またその他の保険の加入も学生の自己負担で任意に推奨している。

自然災害発生時における学生及び教職員の安否確認システムとしてGoogle Classroomを活用している。令和5(2023)年度は安否確認の訓練を5月に実施した。このほか、研究上の安全確保に関連して「豊橋創造大学遺伝子組換え動物実験安全規程」が設けられており、同規程の定めにより「遺伝子組換え動物実験安全委員会」を設置し、委員長を置いて遺伝子組み換え動物に関する安全の確保を図っている。【資料5-1-16】

また、令和5(2023)年度5月にはCOVID-19の感染症法上の位置づけが2類から5類に変更されたこともあり年度を通して対面授業を実施することができた。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

停電時における安否確認、外部からの問合せ等の対策を検討し改善を図る。

エビデンス集・資料編

- 【資料 5-1-1】 藤ノ花学園就業規則
- 【資料 5-1-2】 学校法人藤ノ花学園公益通報規程
- 【資料 5-1-3】 藤ノ花学園経理規程
- 【資料 5-1-4】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部教職員行動規範
- 【資料 5-1-5】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部第2次中期計画
- 【資料 5-1-6】 豊橋創造大学ハラスメント防止人権委員会規程
- 【資料 5-1-7】 豊橋創造大学ハラスメント相談窓口に関する規程

- 【資料 5-1-8】 豊橋創造大学個人情報の保護に関する規程
- 【資料 5-1-9】 豊橋創造大学個人情報の保護に関する規程施行細則
- 【資料 5-1-10】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部研究倫理委員会規程
- 【資料 5-1-11】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部動物実験委員会規程
- 【資料 5-1-12】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部地震防災規程
- 【資料 5-1-13】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部防火管理規程
- 【資料 5-1-14】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部防災管理規程・
- 【資料 5-1-15】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部防災対策委員会規程
- 【資料 5-1-16】 豊橋創造大学遺伝子組換え動物実験安全規程
- 【資料 5-1-17】 教職員向け外部ハラスメント相談窓口の案内

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会・評議員会は、私立学校法第3節（第35条～第49条）にのっとり寄附行為第5条及び第18条第2項にそれぞれの定数が定められている。理事の定数は6人以上9人以内であり、理事総数の過半数により選任された理事長がいる。また理事の選任区分は寄附行為第6条に定めている。即ち本学園の大学学長、短期大学部学長、高等学校校長のうち理事会において選任した者2人以上3人以内（1号理事）、評議員のうちから評議員会において選任した者2人以上3人以内（2号理事）、学識経験者のうち理事会において選任した者2人以上3人以内（3号理事）となっている。（表5-2-1）

理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する旨寄附行為第11条に定められている。なお、「学校法人藤ノ花学園副理事長規程」により理事長を補佐する副理事長がおかれている。理事会は寄附行為に基づき適切に運営されている。【資料F-1】【資料5-2-1】

表5-2-1理事、評議員選任区分一覧表

理事（現員7人）（学校法人藤ノ花学園寄附行為第6条による）		評議員（現員16人）（学校法人藤ノ花学園寄附行為第22条による）	
1号理事	2人	1号評議員	8人
2号理事	2人	2号評議員	1人
3号理事	3人	3号評議員	7人

本学には、管理運営体制として、運営幹部会、教授会、学科会議、常任委員会、特別委員会、並びに事務局部課長会が設置され、大学を取り巻く諸般の課題解決に当たり、それぞれの機能を適切に果たしている。これらの体制は「豊橋創造大学運営組織規程」「豊橋創造大学教授会規程」並びにそれぞれの常任委員会、特別委員会の規程に基づいて設置・運用されている。【資料5-2-2】【資料5-2-3】

理事長は、運営幹部会に毎回出席し、意見を陳述しリーダーシップを発揮している。同一キャンパスに大学、短期大学部の各学科が共存していることもあって、学内の統一的な管理・運営・教職員の意思統一のために、有効かつ必要な組織として重要な機能を果たしている。

常任理事会は、「学校法人藤ノ花学園常任理事会設置規程」に基づき設置されている。その第1条第2項に「常任理事会は、理事長及び常勤の理事をもって構成する。」とある。また常任理事会の審議事項については、同規程第3条において「常任理事会は、理事会の包括的授権に基づいて、次に掲げるこの法人の日常の業務を決定する。ただし、重要又は異例にわたる事項については、この限りでない。」と規定し、明確化を図るとともに、同条第2項では、「常任理事会で決定した事項は、次の理事会において、理事長から報告しなければならない。」と定められている。【資料5-2-4】

理事会の審議事項と常任理事会の審議事項との間で役割分担が必ずしも明確ではなかったことから、常任理事会において両者の役割分担について検討し、規程の一部改正について理事会の承認を得て、役割分担の明確化を図った。

常任理事会は、基本的には理事会開催月を除いた月の下旬の火曜日10時から開催されている。令和3(2021)年度実施の常任理事会は下表のとおりである。

表5-2-2令和5(2024)年度実施の常任理事会

開催月日	協議事項 件数	報告事項 件数	開催月日	協議事項 件数	報告事項 件数
4月25日	0	2	10月31日	0	2
6月20日	2	2	11月27日	1	1
8月16日	0	4	1月23日	0	2
9月19日	1	2	2月27日	4	2

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

第2次中長期計画(WISTERIA PLAN 2029)の着実な実行を理事会、評議員会で確認する。

エビデンス集・資料編

【資料5-2-1】 学校法人藤ノ花学園副理事長規程

- 【資料5-2-2】 豊橋創造大学運営組織規程
- 【資料5-2-3】 豊橋創造大学教授会規程
- 【資料5-2-4】 学校法人藤ノ花学園常任理事会設置規程

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の管理運営については、理事長及び常勤の理事をもって構成する常任理事会を開催しており、常勤の評議員も同席する中で、大学との間で様々な問題が提起され、意見交換や協議を経て、学園としての意思決定を行っている。

大学の管理運営については、学則の規定に基づき運営幹部会（理事長、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、常任委員長、事務局長等で構成）を設置し、学則その他必要な規程の制定・改廃、教育・研究、学生指導に関する大学としての基本方針等、大学全般に関わる重要事項の審議を行っている。また、平成27(2015)年度、法人本部事務局長の副理事長就任を契機として、副理事長が大学の運営幹部会にも出席することとなり、意思決定の円滑化が図られる体制となっていることから、学園全体としての管理運営及び意思決定は円滑に行われている。【資料F-3】【資料5-3-1】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人の管理運営については、学校法人藤ノ花学園寄附行為に定める理事会、評議員会、監事が、それぞれの権限と役割において職務を執行している。

また、大学の管理運営については、学則及び豊橋創造大学運営組織規程に定める教授会及び運営幹部会において、教育にかかるそれぞれの審議事項の分担のもとで協議等が行われた後、学長が重要事項の決定等を行っている。

なお、法人の業務監査では中期計画の進捗状況等に関する監査を行うとともに、令和元(2019)年度から自己点検評価書の内容等を中心とした教学監査も実施している。また、大学の内部監査委員会が企画した内部監査実施計画及び実施報告書について、監事にも説明・報告し、適宜助言等も得ながら、次期内部監査に臨んでいる。

本学においては、これらの組織が相互に機能しながら、相互チェック体制の基盤強化を図っている。【資料5-3-2】【資料5-3-3】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

理事長・学長、副理事長・法人事務局長が運営幹部会へ出席することにより、法人及び大学の管理運営に必要な意思決定の円滑化は図られている。

今後、法人と大学の管理運営組織が連携し、それぞれの相互チェック機能を更に高めながら、組織運営におけるガバナンス機能の強化に努めていく。

エビデンス集（資料編）

【資料5-3-1】 学校法人藤ノ花学園常任理事会設置規程

【資料5-3-2】 学校法人藤ノ花学園寄附行為

【資料5-3-3】 豊橋創造大学運営組織規程

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学は、平成8(1996)年に豊橋創造大学として1学部1学科で開学し、以後平成18(2006)年にリハビリテーション学部理学療法学科の設置、平成21(2009)年に保健医療学部看護学科の設置（同時にリハビリテーション学部を保健医療学部に変更）、平成24(2012)年に経営学部経営学科を設置（既存の情報ビジネス学部は募集停止）し、現在は2学部3学科体制となっている。

この間、平成21(2009)年度に理学療法学科が、そして平成24(2012)年度に看護学科が完成年度を迎え比較的安定した財務運営が行われていたが、令和元(2019)年度の収支状況は、経営学科の定員充足率の改善はあったものの、学生生徒等納付金収入及び補助金収入の減少や人件費比率の上昇等により、大学の単年度収支では資金収支は収入超過、事業活動収支は支出超過となった。経営学科については、恒常的な定員割れの状況が続いていることから、平成29(2017)年度に定員の適正化を図るための学則改正を行い、入学定員を76名から50名に、収容定員を320名から208名に見直しを行うとともに、高大連携や地元企業との更なる連携強化を図りながら、教職員が危機感を共有し、一丸となって、入学者の確保に向けた様々な取組みにチャレンジしている。【資料5-4-1】【資料5-4-2】【資料5-4-3】

なお、大学も含めた法人全体の令和5(2023)年度純資産構成比率は93.2%となってお

り、良好な財務環境が維持されているものの、今後も中長期的な視点に立って継続的な見直しを行い、改革・改善を実施する。これまでも経常的な経費節減のため、電気・ガス料金の節減等様々な対策を講じることによる着実な成果と、これに加えて電気需給契約や火災保険料、警備、清掃の業務委託料についても見直しを行い、更なる経費削減を図っている。しかし、令和4（2022）年度からの電気・ガス等の使用料の高騰は財務状況に大きく影響を受けている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

大学を含め法人全体として、実質的には借入金ゼロの良好な財務環境に加え、平成24(2012)年度に看護学科が完成年度を迎えたことにより、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に努めてきたが、経常収支差額比率は平成27(2015)年度以降悪化の一端を辿っており、収支の抜本的な改善が喫緊の課題となっていることから、その改革に向けた取組みとして経営改善計画（平成30年度～平成34年度）を策定し、財務の改善に取り組んできた。【資料5-4-3】【表5-1】～【表5-5】

（3）5-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和6（2024）年入試において、全学科定員割れの状況となった。学生確保の取り組みは、経営学科だけでなく全学的な最重点課題とし、高大連携の強化、オープンキャンパスの充実等学生の確保に向けた様々な対策を実施する。一方、収入面の強化を図るため、補助金等外部資金の獲得や寄付金収入の確保に努めるとともに、支出面においては、従来からの経費縮減に向けた地道な努力や委託工事費等の見直しに加え、予算要求の仕組みを見直し、教育の質を下げることなく如何に事業経費の削減ができるか、教職員一丸となった取組を実施するなど、財務基盤の強化に努めていく。

エビデンス集（データ編）

- 【表5-1】 財務情報の公表（前年度実績）
- 【表5-2】 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）
- 【表5-3】 事業活動収支計算書関係比率（大学単独）
- 【表5-4】 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）
- 【表5-5】 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）

エビデンス集（資料編）

- 【資料5-4-1】 第1次中期計画
- 【資料5-4-2】 第2次中長期計画
- 【資料5-4-3】 経営改善計画

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、「学校法人藤ノ花学園経理規程」、「学校法人藤ノ花学園経理規程施行細則」及び「学校法人会計基準」に基づき、適正に処理されている。大学の予算については、各学科、各委員会、各部課（室）から提出された予算要求調書を庶務課が取りまとめ、理事長・学長、事務局長等が各責任者からヒアリングを行い、予算案を取りまとめた後、法人本部との調整を経て、理事会に諮り決定している。【資料5-5-1】【資料5-5-2】【資料5-5-3】【資料5-5-4】【資料5-5-5】

予算の執行にあたっては、それぞれの担当者が起案をし、所属長、総務部長、事務局長、副学長、学長、理事長等の合議、承認を経たのち庶務課で支払い手続きを行っている。なお、平成29(2017)年度からの新たな会計システムの導入に併せて、経理規程等の見直しを行っており、迅速かつ的確で、より効率的な会計処理が図られている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学の会計監査は、学校法人藤ノ花学園経理規程、私立学校振興助成法及び文部省通知に基づき、厳正に実施されている。各種の会計帳簿書類及び計算書類等については、監査法人所属の公認会計士による監査を定期的に受けている。監事は、公認会計士とも連携しながら、予算（案）、補正予算（案）、決算（案）、中間決算（案）についての財務監査及び業務監査を行っている。また、監事は評議員会及び理事会に出席し、監査結果の報告を行っている。【資料F-11】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

研修や過去の事例、監事や監査法人の監査結果等をふまえ、予算査定から予算執行に至るそれぞれの段階において、常に適正な会計処理を心がける。

また、平成28(2016)年度から、内部監査実施計画に基づき、会計処理等の内部監査を実施しており、併せて監事への支援体制をも整備しながら、監事監査の更なる充実に向けて取り組む。

エビデンス集（資料編）

【資料F-11】 決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書

【資料5-5-1】 学校法人藤ノ花学園経理規程

- 【資料5-5-2】 学校法人藤ノ花学園経理規程施行細則
- 【資料5-5-3】 学校法人藤ノ花学園支出行為取扱要綱
- 【資料5-5-4】 2023年度予算編成方針
- 【資料5-5-5】 2023年度予算申請の手引き

[基準5の自己評価]

基準項目5-1～基準項目5-5について、それぞれ記述してきたとおり自己判定に基づき、基準5を満たしている

基準6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

自己点検・評価については学則第56条に「教育の水準の向上を図り、本学の目的及びその社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行う。」と規定している。その専門委員会として平成4(1992)年11月1日に「学校法人藤ノ花学園自己点検・評価委員会規程」を制定し、委員会を設置した。この委員会は学園全体の委員会として位置付けられ、理事長、学長、副学長、図書館長、研究科長、学部長、学科長、科長、別科長、IR管理者、事務局長及び法人事務局長並びに規程第5条に定める専門部会の部会長によって構成されている。専門部会は教学部門（大学専門部会、短期大学部専門部会、事務局専門部会）と法人部門に分かれている。【資料6-1-1】

委員会は、原則として隔月の第1水曜日に開催され、「自己点検評価書」を毎年作成し、教育研究活動全般について現状と課題を分析の上、改善方策や評価できる特色について明らかにしている。また、従来の全学的な点検評価体制の基礎の上に、内部質保証の一層の強化を図るため、平成31(2019)年2月には「学校法人藤ノ花学園内部質保証の方針」、「学校法人藤ノ花学園内部質保証推進会議設置要綱」を定め、理事長を議長とする「内部質保証推進会議」を設置した。そこでは、自己点検・評価書の内容や有識者による外部評価結果の報告を受け、改善に向けた提言等を行っている。【資料6-1-2】【資料6-1-3】【資料6-1-4】

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

今後も、より一層、自己点検・評価委員会及び内部質保証推進会議の活動を定着させ、

諸課題に対する提言を改善へとつなげるPDCAサイクルの確立を図る。

エビデンス集（資料編）

- 【資料6-1-1】 学校法人藤ノ花学園 自己点検・評価委員会規程
- 【資料6-1-2】 学校法人藤ノ花学園 内部質保証の方針
- 【資料6-1-3】 学校法人藤ノ花学園 内部質保証推進会議設置要綱
- 【資料6-1-4】 学校法人藤ノ花学園 内部質保証システム（イメージ） 2019.1.8

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では規程に基づき委員会を設置し、毎年、日本高等教育評価機構の定める大学評価基準に準拠した自己点検・評価を行っている。その作業の過程において明らかになった課題は内部質保証推進会議を始め、教学マネジメント会議、教授会、各種委員会、各部署において共有され、特に重点的に取り組むべき事項については、学長・副学長が4月運営幹部会、教授会において明示し、改善に向けて取り組む体制が整備されている。また、毎年作成された『自己点検・評価書』は、理事会へ報告されるとともにWebページで公開し、常時閲覧可能となっている。

なお、令和2(2020)年度より、自己点検・評価委員会の専門部会の一つとして教学マネジメント専門部会を設けたが、効果的な運用をめざし令和3(2021)年12月にこの専門部会を解消し、本学の「教学マネジメントの基本方針」を明示し、「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部合同教学マネジメント会議」を設置した。本会議は学長のリーダーシップのもとで大学及び短大の三つのポリシーを起点とした、「教学」に関する内部質保証システムを構築するものである。自己点検・評価委員会及び内部質保証推進会議と連携しながら、全学レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの三層においてPDCAサイクルを効果的に回している。【資料6-2-1】【資料6-2-2】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価の実施にあたっては評価項目を分担し、各所管・担当で調査・データの収集を行い原案を作成している。本学の現状把握のために行う各調査等はIR室が担当するほか、調査を必要とする委員会及び所管部署がデータの収集と分析を行い、入試

改革や授業改善等に活用している。【資料6-2-3】

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も自己点検・評価委員会、内部質保証推進会議及び教学マネジメント推進会議が有機的な連携を図りながら、改善に向けたPDCAサイクルを構築していく。データ収集と分析については、従来どおり担当委員会や所管部署等で実施するほか、IR室の機能を強化し、収集されたデータを統括し、多面的な活用を推進する。学生代表や学外有識者等による点検・評価の結果も付加し、より高い客観性を持つ自己点検・評価書の作成と、結果に基づく改善を進めていく。

エビデンス集（資料編）

【資料6-2-1】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部における教学マネジメントの基本方針

【資料6-2-2】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部合同教学マネジメント会議設置要綱

【資料6-2-3】 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部IR室規則

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、大学、学科及び研究科ごとの教育目的を明確に定め、これを実現するための方策として、三つのポリシーを定めている。このポリシーを起点として、毎年、自己点検・評価書作成の際に点検・評価を行い、教育の質の改善・向上に反映している。また、この点検・評価結果は内部質保証推進会議と教学マネジメント推進会議で情報共有がなされ、改善を要するものについては提言がなされ、各所管にて検討・改善された結果が内部質保証推進会議及び自己点検・評価委員会にフィードバックされている。特に重点的に取り組むべき事項は年度初めの運営幹部会、教授会において、学長、副学長連名で「今年度の重点項目」として明示され、実行の依頼がなされるなど、大学全体のPDCAサイクルの仕組みが構築されている。

また、理事長・学長のリーダーシップのもと、平成26(2014)年に「第1次中期計画」、

令和元(2019)年には「第2次中長期計画(Wisteria Plan2029)」を策定し、年度ごとに各部門代表者による進捗状況等の報告と次年度に向けた取組内容等の報告会が行われ、ここでもPDCAサイクルが機能している。【資料6-3-1】【資料6-3-2】【資料6-3-3】

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

第2次中長期計画は各学科、研究科の三つのポリシーを起点とし、これまでの自己点検・評価、認証評価の結果を踏まえた改善・向上に向けた計画となっている。今後も、部門ごとに設定された個別の計画（アクションプラン）の進捗状況の確認を行いながら確実に実行する。また、自己点検・評価書作成にあたっては、学生の意見の聴取や外部有識者による点検・評価結果も積極的に取り入れ、内部質保証推進会議及び教学マネジメント推進会議と有機的に連携しながら、PDCAサイクルの機能促進を図る。

エビデンス集（資料編）

【資料6-3-1】 第1次中期計画

【資料6-3-2】 第2次中長期計画(Wisteria Plan2029)

【資料6-3-3】 経営改善計画

[基準6の自己評価]

内部質保証のための組織は整備され、責任体制は明確となっている。自己点検・評価は毎年実施され、学科・研究科の三つのポリシーを起点とする教育の質の保証活動となっている。点検・評価活動は十分な調査・データの収集をもとで実施されており、そのエビデンスは自己点検・評価委員により精査されている。作成された自己点検・評価書は全教職員に公開し周知するとともに、本学Webページで公表している。

三つのポリシー及び第2次中長期計画を踏まえた点検・評価とその結果に基づく改善に取り組んでおり、内部質保証を実質化させるためのPDCAサイクルを構築している。

以上のことから、基準6「内部質保証」の基準を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準A. 地域社会との連携活動

A-1 大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携（理学療法学科）

(1) A-1 の自己判定

基準項目A-1を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1) 本学保健医療学部理学療法学科では、平成31(2019)年4月に高度リハビリテーション人材育成センターを設置し、活動を通して地域社会に貢献している。【資料A-1-1】

1.特定研修施設との連携

医療法人光生会、第二成田記念病院、総合青山病院、医療法人整友会の4施設と特定研修施設の協定を結び、学生教育の向上、職員教育、研究活動の援助などを行なっている。

2.特定研修施設との連携による臨床実習教育推進フォーラムの開催

令和 5(2023)年度は 2 回の開催となった。臨床実習指導者と施設における 2 対 1 実習の展開方法、症例情報の取り扱いについてなど活発な意見交換を行なった。

第 1 回臨床実習教育推進フォーラム【資料 A-1-2】

日時：令和 5 年 8 月 30 日(火) 18 時 30 分～19 時 45 分

場所：保健医療学部 E 棟 4 階会議室

第 2 回臨床実習教育推進フォーラム【資料 A-1-3】

日時：令和 6 年 3 月 6 日(水) 18 時 30 分～19 時 40 分

場所：保健医療学部 E 棟 4 階会議室

3.特定研修施設との連携公開講座の実施【資料 A-1-4】

4 つの特定研修施設との共催で公開講座を本学にて開催し、多数の市民の参加があった。

第1回：11月4日(土) 14:00～15:30

「みんなで学ぼう健康講座 1」担当施設：第二成田記念病院

第2回：11月26日(日) 14:00～15:30

「みんなで学ぼう健康講座 2」担当施設：医療法人整友会

第3回：12月9日(土) 14:00～15:30

「みんなで学ぼう健康講座 3」担当施設：総合青山病院

第4回：1月6日(土) 14:00～15:30

「みんなで学ぼう健康講座 4」担当施設：医療法人光生会

4.高度リハビリテーション人材育成センター特別講演会の実施

高度リハビリテーション人材育成センターでは、2回の特別講演会をZoom Webinarsを併用して実施し、地域の市民および臨床実習施設を含む医療関係者多数が参加した。

第 1 回研修会【資料 A-1-5】

開催日時：2023 年 9 月 9 日（土）15 時 00 分～17 時 20 分

第1部 症例検討：可知病院リハビリテーション科 河合 夏希 先生

研究報告：総合青山病院リハビリテーション科 伊藤 佳歩 先生

第 2 部 特別講演：東京工業大学リベラルアーツ研究教育 教授 佐久間邦弘 先生
演題：「オートファジー：サルコペニア介入への絶大なるヒント」

5.研究助成【資料 A-1-6】

高度リハビリテーション人材育成センターでは令和5(2023)年度研究助成を実施した。

研究課題名：四つ這い移動時の股関節周囲筋群の菌活動に関する基礎的研究股関節安

定化の一要因について～四つ這いを利用した検討～第二報

研究代表者：第二成田記念病院 室田一哉 （協力教員：富田秀仁、横山真吾）

6.臨床実習指導者講習会の開催計画【資料 A-1-7,8】

2023年度は、2回の臨床実習指導者講習会を本学教員の運営により開催した。

7.臨床実習指導者会議講演会【資料A-1-9】

臨床実習指導者会議参加者を対象として講演会を行なった。

日時：2023年4月22日（土）13時30分から15時00分

テーマ：「導入が始まった診療参加型臨床実習の効果と課題を考える」

講師：大塚 圭 先生（藤田医科大学）

2）豊橋市などとの連携により、以下の地域貢献を行っている。

1. 鈴木亜由子杯・穂の国豊橋ハーフマラソン救護ボランティア【資料 A-1-10】

2023年3月24日（土）10:00～

2.愛知県理学療法士会と共催でスポーツ障害予防教室を実施した。【資料 A-1-4】

日時：2022年11月25日（土）9:30～12:00 講師：医療法人整友会 スポーツ班

3.高大連携事業の実施

理学療法およびリハビリテーション関連の理解を深めるため、三遠南信地域における高校生を対象として模擬授業を行った。

4.イオンモール豊川との連携【資料A-1-4】

イオンモール豊川との連携により、地域の住民を対象として以下の活動を行なった。

「sozo ファミリースポーツ&健康フェス」

2023年12月9日（土）10:00～17:00

5.三菱電機名古屋製作所新城工場にて健康講座を実施【資料 A-1-10】

2024年2月9日 講師：理学療法学科 金井章 教授

6.能登半島地震支援活動【資料 A-1-11】

令和6年能登半島地震 JRAT R-スタッフとして、塚田晋太郎助教が派遣された。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

1.高度リハビリテーション人材育成センターにおける活動の充実

令和6(2024)年度も本学理学療法科における臨床実習指導者に対する研修を実施する。臨床実習受け入れ施設における講習会受講済みの実習指導者が充足しつつある状況から、2024年度は回数を1回とする。特定研修施設とは今後も継続的に連携して共同研究を実施し、理学療法研究の推進と、研修施設スタッフの専門性の向上を図っていく。また、一般の方を対象とした公開講座、臨床実習教育推進フォーラム、臨床実習講習会、地域の理学療法士を対象とした講演会などを開催していく。

2.豊橋市などとの連携

三遠南信地域との連携活動として、公開講座や高大連携事業に引き続き積極的に取り

組み、地域に貢献していく。豊橋市とは、穂の国・豊橋ハーフマラソン救護ボランティアなどを継続して取り組んでいく。愛知県理学療法士会とのスポーツ障害予防教室など地域との連携事業も継続して実施することで、地域貢献を進めていく。

エビデンス集（資料編）

- 【資料A-1-1】 豊橋創造大学高度リハビリテーション人材育成センター設置規程
- 【資料A-1-2】 2023年度第1回臨床実習教育推進フォーラム議事録
- 【資料A-1-3】 2023年度第2回臨床実習教育推進フォーラム（議事録）
- 【資料A-1-4】 教授会(第10回)1月 特定研修施設との連携講座
- 【資料A-1-5】 2023教授会議題(第7回)高度リハ講演会
- 【資料A-1-6】 2023年度第1回PT教員会議資料
- 【資料A-1-7】 2023年6月臨床実習指導者講習会 pdf
- 【資料A-1-8】 2024年2月臨床実習指導者講習会
- 【資料A-1-9】 2023年度 臨床実習指導者会議ならびに講演会について（報告：実習WG）
- 【資料A-1-10】 2023教授会議題(第12回)豊橋ハーフマラソン
- 【資料A-1-11】 令和6年能登半島地震 JRAT R-スタッフ派遣について

A-2 大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携（看護学科）

A-2-① 大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携（看護学科）

(1) A-2の自己判定

基準項目A-2を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1. 看護職への研究指導

実習病院である3病院へ本学教員が研究指導を継続している。看護師が研究に取り組むことは、看護の質向上につながるため、地域社会への貢献となっている【資料A-2-1】【資料A-2-2】【資料A-2-3】。

2. 実習指導に関する研修会

実習施設看護職と、実習指導に関する研修会を開催しており、有効な関係構築の機会である。令和5(2023)年は7月に研修会を開催した。【資料A-2-4】

3. 豊橋市などとの連携

豊橋市などとの連携により、以下の地域貢献を行っている。

(1) 高大連携事業の実施【資料A-2-5】

看護学に関する理解を深めるため、東三河地区の高校生を対象にWeb配信でのラーニングフェスタに参加した。また高校訪問、模擬授業、ガイダンスで参加等30回実施した。

(2) 豊川市内病院看護管理者主催研修会での講師【資料A-2-6】

2023年9月7日（木）に豊川市内病院看護管理者主催の研修会として、「渡辺式家族アセスメント/支援モデル 事例検討会」を担当した。24名の参加者であり、多職種で事例検討を行うことができた。参加者全員が自施設で活かせるとの評価であった。

(3) 東郷中学校「在宅医療と介護、福祉を考える会」企画・参加 【資料A-2-7】【資料A-2-8】

新城市東郷中学校の共育の日（9月16日土曜日）に開催された「在宅医療と介護、福祉を考える会」を新城市訪問看護ステーションの訪問看護師と企画し、運営に参加した。3名の看護学科4年生もボランティアで参加した。将来を担う子どもたちへの学びの機会を提供した貴重な社会貢献であるとともに大学広報の機会でもあった。

(4) 愛知県地区活動プロジェクト「看護の魅力を発信」報告 【資料A-2-9】

愛知県内の私立看護系大学が共同し将来の看護を担う中高生に向けて看護の魅力をアピールするイベントを開催し、本学も3名の教員が担当した。看護学を学びたい人材確保につながる有効な広報の機会であった。

(5) ネット・ゲーム依存症対策「オフラインキャンプ」運営 【資料A-2-10】

香川県委託事業であり、岡本助教が運営に参画している。新たな疾患の治療法確立と効果検証であり、社会貢献としての意義は大きい。

(6) 穂の国ハーフマラソン2024救護ボランティア 【資料A-2-11】

2024年3月24日（日）穂の国豊橋ハーフマラソン2024の救護ボランティアとして看護学科教員と1・2年生19名が参加し、10か所の救護ポイントで活動した。

(7) イオンモール豊川子どもたちのお仕事体験イベント「キッズドリームチャレンジ」
【資料A-2-12】

豊川市のイオンモール豊川で開催された「子どもたちのお仕事体験キッズドリームチャレンジ」に看護学科も2024年4月6日（土）に出展し、看護師のお仕事体験を提供した。看護学科の教員2名と学生4名が参加し、小学校1年生から5年生まで16人が白衣を着て看護師の仕事を体験した。

(8) 名古屋市中心のサポーター養成研修講師【資料A-2-13】

厚生労働省では「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築にむけた施策を進めており、施策の一つである心のサポーター養成事業について、名古屋市で実施した研修に、看護学科教員が講師を3回担当した。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

1. 看護職への研究指導

3病院への研究指導を継続するとともに、今年度は「看護学教育研修センター」を立ち上げたため、組織的に研究指導を進める。看護研究に関する研修会を3回1クールで2クール開催し、年度末には「研究発表会（仮）」を開催する。東三河地域の看護の質向

上を目指すとともに、地域貢献、看護学科の広報効果となる。【資料A-2-14】【資料A-2-15】【資料A-2-16】

2. 実習指導に関する研修会

研修会を継続することで、実習指導の質を担保し、社会に貢献できる看護職の育成に努めたい。今年度は、「臨地実習における臨床判断能力の教育方法（仮）」というテーマで実施予定である。

3. 豊橋市などとの連携

高大連携事業では、看護職が職業選択の一助となるよう積極的に取り組みたい。

エビデンス集（資料編）

- 【資料A-2-1】 2023年度豊橋市民病院研究指導
- 【資料A-2-2】 2023年度豊川市民病院研究指導
- 【資料A-2-3】 2023年度渥美病院研究指導
- 【資料A-2-4】 実習指導に関する研修会
- 【資料A-2-5】 2022年度高大連携事業の実施
- 【資料A-2-6】 2022年度保育関係者対象の研修会
- 【資料A-2-7】 「在宅医療と介護、福祉を考える会」講師依頼
- 【資料A-2-8】 「在宅医療と介護、福祉を考える会」
- 【資料A-2-9】 学術集会開催「第33回日本医学看護学教育学会学術集会」
- 【資料A-2-10】 ネット・ゲーム依存症対策「オンラインキャンプ」運営
- 【資料A-2-11】 穂の国ハーフマラソン2024救護ボランティア
- 【資料A-2-12】 イオンモール豊川子どもたちのお仕事体験イベント
「キッズドリームチャレンジ」
- 【資料A-2-13】 「心のサポーター」養成研修 受講者募集
- 【資料A-2-14】 豊橋創造大学看護学研修センター設置規程
- 【資料A-2-15】 豊橋創造大学看護学研修センター運営委員会細則
- 【資料A-2-16】 豊橋創造大学看護学研修センター評価委員会細則

A-3 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供（経営学科）

A-3-① 大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携（経営学科）

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 大学が持っている物的・人的資源の提供と地域社会との連携（経営学科）

本学経営学部経営学科では、次のような活動を通して地域社会に貢献している。

1. 高大連携事業（模擬授業）の実施

経営学部経営学科では、大学の講義形態を体験しながら経営学と会計学、IT 系及び隣接領域の専門知識と技能を習得し、高校での学びの意識を高めることを目的とした高大連携事業に注力している。2023 年度(令和 5 年度)は、豊橋西高校、豊橋商業高校、豊丘高校（1 日体験講座）、新城有教館高校、安城南高校等で授業を行った。

2. 地域企業連携プロジェクト活動の実施

経営学科 3 年生（全員）による地域企業連携プロジェクト活動では、地域の問題解決や活性化に関わる企画を学生が立案し、企業や行政機関などの協力を得ながら地域貢献に取り組んでいる。2023 年度は、「CoderDojo 豊橋」、「地域文化産業研究会(豊橋 LAB) プロジェクト」、「豊橋エコタウン・プロジェクト」、「SDGs 新商品クラウドファンディング・プロジェクト」、「のんほいパーク盛り上げ隊！」の 5 プロジェクトを実施した。

【資料 A-3-2】【資料 A-3-3～7】

3. インターンシップ実習の実施と座談会の開催

経営学部経営学科では、大学と産業界が協力して人材を育成する産学連携教育型インターンシップには従前から力を入れてきた。2023 年度はインターンシップ制度の変更（4 類型化）などによる混乱もあり、単位認定型のインターンシップ科目の履修者は最終的には 3 年生 3 名となり、5 事業所での就業体験に参加した。

インターンシップ終了後には、実習参加者、経営学科 2 年生および協力企業の実習担当者が参加してインターンシップ報告会（10 月 31 日）を実施した。また、報告会に引き続き、経営学科長および就職・インターンシップ委員、インターンシップ協力企業の実習担当者との座談会を実施した。当日は 11 事業所から 14 名の担当者の方に参加いただき、インターンシップの 4 類型への変更の影響や今後の課題、方向性について意見交換を行った。その中で、次年度以降のインターンシップの採用選考活動への活用への現段階での検討状況についても意見収集を行った。【資料 A-3-8】

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

1. 高大連携事業（模擬授業）の充実

高校教育における問題発見力や解決力育成を目的とした課題研究に関する授業の要望が増えており、マンパワーの許す限りで対応したい。豊橋西高については、科目の内容に合わせた講義の実施内容および時期の変更などの見直しを行っている。また、教員間における講義資料の共有などにより、業務の相互分担を図りたい。

2. 地域企業連携プロジェクトの質の向上

これまでの活動実績を背景に、企業や行政機関等からの協力要請が増しており、活動の質の向上と指導教員の負担軽減が課題となっている。2023 年度は、空間位置情報技術をベースに、東三河地域の山岳観光資源の魅力を発見・発信するプロジェクトを新た

に立ち上げた。また、プロジェクト活動の全体スケジュールを見直すとともに(例えば、最終発表の時期を入試や卒業研究発表会と重複しないよう調整)、報告会の準備や PR 活動に学生の参加を促した。

3. インターンシップの内容の精査と位置づけの見直し

就職活動の早期化、2022 年 6 月の文部科学省・厚生労働省・経済産業省の三省合意改正等を受たけインターンシップの 4 類型化および「インターンシップ」と称するための取り組み要件の定義、さらには受け入れ先企業(本学の協力企業)のインターンシップの採用選考活動への活用など、制度を取り巻く状況の大きな変化に対応できるよう、今後の動向を注視しながら内容の精査と科目としての位置づけの再検討を進める。基本的には、将来のキャリアを検討する機会としての参加と専門性から適性を判断するための参加の 2 つの就業体験の機会を確保しながら、それぞれの体験内容に合わせて事前準備・事後指導の目的・目標と内容をより明確にして実施科目を分離する方向で検討を進める。

また、専門性をより高めるインターンシップの実施に向けて、プロジェクト活動や卒業研究と関連させるような就業体験プログラムの開発を、連携可能な協力企業を絞り込みながら検討する。

エビデンス集(資料編)

【資料 A-3-2】 2023 年度のプロジェクト活動テーマ

<http://ba.sozo.ac.jp/archives/11956>

【資料 A-3-3】 CoderDojo Toyohashi

<http://ba.sozo.ac.jp/projinfo/2023imai>

【資料 A-3-4】 地域文化産業研究会豊橋 LAB | Twitter

<http://ba.sozo.ac.jp/projinfo/2023iwamoto>

【資料 A-3-5】 SDGs 新商品クラウドファンディング・プロジェクト

<http://ba.sozo.ac.jp/projinfo/2023suzuki>

【資料 A-3-6】 SOZO 山岳研究プロジェクト

<http://ba.sozo.ac.jp/projinfo/2023nakazawa>

【資料 A-3-7】 のんほいパーク盛り上げ隊!プロジェクト

<http://ba.sozo.ac.jp/projinfo/2023miwayama>

【資料 A-3-8】 2023 年度経営学科インターンシップ報告会・座談会

<http://ba.sozo.ac.jp/archives/12096>

基準B. 教育目標達成のための基準

B-1-① 教育研究活動の質的向上を目指した特色ある取組

(1) B-1-1 の自己判定

基準項目B-1を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 教育研究活動の質的向上を目指した特色ある取組

1. 健康科学セミナーの実施

大学院健康科学研究科の教育に携わる教員の活力ある研究活動の実現及び質的向上を図ることを目的として、「健康科学セミナー」を開催している。「健康科学セミナー」は、最先端の医学・医科学・医療・福祉等に関する研究をリードする新進気鋭の研究者並びに実践者から研究に係る最新の情報を入手すること、他大学院との交流を活性化することを目的として定期的に開催している。本セミナーは、本研究科専任教員（兼任教員も含む）のみならず、本学教員（兼任も含む）及び大学院生を対象とすると共に、関連施設への案内もすることで、他大学院あるいは関連施設との交流を活性化することを目的としている。（表B-1-1）

2. 海外留学支援制度

大学院健康科学研究科の教育課程のさらなる充実と、専任教員の研究活動を支援し、かつ大学院生の海外留学先を開拓するために、大学院健康科学研究科の専任教員1人を対象とした「海外短期留学」を支援する制度を平成24(2012)年度に制定した。この制度の利用実績は平成30(2019)年3月までに5回となっている。（表B-1-2）しかし、令和元（2019）年度よりこの制度は中断されている。

(3) B-1の改善・向上方策（将来計画）

健康科学セミナーは今後も継続して実施し、最先端の研究に教員や大学院生が触れる機会を提供していく予定である。これまで、在学中に海外留学を希望する大学院生はなく、大学院生の海外留学（海外での学会発表を除く）も実施された実績はない。しかし、健康科学研究領域のグローバル化は進んでいることから、海外留学支援制度を復活させて、海外留学を希望する大学院生の海外留学先の開拓や海外の研究機関等と共同研究実施へ向けて努めていく。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の目的は学則第 1 条に定めている。	1-1
第 85 条	○	本学の学部は学則第 2 条に定めている。	1-2
第 87 条	○	本学の修業年限は学則第 4 条に定めている。	3-1
第 88 条	○	学則第 13 条及び「豊橋創造大学単位認定に関する規程」に入学前の既取得単位等の認定に関して明示している。	3-1
第 89 条	－	該当なし。在学期間 4 年未満の卒業を認めていない。	3-1
第 90 条	○	入学資格は学則第 15 条に規定し、学生募集要項に明示している。	2-1
第 92 条	○	教職員組織については学則第 39 条、第 39 条の 2、及び第 40 条に定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については学則第 41 条～第 45 条に定めている。	4-1
第 104 条	○	学位の授与については学則第 31 条、並びに「豊橋創造大学学位規程」に明示している。	3-1
第 105 条	○	本学の学生以外の者を対象とした特別の課程については「豊橋創造大学履修証明プログラムに関する規程」に明示している。	3-1
第 108 条	－	該当なし。本学は短期大学を設置していないが、同一法人が豊橋創造大学短期大学部を設置している。	2-1
第 109 条	○	点検・評価の実施については、学則第 56 条に明示し、自ら点検及び評価を実施している。	6-2
第 113 条	○	本学の教育研究活動については、本学 Web サイトにおいて公表している。	3-2
第 114 条	○	大学学則第 39 条及び第 39 条の 2 に規定し業務に従事している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 28 条に編入学等による入学について明示し、編入学試験は経営学部経営学科にて実施している。	2-1
第 132 条	○	学則第 28 条に編入学等による入学について明示し、編入学試験は経営学部経営学科にて実施している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

豊橋創造大学

	状況		基準項目
第 4 条	○	学則記載事項について、修業年限(学則第 4 条)、学年(第 5 条)、学期(第 6 条)、休業日(第 8 条)、部科及び課程の組織(第 2 条、第 2 条の 2)、教育課程(第 9 条)、授業日時数(第 7 条)、学習の評価(第 11 条)、課程修了の認定(第 30 条)、収容定員(第 3 条)、職員組織(第 39 条、第 39 条の 2)、入学(第 14 条～第 19 条)、退学(第 26 条)、転学(第 28 条)、休学(第 21 条～第 24 条)、卒業(第 30 条、第 31 条)、授業料、入学金その他の費用徴収(第 34 条～第 38 条)、賞罰(第 32 条、第 33 条)について明示し遵守している。寄宿舎に関しては該当なし。	3-1 3-2
第 24 条	○	学生の学籍、成績、健康状況については「学籍原簿」「成績原簿」「健康診断個人結果票」により保存・管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生の懲戒については、学則第 33 条及び「豊橋創造大学学生懲戒規程」に定め、実施している。	4-1
第 28 条	○	大学に備えるべき表簿は「豊橋創造大学文書保存規程」に基づき保管している。	3-2
第 143 条	○	本学では代議員会等として運営幹部会を置き、学則第 41 条～第 45 条及び「豊橋創造大学運営組織規程」に定めている。	4-1
第 146 条	○	科目等履修生の修業年限の通算について、修得に要した期間は認めていないが、修得済単位数の認定については「豊橋創造大学単位認定に関する規程」に則り行っている。	3-1
第 147 条	－	該当なし。	3-1
第 148 条	－	該当なし。	3-1
第 149 条	－	該当なし。	3-1
第 150 条	○	入学資格については、学則第 15 条に定め、実施している。	2-1
第 151 条	－	該当なし。学校教育法第 90 条第 2 項による入学は実施していない。	2-1
第 152 条	－	該当なし。学校教育法第 90 条第 2 項による入学は実施していない。	2-1
第 153 条	－	該当なし。学校教育法第 90 条第 2 項による入学は実施していない。	2-1
第 154 条	－	該当なし。学校教育法第 90 条第 2 項による入学は実施していない。	2-1
第 161 条	○	学則第 28 条に編入学等による入学について明示し、編入学試験は経営学部経営学科にて実施している。	2-1
第 162 条	○	学則第 28 条に編入学等による入学について明示し、編入学試験	2-1

豊橋創造大学

		は経営学部経営学科にて実施している。	
第 163 条	○	学則第 5 条に定め、実施している。	3-2
第 163 条の 2	○	学則第 11 条、各学科履修規程において認定した単位について、成績証明書を交付している。	3-1
第 164 条	○	「豊橋創造大学履修証明プログラムに関する規程」において明示している。	3-1
第 165 条の 2	○	大学及び大学院において、大学、研究科、学科ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシーを定め、三つのポリシーとして明示し、本学 Web サイト及び履修案内に明示している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	点検・評価については、学則第 56 条及び「学校法人藤ノ花学園自己点検・評価委員会規程」の定めに基づき実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	本条項に規定された項目に基づき、本学 Web サイトにおいて教育研究活動等の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	課程を終了した者に対する学位については学則第 31 条並びに「豊橋創造大学学位規程」に基づき授与している。	3-1
第 178 条	○	学則第 28 条に編入学等による入学について明示し、編入学試験は経営学部経営学科にて実施している。	2-1
第 186 条	○	学則第 28 条に編入学等による入学について明示し、編入学試験は経営学部経営学科にて実施している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	法令の遵守はもとより、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	各学科の教育研究上の目的は学則第 3 条 2 に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	大学入学試験委員会及び入試センターを中心に、公平かつ適切に入学者選抜を実施している。	2-1
第 3 条	○	教育研究の必要に応じ、経営学部と保健医療学部を設置している。	1-2

豊橋創造大学

第4条	○	学則第2条2の通り、経営学部には経営学科、保健医療学部には理学療法学科と看護学科を設置している。	1-2
第5条	－	該当なし	1-2
第6条	－	該当なし。学部以外の基本組織を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教育研究実施組織は、大学設置基準に基づき、編成されている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	授業科目の担当教員の取扱いは、経過措置として旧設置基準により運営しており、その内容により適切に担当教員を配置し開講している。	3-2 4-2
第9条	○	教育研究上必要があり、授業を担当しない教員（学長）を置いている。	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	×	教員数は経過措置である旧設置基準により運営している。2024年4月1日においては基準数を満たしていたが、4月17日に経営学科教授が1名逝去され、5月1日現在、経営学科の教員数が1名、大学全体の教授数が1名欠員状態にあるため、募集を行っている。	3-2 4-2
第11条	○	大学合同FD委員会規程及び大学合同SD委員会規程により研修の機会を設けている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	学長は「豊橋創造大学学長選考規程」に則り、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる人物を選定している。	4-1
第13条	○	大学設置基準に準拠した「豊橋創造大学教員資格基準Ⅰ教授の資格」を定め、有資格者を教授として昇任または採用している。	3-2 4-2
第14条	○	大学設置基準に準拠した「豊橋創造大学教員資格基準Ⅱ准教授の資格」を定め、有資格者を准教授として昇任または採用している。	3-2 4-2
第15条	○	大学設置基準に準拠した「豊橋創造大学教員資格基準Ⅲ講師の	3-2

豊橋創造大学

		資格」を定め、有資格者を講師として昇任または採用している。	4-2
第 16 条	○	大学設置基準に準拠した「豊橋創造大学教員資格基準Ⅳ助教の資格」を定め、有資格者を助教として昇任または採用している。	3-2 4-2
第 17 条	○	大学設置基準に準拠した「豊橋創造大学教員資格基準Ⅴ助手の資格」を定め、有資格者を助手として採用している。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員は学則第 3 条に規定し、遵守している。	2-1
第 19 条	○	教育課程は本学のカリキュラム・ポリシーに基づき適切に編成している。	3-2
第 19 条の 2	－	該当なし。連携開設科目を開設していない。	3-2
第 20 条	○	教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、及び、自由科目に分け各年次に配当し、学則第 9 条別表 1-1～1-3 において明示している。(ただし、※経営学科には自由科目なし、現状は必修、選必、選択、の分類で実施している。)	3-2
第 21 条	○	各授業の単位数は学則第 9 条別表 1-1～1-3 において明示している。また、学則第 9 条 3 項において単位の計算方法を示している。	3-1
第 22 条	○	学則第 7 条において年間の授業日数が 35 週にわたることを明示している。	3-2
第 23 条	○	学則第 9 条 3 項に定める単位の基準を満たすため、学則第 6 条に定める通り、1 学年を春学期、秋学期に区分し、それぞれの授業時間を 15 週単位として履修案内及び学年暦に明示している。	3-2
第 24 条	○	授業を行う学生数については、教育効果、教室の収容人数などを考慮した適切な人数としている。	2-5
第 25 条	○	豊橋創造大学履修案内（シラバス）において、各授業の実施方法を明示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	豊橋創造大学履修案内（シラバス）において、各授業の授業計画及び成績評価の基準を明示している。	3-1
第 26 条	－	該当なし。昼夜開講制を取っていない。	3-2
第 27 条	○	単位の授与については、学則第 9 条 2 項及び第 9 条 3 項において明示している。	3-1
第 27 条の 2	○	「豊橋創造大学保健医療学部看護学科履修規程」「豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科履修規程」「豊橋創造大学経営学部経営学科履修規程」及び各学科履修案内（シラバス）において 1 年間あるいは学期において履修できる単位数の上限を明示している。	3-2
第 27 条の 3	－	該当なし。他大学と連携する授業科目は開設していない。	3-1

豊橋創造大学

第 28 条	○	学則第 12 条及び「豊橋創造大学単位認定に関する規程」第 5 条、第 5 条 2 項、第 5 条 3 項において明示している。	3-1
第 29 条	○	大学設置基準に基づき、学則第 12 条及び「豊橋創造大学単位認定に関する規程」第 5 条、第 5 条 2 項、第 5 条 3 項の規定に準じて個別に審査し、単位を認定する。	3-1
第 30 条	○	学則第 13 条及び「豊橋創造大学単位認定に関する規程」において、入学前の既取得単位等の認定に関して明示している。	3-1
第 30 条の 2	－	該当なし。長期履修制度を設けていない。	3-2
第 31 条	○	学則第 48 条、49 条及び「豊橋創造大学科目等履修生規程」に明示している	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 30 条に明示している。	3-1
第 33 条	－	該当なし。該当する学部等を設置していない。	3-1
第 34 条	○	本学校地は、教育に相応しい環境を持ち、学生が休息に利用するに適当な空き地を備えている。	2-5
第 35 条	○	運動場として第 1 グランド、第 2 グランドを有しており、その他体育文化ホール 2F アリーナを設置している。	2-5
第 36 条	○	校舎等について、当該 36 条に掲げる専用施設を全て備えている。	2-5
第 37 条	○	校地について、当該 37 条に掲げる面積を超している。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎について、当該 37 条の 2 に掲げる面積を超している。	2-5
第 38 条	○	教育研究に要する備えるべき資料、人員等全て備えている。	2-5
第 39 条	－	該当なし。該当する学部を設置していない。	2-5
第 39 条の 2	－	該当なし。該当する学部を設置していない。	2-5
第 40 条	○	機械、器具について、学生利用可能パソコンを備え、インターネットや学内ネットワーク、実験機器を備えている。	2-5
第 40 条の 2	－	該当なし。二以上の校地はない。	2-5
第 40 条の 3	○	毎年度、必要な教育研究費を予算化し、教育研究に相応しい提供の準備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称は建学の精神、目的を現した明確な名称である。	1-1
第 41 条	○	該当なし 学部等連携課程を有していない	3-2
第 42 条	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	1-2
第 42 条の 2	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	2-1
第 43 条の 3	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-2
第 42 条の 4	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-2
第 42 条の 5	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-1

豊橋創造大学

第 42 条の 6	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-2
第 42 条の 7	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	2-5
第 42 条の 8	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-1
第 42 条の 9	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-1
第 42 条の 10	－	該当なし。専門職学科を設置していない。	2-5
第 43 条	－	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-2
第 44 条	－	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 45 条	－	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 46 条	－	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-2 4-2
第 47 条	－	該当なし。共同教育課程を設置していない。	2-5
第 48 条	－	該当なし。共同教育課程を設置していない。	2-5
第 49 条	－	該当なし。共同教育課程を設置していない。	2-5
第 49 条の 2	－	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	3-2
第 49 条の 3	－	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	4-2
第 49 条の 4	－	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	4-2
第 58 条	－	該当なし。外国に学部・学科その他の組織を設置していない。	1-2
第 59 条	－	該当なし。学校教育法 103 条に定める大学院を設置していない	2-5
第 61 条	－	該当なし。新たな大学等を設置していない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の授与について、学則第 30 条第 2 項、学則第 31 条及び「豊橋創造大学学位規程」で明示している	3-1
第 10 条	○	学位の専攻分野の名称について、「豊橋創造大学学位規程」で明示している。	3-1
第 10 条の 2	－	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 13 条	○	学位規程について、「豊橋創造大学学位規程」で明示している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

豊橋創造大学

第 24 条	○	豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部・豊橋創造大学大学院が バナンス・コードを設け、定期的に遵守状況を確認している。	5-1
第 26 条の 2	○	本法人は、私立学校法を遵守し、理事、監事、評議員、職員、そ の他の関係者に対し特別の利益供与を行っていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄付行為を大学及び高等学校の事務所に備え置き、閲覧に対応 可能としているほか、本学 Web サイトで公表している。	5-1
第 35 条	○	役員については、学校法人藤ノ花学園寄附行為第 5 条及び第 7 条に明記し、配置している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員の関係については、私立学校法が定める委任に 関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会については、学校法人藤ノ花学園寄附行為第 15 条に明記 し、設置している。	5-2
第 37 条	○	役員の職務については、学校法人藤ノ花学園寄附行為第 11 条、 第 13 条、第 14 条に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員の選任については、学校法人藤ノ花学園寄附行為第 6 条及 び第 7 条に明記し、遵守している。なお、これら役員の選任に は、学外者を加えるよう留意するとともに、配偶者または三親等 以内の親族、学校教育法第 9 条に抵触する役員を含めないよう 留意し、私学法第 38 条を遵守している。	5-2
第 39 条	○	役員の兼職禁止については、学校法人藤ノ花学園寄附行為第 7 条 に明記し、遵守している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、学校法人藤ノ花学園寄附行為第 9 条に 明記し、遵守している。	5-2
第 41 条	○	評議員会については、学校法人藤ノ花学園寄附行為第 18 条及び 第 21 条に明記し、遵守している。なお、私立学校法第 44 条の 5 において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第 113 条 第 1 項賠償の責任を負う額の評議員会の議決は、その議事の議 決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数を もって決することとしている。	5-3
第 42 条	○	評議員会にあらかじめ意見を聴かねばならない事項について、 学校法人藤ノ花学園寄附行為第 20 条に明記し、遵守している。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等については、学校法人藤ノ花学園寄附行 為第 21 条に明記し、遵守している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任については、学校法人藤ノ花学園寄附行為第 22 条 に明記し、遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員は、私立学校法が定めるところにより、学校法人に対して損	5-2

豊橋創造大学

		害賠償責任があることを理解し、適正に対処している。	5-3
第 44 条の 3	○	役員は、私立学校法が定めるところにより、第三者に対して損害賠償責任があることを理解し、適正に対処している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員は、私立学校法が定めるところにより、連帯責務者となる場合があることを理解し、適正に対処している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定の準用については、同法第 112 条から第 116 条までの規定は私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の責任について、一般社団・財団法人法第二章第三節第九款の規定は学校法人について、それぞれ準用することとしている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更については、学校法人藤ノ花学園寄附行為第 42 条に明記し、認可・届出の手続きをしている。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画については、学校法人藤ノ花学園寄附行為第 31 条に明記し、作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	決算及び事業の実績については、学校法人藤ノ花学園寄附行為第 33 条に明記し、評議員会に報告のうえ、意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	財産目録等については、学校法人藤ノ花学園寄附行為第 34 条に明記し、備付及び閲覧に供している。	5-1
第 48 条	○	役員に対する報酬については、学校法人藤ノ花学園寄附行為第 36 条及び、学校法人藤ノ花学園役員及び評議員の報酬等に関する規程に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度については、学校法人藤ノ花学園寄附行為第 38 条に明記し、遵守している。本法人の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表については、学校法人藤ノ花学園寄附行為第 35 条に明記し、遵守している。本学 Web サイトにて公開している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	本学大学院の目的は大学院学則第 2 条に定めている。	1-1
第 100 条	○	本学大学院の研究科は大学院学則第 6 条に明示している。	1-2
第 102 条	○	本学大学院の入学資格は大学院学則第 25 条に明示している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

豊橋創造大学

	状況		基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 25 条で明確に規定し、「大学院学生募集要項」で明示している。	2-1
第 156 条	－	該当なし。	2-1
第 157 条	○	大学院学則第 25 条で明確に規定し、「大学院学生募集要項」で明示している。	2-1
第 158 条	－	該当なし。学校教育法第 102 条第 2 項による入学者を受け入れていない。	2-1
第 159 条	－	該当なし。学校教育法第 102 条第 2 項による入学者を受け入れていない。	2-1
第 160 条	－	該当なし。学校教育法第 102 条第 2 項による入学者を受け入れていない。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	法令の遵守はもとより、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	教育研究上の目的は大学院学則第 2 条に明示している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学入学試験委員会及び入試センターを中心に、公平かつ適切な入学者選抜を実施している。	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 3 条の規定の通り、修士課程を置いている。	1-2
第 2 条の 2	－	該当なし。専ら夜間において教育を行う課程はない。	1-2
第 3 条	○	修士課程について大学院学則第 3 条に定めている。	1-2
第 4 条	－	該当なし。博士課程は設置していない。	1-2
第 5 条	○	本大学院の研究科は大学院学則第 2 条及び第 6 条に定めている。。	1-2
第 6 条	○	本大学院の専攻は大学院学則第 6 条に定めている。	1-2
第 7 条	○	本大学院研究科の専任教員は基本的に全員学部にも所属し、適切な連携をもって運営している。	1-2
第 7 条の 2	－	該当なし。複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	－	該当なし。研究科以外の教育研究上の基本となる組織を設置し	1-2

豊橋創造大学

		ていない。	3-2 4-2
第 8 条	○	大学院は、教育研究上の目的を達成するため、その資格を大学院学則第 12 条で規定するとともに、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じた必要な教員数を配置している。また、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を適切に編成している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	○	大学院は、教育研究上の目的を達成するため、その資格を大学院学則第 12 条で規定するとともに、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じた必要な教員数を配置している。	3-2 4-2
第 9 条の 3		大学院の教員は、基礎とする学部の教員が兼務していることから、全学としての合同 FD 活動に参加している。また、大学院独自の取り組みとして、「健康科学セミナー」を年 2 回を目途に開催している。（「健康科学セミナー」は、最先端の医学・医科学・医療・福祉等に関する研究をリードする新進気鋭の研究者ならびに実践者から研究に係る最新の情報を入手するとともに、他大学院との交流を活性化することを目的として、定期的で開催している。）	3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	大学院学則第 7 条で明確に定めている。	2-1
第 11 条	○	大学院学則第 16 条、第 17 条で明確に定めている。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 15 条で明確に定めている。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院学則第 15 条並びに「履修案内」 I. 大学院設立の趣旨・内容・特徴・期待する成果など II. 教育課程の編成の考え方と特色 III. 授業科目及び履修方法 で明示している。	2-2 3-2
第 14 条	○	本大学院は夜間又はその他特定の時間に授業又は研究指導を行っている。	3-2
第 14 条の 2	○	毎年「履修案内」にて 1 年間の授業計画並びに研究指導計画、及び学位論文審査基準を明示している。	3-1
第 15 条	○	大学院学則第 17 条、第 20 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 41 条、「豊橋創造大学大学院長期履修生に関する規程」「豊橋創造大学大学院単位認定に関する規程」「豊橋創造大学科目等履	2-2 2-5 3-1

豊橋創造大学

		修生規程」に明確に定めている。	3-2
第 16 条	○	大学院学則第 21 条で明確に定めている。	3-1
第 17 条	－	該当なし。博士課程前期の課程を設置していない。	3-1
第 19 条	○	大学院の教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等は、適切に備えている。	2-5
第 20 条	○	大学院の教育研究に必要な機械・器具等は適切に備えている。	2-5
第 21 条	○	大学院の教育研究に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等、適切かつ系統的に備えている。	2-5
第 22 条	○	大学院の教育研究のために、学部教育研究に支障がでない範囲で、施設・設備等を学部と共用で使用している。	2-5
第 22 条の 2	－	該当なし。	2-5
第 22 条の 3	○	大学院の教育研究の目的を達成するために、毎年度、大学院関連予算を予算化している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は、教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 23 条	－	該当なし。独立大学院を設置していない。	1-1 1-2
第 24 条	－	該当なし。独立大学院を設置していない。	2-5
第 25 条	－	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第 26 条	－	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第 27 条	－	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2 4-2
第 28 条	－	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	－	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	2-5
第 30 条	－	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	－	該当なし。研究科等連携課程を設置していない。	3-2
第 31 条	－	該当なし。共同教育課程を編成する専攻を設置していない。	3-2
第 32 条	－	該当なし。共同教育課程を編成する専攻を設置していない。	3-1
第 33 条	－	該当なし。共同教育課程を編成する専攻を設置していない。	3-1
第 34 条	－	該当なし。共同教育課程を編成する専攻を設置していない。	2-5
第 34 条の 2	－	該当なし。工業を専攻する研究科を設置していない。	3-2
第 34 条の 3	－	該当なし。工業を専攻する研究科を設置していない。	4-2

豊橋創造大学

第 42 条	－	該当なし。博士課程を設置していない。	2-3
第 43 条	○	研究科パンフレットや研究科 Web サイトで修学支援制度を明示している。厚生労働省「専門実践教育訓練給付金」の対象講座として指定を受けていることをパンフレットや研究科 Web サイトで明示している。	2-4
第 45 条	－	該当なし。外国に研究科、専攻その他の組織を設置していない。	1-2
第 46 条	－	該当なし。新たな大学院等の設置はしていない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2、6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2、4-2
第 5 条			3-2、4-2
第 5 条の 2			3-2、3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2、3-2
第 9 条			2-2、3-2

第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2、2-2 2-5、3-2 4-2、4-3
第 18 条			1-2、3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2、3-1 3-2
第 27 条			3-1

第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2、6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 22 条、23 条及び「学位規程」で明確に定めている。	3-1
第 4 条	－	該当なし。博士課程を設置していない。	3-1
第 5 条	○	学位規程第 8 条に明示している。	3-1
第 12 条	－	該当なし。	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2、6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2、3-2

第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2、4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2、3-2
第12条			2-2、3-2
第13条			6-2、6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当なし。場合は「－」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。